

第3次和泉市環境基本計画 (中間見直し版)

令和3(2021)年3月

令和8(2026)年3月改定

和泉市

はじめに

昨今、社会情勢は目まぐるしく変化しており、貧困、紛争、気候変動、感染症など、人々がこれまでに経験したことのなかったような多くの課題に直面しております。

環境分野においても、地球温暖化や生物多様性の喪失など様々な問題が発生しており、未来の人々が安全で健康かつ快適な生活を営むことができるよう、一人一人ができることから行動していくことが求められています。

世界においては、平成 27 (2015) 年の国連総会にて、SDGs (持続可能な開発目標: Sustainable Development Goals) が採択され、様々な環境問題への取り組みが始まりました。わが国でも、2050 年までに二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの実質排出量ゼロにすることを法律に明記することとし、脱炭素社会の構築に向けた「ゼロカーボンシティ」の取組支援や、地域循環共生圏の創造など、持続可能な未来の実現に向けて、取り組みが始まっているところです。

和泉市では、現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的に、「和泉市環境基本条例」に基づく「第 2 次和泉市環境基本計画」を平成 23 (2011) 年 3 月に策定し、これまで各分野で環境保全のための取組みを、総合的かつ計画的に進めてきました。

計画策定後 10 年が経過したことに伴い、計画の方向性は維持しつつ、激変した環境情勢に対応していくため、このたび「第 3 次和泉市環境基本計画」を策定しました。

第 3 次和泉市環境基本計画では、脱炭素化の実現や生物多様性の保全、循環型社会の構築に向けて、新たな指標や施策を創出しており、市民の皆様や事業者の方々と協働して、持続可能なまちづくりを推進して参りたいと存じます。

結びになります。この計画の策定にあたり、ご尽力賜りました和泉市環境審議会及び和泉市環境基本計画専門部会の各委員の皆様をはじめ、数多くの貴重なご意見をいただきました市民や事業者の皆様に、心から御礼を申し上げます。



令和 3 (2021) 年 3 月

和泉市長

辻 宏 康

目 次

本計画の概要.....	i, ii
1. 計画の改定にあたって.....	1
1-1 計画改定の背景.....	1
1-2 計画の目的.....	4
1-3 計画の位置付けと役割.....	4
1-4 計画の対象範囲.....	5
1-5 計画の対象となる主体.....	6
1-6 計画の期間.....	6
2. 和泉市の環境の概況.....	7
2-1 和泉市の概要.....	7
2-2 上位・関連計画等.....	15
2-3 アンケート調査結果.....	20
3. 第2次和泉市環境基本計画における課題.....	23
4. 和泉市の目指す姿.....	33
4-1 和泉市の望ましい環境像.....	33
4-2 基本目標.....	34
4-3 代表指標と目標値.....	35
4-4 市民等・事業者・市の役割.....	37
5. 望ましい環境像の実現に向けた取組み.....	39
5-1 施策の体系.....	39
5-2 望ましい環境像の実現に向けた取組み.....	41
6. 重点プロジェクト.....	72
6-1 重点的な取組みの役割.....	72
6-2 期間.....	72
6-3 重点的な取組みの視点.....	72
6-4 気候変動対策.....	73
6-5 生物多様性の保全.....	80
6-6 循環型社会の形成.....	83
7. 計画の推進に向けた方策.....	86
7-1 計画の推進体制.....	86
7-2 計画の進行管理.....	88
【参考資料】	
1. 和泉市の環境の現状.....	90
1-1 和泉市の概況.....	90
1-2 上位・関連計画.....	118

2.	和泉市環境審議会諮問・答申.....	131
3.	和泉市環境審議会委員名簿.....	133
4.	第3次和泉市環境基本計画専門部会委員名簿.....	134
5.	第3次和泉市環境基本計画策定の経緯.....	135
6.	第3次和泉市環境基本計画 策定体制図.....	136
7.	和泉市環境基本条例.....	137
■	用語集.....	140

コラム目次

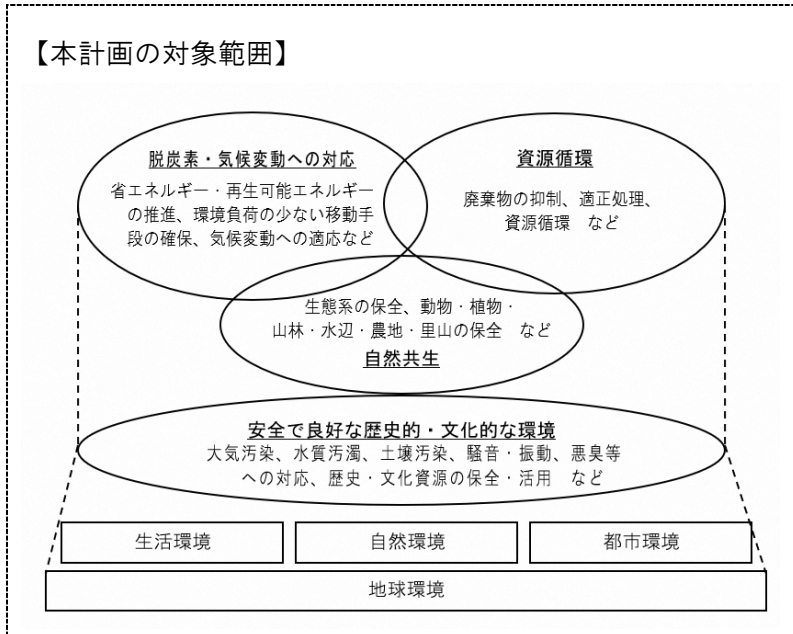
1	SDGsについて.....	15
2	市の環境学習「夏休み親子で楽しむエコ教室」について.....	43
3	RE100の実現に向けた「再エネ調達実践ガイド（環境省）」について.....	48
4	気候変動への「適応」について.....	52
5	和泉市の自然環境調査について.....	54
6	和泉市みどりの基本計画改定について.....	59
7	家庭用廃食油の回収について.....	61
8	プラスチック資源循環(3R+ Renewable)の取組みの促進について.....	63
9	和泉市の災害に強いまちづくりの取組みについて.....	70

本計画の概要

1. 計画の改定にあたって (☞p.1)

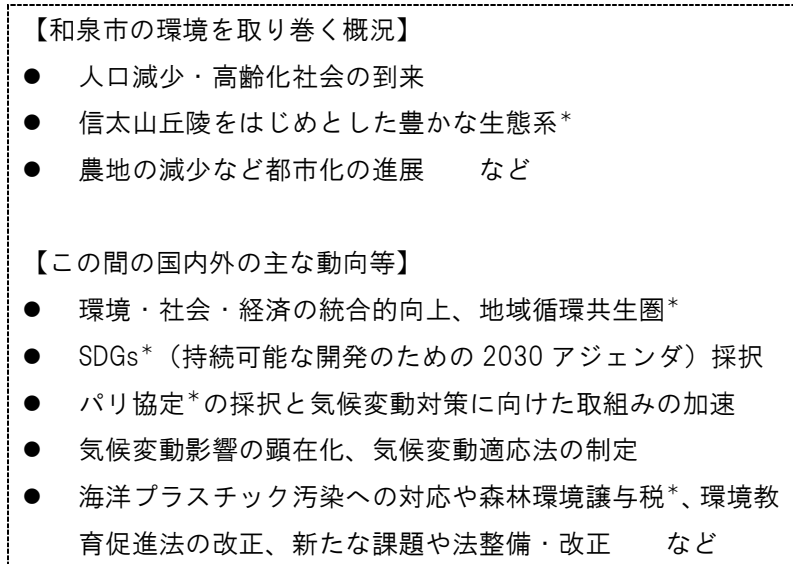
本計画は、市民等・事業者・市の協働のもと、多岐にわたる環境問題に対して、効果的な取組みが実施できるよう今後10年間の目指す姿と取組みをとりまとめたものです。

改定の背景となる国内外の動向や計画の目的・位置づけ、また、役割や対象範囲、期間などの基本的事項を記載しています。



2. 和泉市の環境の概況 (☞p.7)

和泉市の環境に関する概要と本計画策定のために実施したアンケート結果の概要を示しています。



3. 第2次和泉市環境基本計画における課題 (☞p.23)

本市の環境にかかる現状や取組状況などから、基本目標1～5について、前計画である第2次和泉市環境基本計画の評価、事業の取組状況及び今後の課題を整理しています。

文中に「*」のついた言葉については、巻末の用語集で解説を付けています。

4. 和泉市の目指す姿（☞p.33）

5. 望ましい環境像の実現に向けた取組み（☞p.39）

本市が目指す望ましい環境像と5つの基本目標を設定するとともに、目標別に代表指標と目標値、モニター指標を設定しています。また、それぞれに基本施策、取組方針を設定しています。

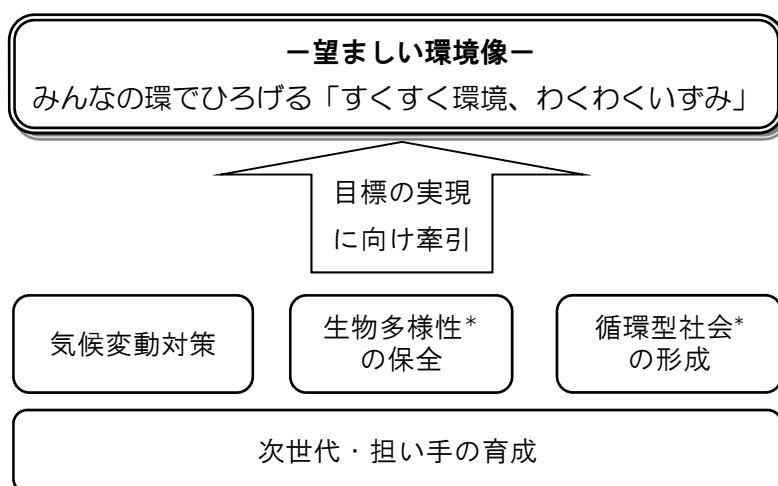
－望ましい環境像－
みんなの環でひろげる「すくすく環境、わくわくいずみ」

基本目標	基本施策
1 みんなで考え取り組むまちをつくる (参加・協働)	1 環境学習の推進
	2 環境活動の支援・促進
2 脱炭素*化に向けて取り組む持続可能なまちをつくる (気候変動)	1 エネルギーの適切な利用
	2 環境に配慮した移動の促進
	3 気候変動対策の推進【新規】
3 生物多様性*を守りその恵みを受け継ぐまちをつくる (生物多様性*)	1 生物多様性*の確保
	2 自然の保全と人との共生
4 もったいないの心で資源を大切にすまちをつくる (循環型社会*)	1 ごみの削減と自然循環の推進
	2 廃棄物の適切な処理の推進
5 健康で安全な魅力ある住み続けたいまちをつくる (安心・安全)	1 健康なまちづくりの推進
	2 安全なまちづくりの推進
	3 魅力あるまちづくりの推進

6. 重点プロジェクト（☞p.72）

市の望ましい環境像及び基本目標を実現するため、重要度が高く優先的に取り組むべき事項を重点的プロジェクトとして位置付けています。

「気候変動対策」「生物多様性*の保全」「循環型社会*の形成」の各分野及び横断的な視点として「次世代・担い手の育成」という視点から設定します。



7. 計画の推進に向けた方策（☞p.86）

計画の推進体制、計画の進行管理を記載しています。

計画の推進体制では、市の体制及び市民等・事業者の意見の反映方法について示しています。

1. 計画の改定にあたって

1-1 計画改定の背景

和泉市（以下「本市」という。）では、都市・生活型公害や廃棄物問題の克服及び地球温暖化^{*}をはじめとするグローバルな環境問題に対応するため、平成11（1999）年に「和泉市環境基本条例」を制定し、平成13（2001）年には和泉市環境基本条例の基本理念に基づき「和泉市環境基本計画」を策定しました。また、平成23（2011）年には第2次和泉市環境基本計画（以下「2次計画」という）を策定し、本市では、この2次計画に基づき環境行政を推進してきました。

2次計画は、本市の環境関連の施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和2（2020）年度を目標年度として、様々な取組みの実施を定めていました。

しかし、2次計画の策定から10年が経過し、環境問題はますます複雑・多様化しており、これらの対応が急務となっています。

近年の大きな課題となっている脱炭素^{*}社会への移行や、循環型社会^{*}の形成、自然共生社会^{*}の構築などの社会的な要請に対応することを目指して改定するものです。また、同時に、国の第五次環境基本計画にも示されている「SDGs^{*}の考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化」する取組みを地域で推進し、本市における環境・経済・社会のそれぞれの課題に対し、統合的に対応することを目指します。

さらに、計画に掲げた目標年次となり、これまでの取組みについて振り返るとともに、本市を取り巻く環境問題に対応した総合的な取組みについて検討が必要となっています。

以上のことから、市民の皆さんや和泉市環境基本計画専門部会及び和泉市環境審議会での意見を踏まえ、「第3次和泉市環境基本計画」（以下「本計画」という。）として、市民等・事業者・市の協働のもと、広範多岐にわたる環境問題により効果的な取組みが実施できるよう、計画の改定を行いました。

■環境関連の主な取組み（国際社会 国・府 和泉市）

年	国際社会	国・府	和泉市
平成4年 (1992年)	・「地球サミット」開催 ・「アジェンダ21」採択 ・「環境と開発に関するリオ宣言」採択 ・「生物多様性 [*] 条約」採択	・「自動車NO _x 法」制定 ・「パーゼル法」制定	
平成5年 (1993年)	・「ラムサール条約第5回締約国会議(COP*5)」(釧路)開催	・「環境基本法」制定 ・「アジェンダ21行動計画」決定	
平成6年 (1994年)	・「砂漠化対処条約」採択 ・「国際熱帯木材協定」採択	・「環境基本計画」策定 ・「大阪府環境基本条例」制定	
平成7年 (1995年)	・「気候変動枠組条約第1回締約国会議(COP*1)」(ベルリン)開催	・「容器包装リサイクル [*] 法」制定 ・「生物多様性 [*] 国家戦略」策定 ・「大阪府地球温暖化 [*] 対策地域推進計画」策定	
平成8年 (1996年)	・「ISO14001 [*] 」発行 ・「ロンドン海洋投棄条約議定書」採択	・「大阪府環境基本計画」策定	・「いずみの清流いきいきプラン」策定
平成9年 (1997年)	・「気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP*3)」(京都)開催 ・「京都議定書」採択	・「環境アセスメント法」制定	・「第3次和泉市総合計画」策定
平成10年 (1998年)		・「地球温暖化 [*] 対策推進法」制定 ・「家電リサイクル [*] 法」制定	

第3次和泉市環境基本計画

平成11年 (1999年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「ダイオキシン特別措置法」制定 ・「化学物質排出把握管理促進法」制定 ・大阪府ISO14001*の認証取得 	<ul style="list-style-type: none"> ・「和泉市環境基本条例」制定 ・「和泉市緑の基本計画」策定
平成12年 (2000年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第4回アジア・太平洋環境と開発に関する閣僚会議(ESCAP環境大臣会議)」(北九州市)開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・「循環型社会*形成推進基本法」制定 ・「建設リサイクル*法」制定 ・「グリーン購入*法」制定 ・「食品リサイクル*法」制定 ・「(第二次)環境基本計画」策定 ・「大阪府地球温暖化*対策地域推進計画」改定 ・「エコエネルギー都市・大阪計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「和泉市生活環境の保全等に関する条例」制定 ・「和泉市都市計画マスタープラン」策定
平成13年 (2001年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「残留性有機汚染物質ストックホルム条約」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境省」設置 ・「フロン*回収破壊法」制定 ・「自動車NO_x・PM法」制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「和泉市環境基本計画」策定 ・ISO14001*の認証取得
平成14年 (2002年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「ヨハネスブルグ・サミット」開催 ・「持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「京都議定書」批准 ・「自動車リサイクル*法」制定 ・「土壌汚染対策法」制定 ・「新・生物多様性*国家戦略」策定 ・「大阪21世紀の環境総合計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「和泉市地球温暖化*対策実行計画」策定 ・「いずみ環境くらぶ」発足 ・「和泉市環境人材プログラムバンク」設置 ・「いずみの清流いきいきプラン」(見直し版)策定
平成15年 (2003年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3回世界水フォーラム」(京都・大阪・滋賀)開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・「産廃特措法」制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「和泉市地域新エネルギー*ビジョン」策定
平成16年 (2004年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「ISO14001*/2004」発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「外来生物法」制定 ・「環境配慮促進法」制定 ・国土交通省「環境行動計画」発行 	
平成17年 (2005年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「京都議定書」発効 	<ul style="list-style-type: none"> ・京都議定書目標達成計画の閣議決定 ・チーム・マイナス6%運動 ・「大阪府温暖化の防止等に関する条例」制定 ・「大阪府地球温暖化*対策地域推進計画」改定 ・「容器包装リサイクル*法」改正 	
平成18年 (2006年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「アスベスト新法」制定 ・「第三次環境基本計画」策定 	
平成19年 (2007年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「エコツーリズム推進法」制定 ・「第3次生物多様性*国家戦略」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第4次和泉市総合計画」策定 ・「第二次和泉市地球温暖化*対策実行計画」策定 ・「和泉市環境基本計画」中間見直し実施
年	国際社会	国・府	和泉市
平成20年 (2008年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「生物多様性*基本法」制定 ・「第8次大阪地域公害防止計画」策定 	
平成21年 (2009年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国際自然エネルギー機関(IRENA)」設立 ・「ESD*世界会議(ボン)」開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・チャレンジ25キャンペーン ・大阪府独自の環境マネジメントシステム*を運用 ・「大阪府グリーンニューディール基金条例」制定 	
平成22年 (2010年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「生物多様性*条約第10回締約国会議(COP*10)」(名古屋)開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・「生物多様性*保全活動促進法」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「和泉市地球温暖化*対策地域推進計画」策定
平成23年 (2011年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「再生可能エネルギー*特別措置法」施行 ・「大阪21世紀の新環境総合計画」策定(府) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2次和泉市環境基本計画」策定
平成24年 (2012年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「第4次環境基本計画」策定(国) ・生物多様性*国家戦略2012-2020閣議決定(国) ・「再生可能エネルギー*特別措置法(FIT法)」制定(国) ・「小型家電リサイクル*法」制定(国) ・「都市の低炭素化の促進に関する法律(エコまち法)」制定 	
平成25年 (2013年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「第3次循環型社会*形成推進基本計画」策定(国) ・「水銀に関する水俣条約」採択(国) ・「大阪府環境教育行動計画」策定(府) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第三次和泉市地球温暖化*対策実行計画」策定
平成26年 (2014年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「エネルギー基本計画」策定(国) ・「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律改正(国) ・おおさかエネルギー地産地消*プランの策定(府) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「和泉市ごみ等のポイ捨て及び飼い犬等の愛玩動物のふんの放置を防止する条例」制定

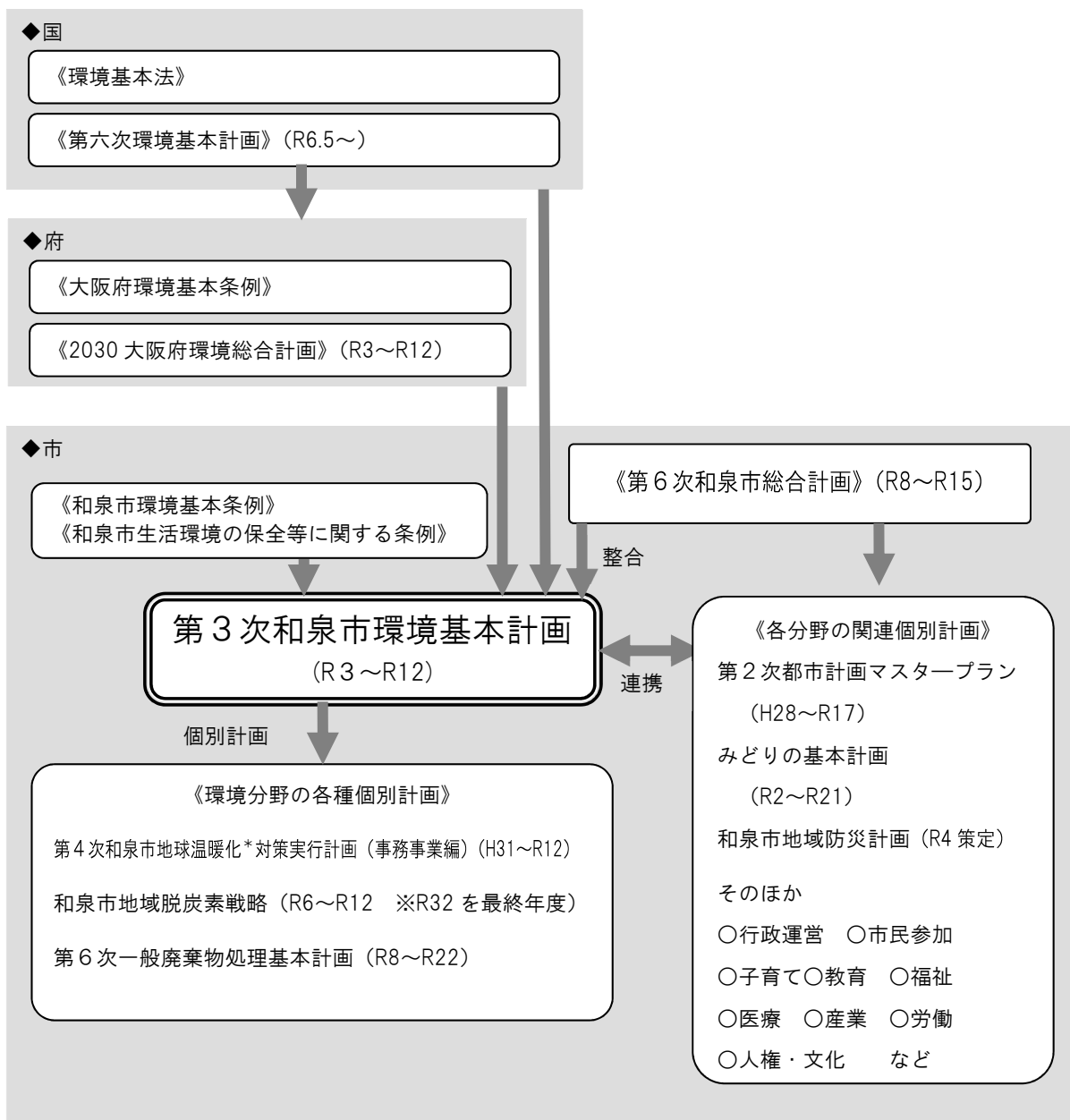
平成 27 年 (2015 年)	・パリ協定*採択(COP*21) ・2030 アジェンダ (SDGs*) 採択	・「気候変動の影響への適応計画」策定 (国) ・「おおさかヒートアイランド対策推進計画」策定 ・「建築物省エネ法」制定	
平成 28 年 (2016 年)	・パリ協定*発効 ・世界経済フォーラム(ダボス会議)にて海洋ごみに関する報告書を発表	・「地球温暖化*対策計画」策定 (国) ・「SDGs*推進対策本部」立ち上げ (国) ・「大阪府森林環境税」創設 (府) ・「大阪府循環型社会*推進計画」改定 (府)	・「第5次和泉市総合計画」策定 ・「第2次和泉市都市計画マスタープラン」策定 ・「第2次和泉市環境基本計画」中間見直し ・「第4次一般廃棄物処理基本計画」策定
平成 29 年 (2017 年)		・「大阪府地球温暖化*対策実行計画」改定 (府) ・「文化芸術振興基本法」改正 (国) ・「再生可能エネルギー*特別措置法 (FIT 法)」改正 (国)	・「和泉市都市の低炭素化の促進に関する法律施行催促」制定
平成 30 年 (2018 年)	・IPP 総会にて「1.5°C 特別報告書」公表	・「第5次環境基本計画」策定 (国) ・「第5次エネルギー基本計画」策定 (国) ・「気候変動適応法」制定 (国) ・「気候変動適応計画」策定 (国) ・「第四次循環型社会*形成推進基本計画」策定 (国) ・「大阪 21 世紀の新環境総合計画」策定 (府) ・「エネルギーの使用の合理化等に関する法律 (省エネ法)」改正 ・「建築基準法」改正	「和泉市一般廃棄物の搬入に係る協礼金に関する条例」制定
令和元年 (2019 年)		・「パリ協定*に基づく成長戦略としての長期戦略」策定 (国) ・「文化財保護法」改正 (国) ・「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律* (森林環境税法)」制定 (国) ・「森林環境譲与税*」施行	・「第4次和泉市地球温暖化*対策実行計画 (事務事業編)」策定
令和 2 年 (2020 年)		・新学習指導要領スタート (小学校 2020 年度～、中学校:2021 年度～、高等学校:2022 年度～) ・「森林環境税」施行 (2024 年度～) ・菅首相、2050 年までに脱炭素*化実現を表明 ・大阪府地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) 策定 (府)	・第3次和泉市環境基本計画」策定 (令和 2 (2020) 年度)
令和 3 年 (2021 年)		・2030 年度において、温室効果ガス 46%削減 (2013 年度比) を目指すこと、さらに 50% の高みに向けて挑戦を続けることを表明 (国) ・「地球温暖化*対策計画」改定 (国) ・地域脱炭素ロードマップ策定 (国) ・2030 大阪府環境総合計画策定 (府)	・「第5次一般廃棄物処理基本計画」策定
令和 4 年 (2022 年)	・COP*15 で昆明・モントリオール生物多様性枠組が採択	・30by30 アライアンスを発足 (国) ・生物多様性国家戦略 2023～2030 策定 (国) ・地域脱炭素推進交付金創設 (国) ・「デコ活」の開始 (国)	
令和 5 年 (2023 年)	・COP*28 において第1回グローバル・ストックテイク実施 ・COP*として初めて「化石燃料からの移行」で合意	・日本「化石賞」を初受賞。 ・「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」施行 (国)	・第3次和泉市環境基本計画内「和泉市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を改定し温室効果ガス削減目標を約30%から約47%削減に上方修正 ・「第2次和泉市生活排水対策推進計画～いずみの清流いきいきプラン～」改定
令和 6 年 (2024 年)		・第6次環境基本計画の閣議決定 ・「GX2040 ビジョン」閣議決定 (国) ・「成長志向型カーボンプライシング構想」の具体化、GX リーグの創出 (国)	・地域脱炭素移行・再エネ推進交付金「重点対策加速化事業」に採択される ・「第4次和泉市地球温暖化*対策実行計画 (事務事業編)」改定 ・「和泉市地域脱炭素戦略」策定
令和 7 年 (2025 年)		・2035 年度、2040 年度において、温室効果ガスを 2013 年度比でそれぞれ 60%、73%削減することを目指す、新たな目標値設定(国) ・「地球温暖化*対策計画」改定 (国)	・和泉市生活環境の保全等に関する条例」改正 ・「廃食油の回収促進及びリサイクル*に関する連携協定」を締結。SAF への活用
令和 8 年 (2026 年)			・「第3次和泉市環境基本計画 (中間見直し版)」の策定 ・「第6次一般廃棄物処理基本計画」策定

1-2 計画の目的

本計画は、和泉市環境基本条例の基本理念に基づき、すべての市民が、自然と共生し環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の実現を目指して、環境の保全に関する取組みを進めるためのものです。

1-3 計画の位置付けと役割

本計画は、和泉市環境基本条例第8条に基づき策定するものであり、国の環境基本計画や本市のまちづくりに関する最上位計画である「第6次和泉市総合計画」などの上位計画と整合性を図り、環境の保全・創造などに関する各種計画と連携し、本市における環境行政を総合的・計画的に進めるための計画として位置付けます。

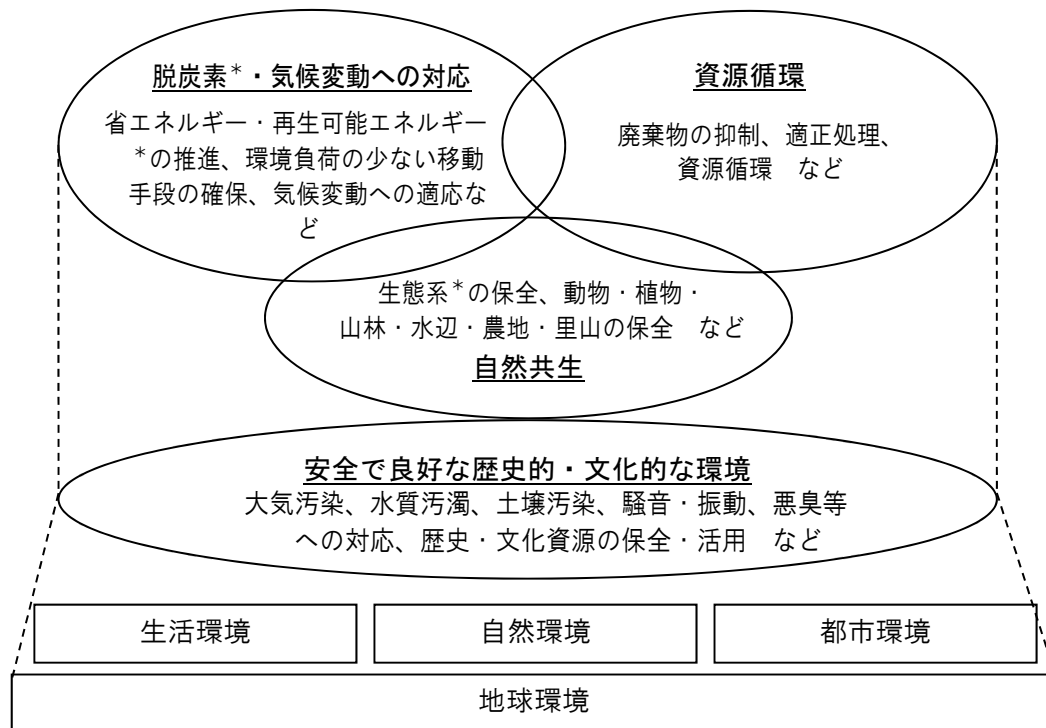


1-4 計画の対象範囲

本計画が対象とする環境は、和泉市環境基本条例の考え方に基づき次の通りとします。

【対象地域】

和泉市全域（広域での取組みが求められる施策については、必要に応じ他地域との連携を図ります）。



＜参考＞環境要素についての記載

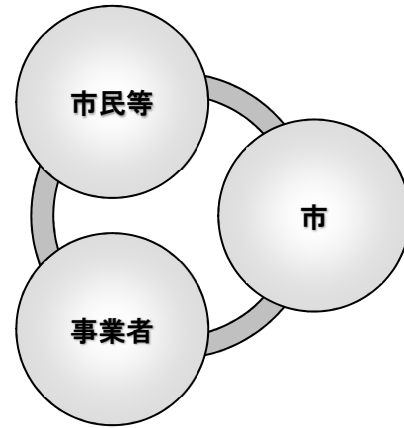
●和泉市環境基本条例（第7条）

- (1) 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、すべての市民の健康を保護し、及び生活環境の保全を図ること。
- (2) 野生生物の生息又は生育環境への配慮等により生態系*の保全を図るとともに、河川等の水辺地、山林地、農地、里山その他の自然環境の保全を図ること。
- (3) 緑化の推進、環境に配慮した秩序ある住環境の創出、清らかな水環境の形成、歴史的・文化的環境の保全及び活用等により、安全で良好な都市環境の形成を図ること。
- (4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの消費の抑制等を徹底することにより、地球環境の保全に資する社会を構築すること。

1-5 計画の対象となる主体

本計画を推進するのは、「市民等（市民及びNPO、自治会などの団体）」「事業者」「市」であり、これら3つの主体の協働により計画を推進していきます。

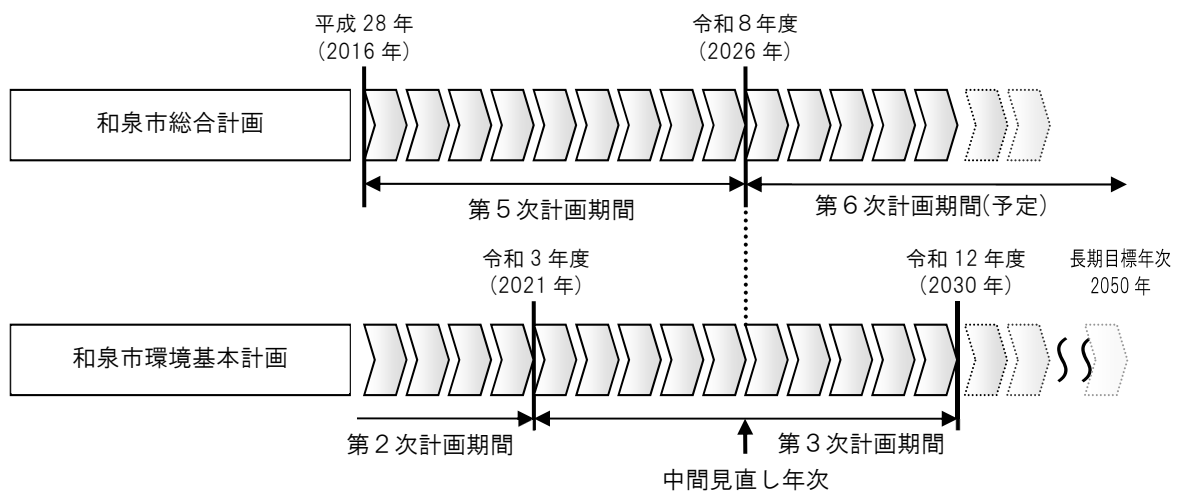
そして、健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するのは、本市に暮らし働く人々及び市外から観光などで訪れる人々なども含みます。



1-6 計画の期間

良好な環境の形成には、長期的視野が必要です。そのため、長期的な目標時期としては21世紀半ば（2050年）とします。

第3次和泉市環境基本計画は、令和3（2021）年度を初年度とし、10年後の令和12（2030）年度を計画期間とします。ただし、環境面においては、社会的な動きも速いことから、概ね計画策定後5年を目処として、社会情勢の変化に応じて計画を見直し、更新します。



2. 和泉市の環境の概況

2-1 和泉市の概要

(1) 位置・面積

本市は、大阪府南部の泉州地域の北部に位置し、大阪都心から約25km、関西国際空港から約20kmの位置にあります。

面積は84.98km²、東西6.9km、南北18.8kmと細長い市域で、北は堺市、高石市に、西は泉大津市、岸和田市、忠岡町に、東は河内長野市、南は和歌山県に接しています。

地形は南高北低で、南部には和泉山脈が連なり、中部・北部は丘陵、平地が広がっています。

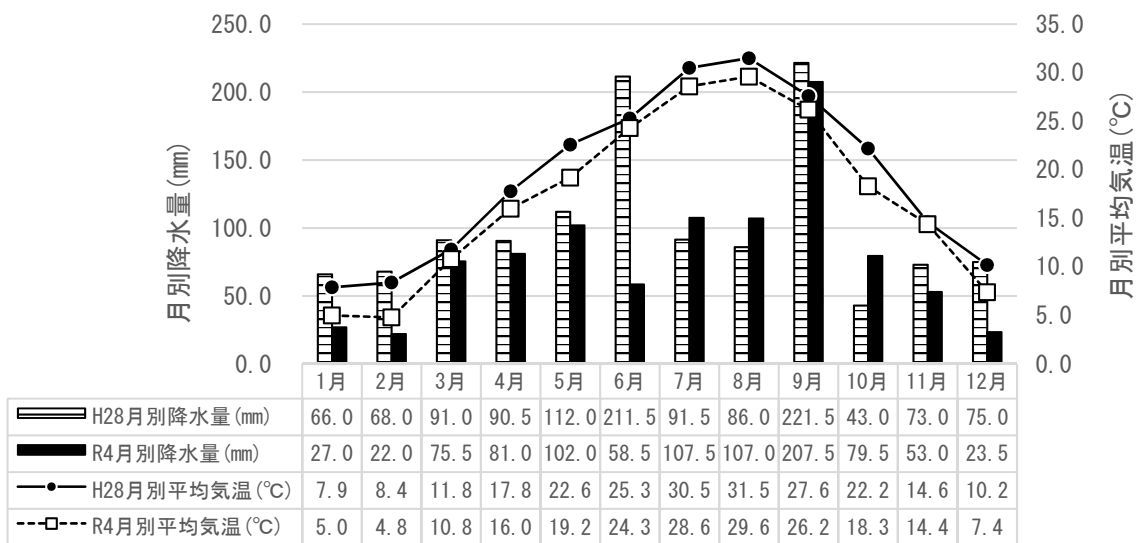
■位置図



(2) 気候

本市の気候は、瀬戸内気候区に属し、温暖少雨の特徴があります。

年間平均気温は、平成28(2016)年は19.2℃、令和4(2022)年には17.1℃、年間降水量は平成28(2016)年に1,229mm、令和4(2022)年に944mmとなっています。



≡ H28月別降水量(mm) ■ R4月別降水量(mm) ●— H28月別平均気温(℃) -□- R4月別平均気温(℃)

図-1 月別平均気温・降水量(平成28年、令和4年) 〈資料:統計いずみ R6年版〉

(3) 生物多様性*

本市の地形・地質は、大阪府レッドリスト*2014において和泉層群の化石産出層準が、Bランクに信太山の高位段丘と大阪層群及び光明池畔の大阪層群が、Cランクに甘南備層の礫岩層が選定されています。

本市の植生は、市内各地の社寺林境内地及び和泉山脈において自然植生であるシイ・カシなどの照葉樹林がわずかにみられるほかは、大半がコナラ林やアカマツ林などの二次林*によって被われています。主な自然林としては、特定植物群落*となっている聖神社のシリブカガシ林のほか、三林町の春日神社にはシイ林が存在しています。なお、大阪府レッドリスト*2014において、生物多様性ホットスポット*として、Aランクに信太山丘陵が、Bランクに泉州ため池群が選定されています。

本市においては、山麓部や丘陵部でイノシシやタヌキなどの生息が確認されています。また、山地溪谷や丘陵地・台地のため池を中心にヤマトサンショウウオなどの両生類、ナニワトンボ、ゲンジボタルといった昆虫類の生息も確認されているなど、多様な動物が生息しています。

本市の信太山は環境省が全国で500箇所、府で22箇所指定されている「生物多様性*保全上重要な里地里山（略称「重要里地里山」）」に選定されています。これは当地が都市近郊に位置しながら、貴重な自然環境が残され、人々の暮らしと深く関わってきたことや、里山林や草地、湿地群など多様な環境が残されていること、大阪南部のエコロジカルネットワーク*の形成に寄与していることなどが理由となっています。

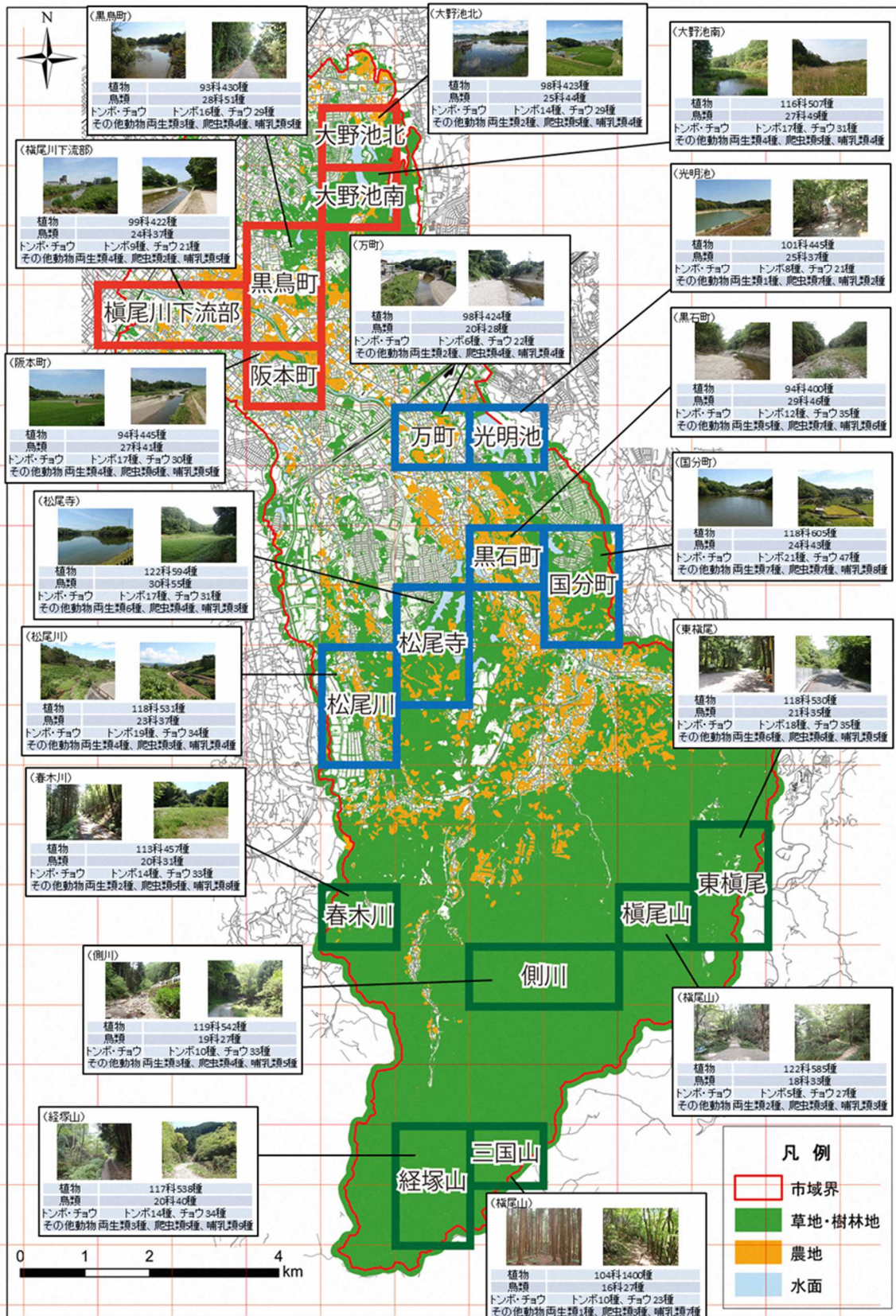


図-2 生物確認種数(資料:和泉市の自然環境調査(和泉市)より)

(4) 人口の推計

本市は、昭和 31 (1956) 年に市制が施行されて以降、着実に人口が増加してきました。特に、平成に入り、「トリヴェール和泉」を中心とした開発により有数の人口急増都市となりましたが、本格的な少子高齢化・人口減少社会の到来の波は非常に大きく、今後、人口の減少は避けられない状況にあります。

和泉市人口ビジョンに示されている将来人口推計では、今後急速に高齢人口が増加する一方、年少人口及び生産年齢人口は減少し、令和 6 (2024) 年から令和 17 (2035) 年までの間に約 1 万人の人口が減少する見込みとなっています。



図-3 人口と高齢化率の推計 (資料:和泉市人口ビジョン)

(5) 土地利用

本市で最も大きな比率を占めるのは森林で、約40%となっておりほぼ横ばいです。道路と宅地の利用が増加傾向にある一方で、農地は減少傾向にあり、都市化が進展しています。

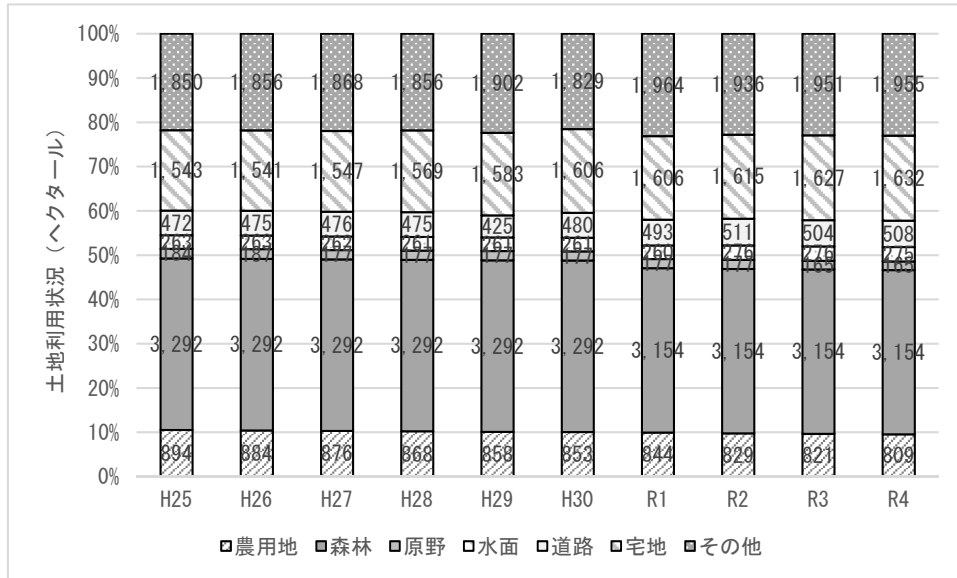


図-4 土地利用状況の推移 (資料:統計いずみ)

(6) 産業

本市の産業別就業者数は、令和2(2020)年度の国勢調査において総数74,983人であり、その割合は第1次産業が0.9%、第2次産業が22.3%、第3次産業が76.8%となっており、第1次・第2次産業の就業者数が減少し、第3次産業の就業者数が増加傾向にあります。

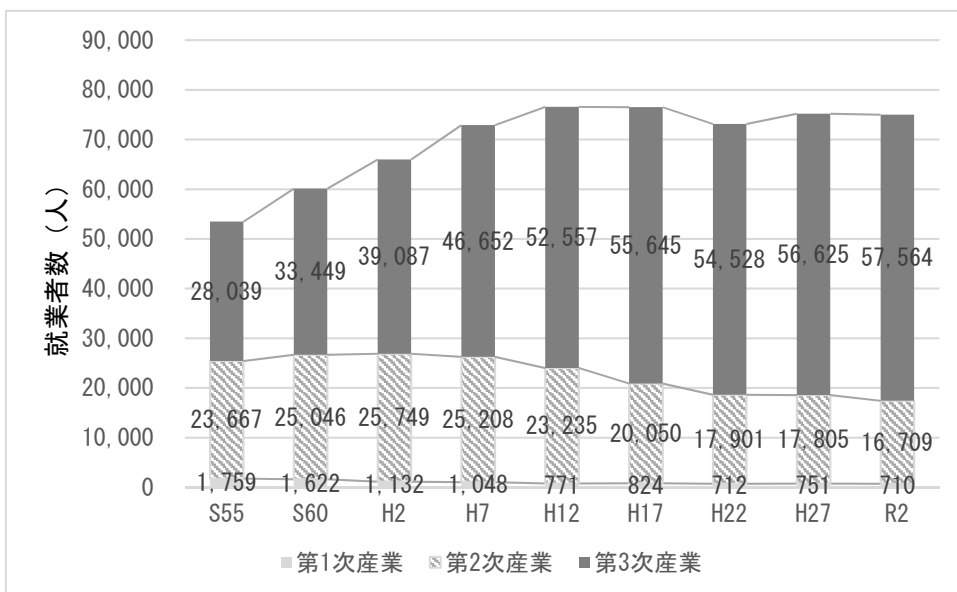


図-5 産業別就業者数の推移 (資料:R2年 国勢調査)

(7) 地域産材

本市の地域産材であるいずもく*の森林経営計画に基づく年間搬出量は、年によって増減があります。

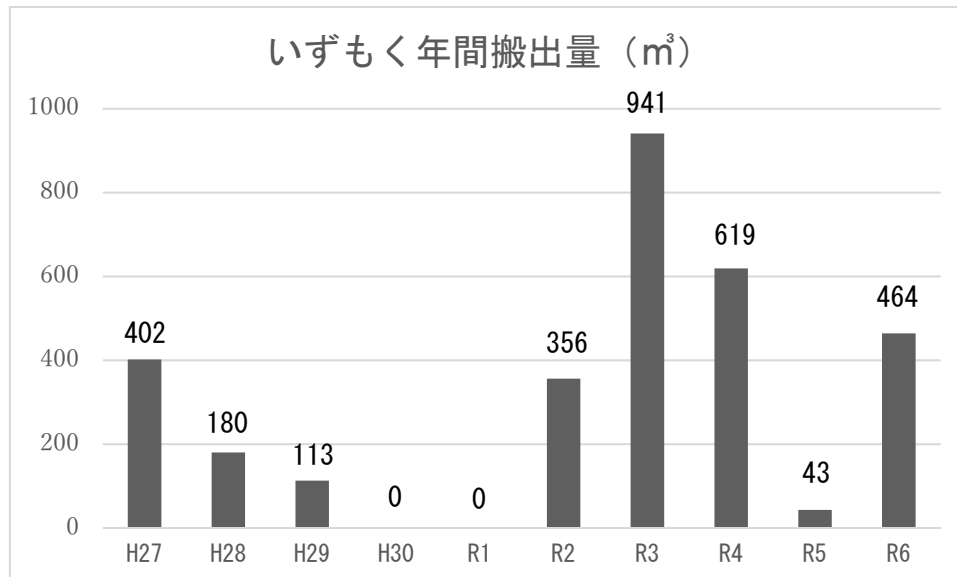


図-6 いずもく*の年間搬出量 〈資料:産業振興室(農林)〉

(8) 温室効果ガス*

本市における令和4（2022）年度の二酸化炭素*排出量は706千t-CO₂で、平成25（2013）年度以降は減少傾向にありましたが再び増加しました。内訳を見ると、令和4（2022）年度は350千t-CO₂が民生部門由来となっており、部門別では最多となっています。

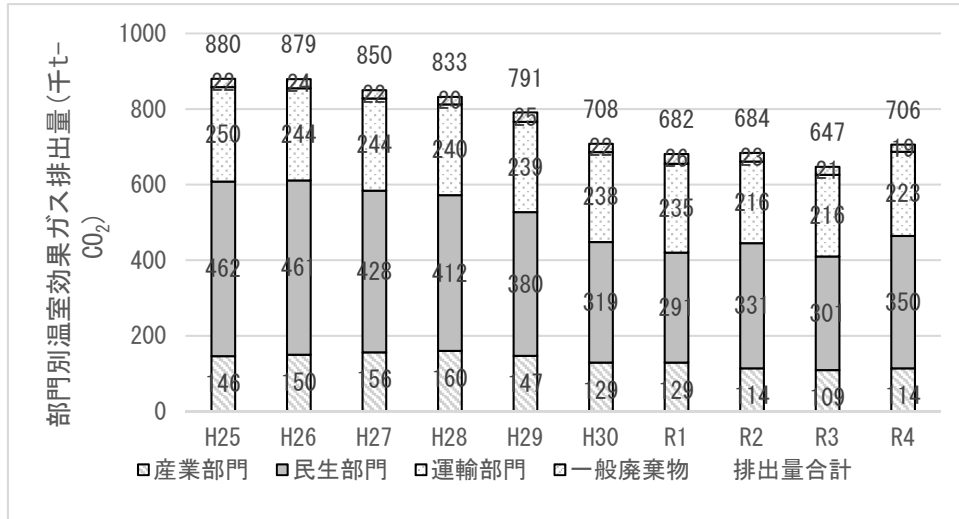


図-7 部門別CO₂排出量の推移 (資料:環境省 部門別CO₂排出量の現況推計)

(9) 資源循環 (ごみ)

令和6（2024）年度に本市から排出されたごみの量は47,382トンで、近年減少傾向にあります。また、リサイクル*率（市の回収及び集団回収分を合わせた総回収分から再資源化を行った割合）については、年々低下していましたが、平成28（2016）年度以降に一旦上昇した後、微減傾向にあります。

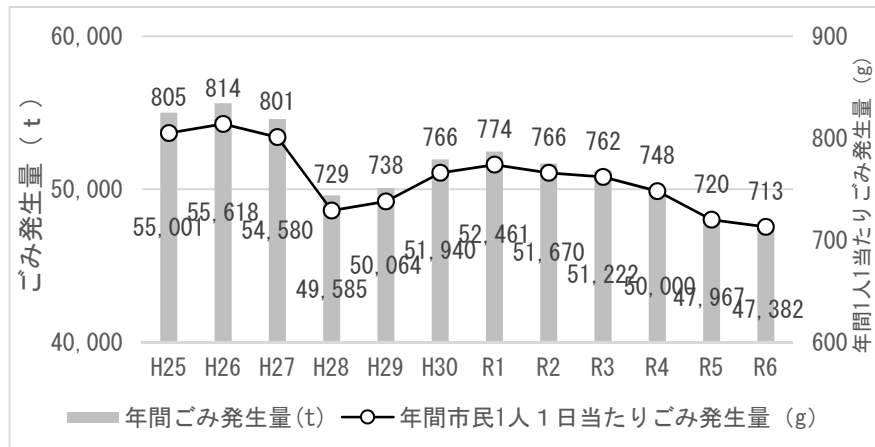


図-8 ごみの排出量の推移 (資料:清掃事業概要(令和6年度実績))

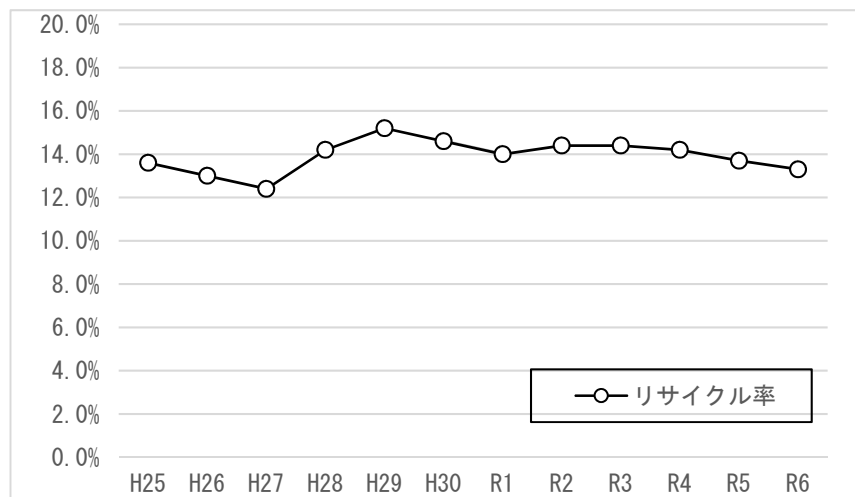


図-9 リサイクル*率の推移 (資料:清掃事業概要(令和6年度実績))

(10) 地域経済循環分析*

和泉市の総生産額は4,229億円で、産業別に生産額を見ると保険衛生・社会事業が最も多くなっています。また、民間消費のうち2.4%は域外から流入しており、エネルギー代金についてはGRPの約4.0%が流出しています。

関西において人口規模の近い他市と比較すると、伊丹市や宇治市が民間消費が流出している一方で、岸和田市に比べると流入額は小さくなっています。また、エネルギー代金の流出のGRPに占める割合は、他市と概ね同程度の割合となっています。

地域の所得循環構造①

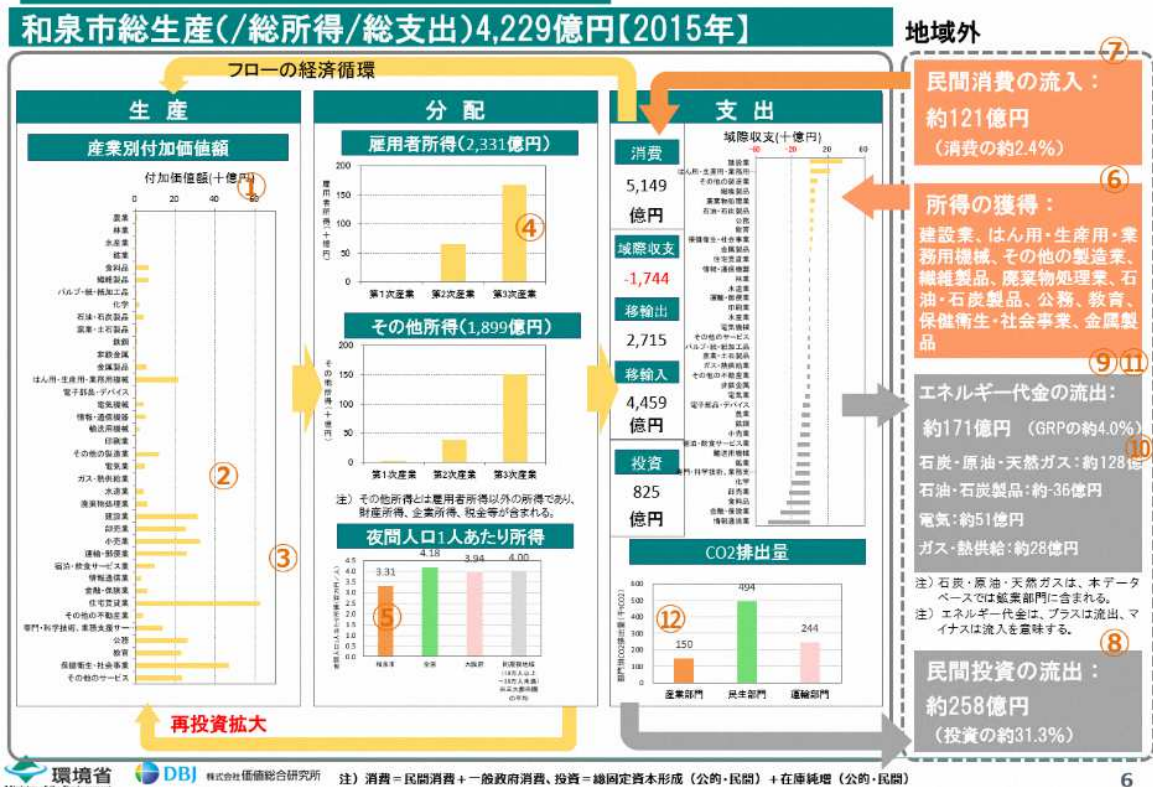


図-10 地域経済循環分析* (資料:環境省ツール(2015年版)を用いて作成)

市町村名	和泉市	岸和田市	伊丹市	宇治市
人口	186,109人(2015) 参考: 185,808人(2020.4)	194,911人(2015) 参考: 193,615人(2020.4)	196,883人(2015) 参考: 198,384人(2020.5)	184,678人(2015) 参考: 185,472人(2020.4)
総生産(付加価値)	4,229億円	4,852億円	6,193億円	6,244億円
民間消費流入	121億円流入 (消費の約2.4%)	420億円流入 (消費の約7.4%)	147億円流出 (消費の2.6%)	742億円流出 (消費の15.1%)
エネルギー代金流出	171億円 (GRPの約4.0%)	205億円 (GRPの約4.2%)	350億円 (GRPの約5.7%)	243億円 (GRPの約3.9%)
産業別生産額	保健衛生・社会事業 (727億円)	住宅賃貸業 (938億円)	鉄鋼 (1,734億円)	その他の製造業 (3,561億円)
	住宅賃貸業 (719億円)	保健衛生・社会事業 (822億円)	住宅賃貸業 (947億円)	食品 (1,130億円)
	建設業 (670億円)	鉄鋼 (569億円)	公務 (850億円)	保健衛生・社会事業 (891億円)
	はん用・生産用・業務用機械 (483億円)	建設業 (460億円)	小売業 (788億円)	住宅賃貸業 (719億円)

図-11 地域経済循環分析*結果の比較表 (資料:環境省ツール(2015年版)の結果から作成)

2-2 上位・関連計画等

(1) 国の計画（第六次環境基本計画）

国の第六次環境基本計画は、環境保全を通じた、現在および将来の国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」最上位の目的に掲げ、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」（「環境・生命文明社会」）の構築を目指すこととし、利用可能な最良の科学に基づくスピードとスケールの確保や、ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ等の施策において可能な限りトレードオフを回避し、統合・シナジーを発揮すべく取り組むこととしています。

(2) 国際的な動き

① SDGs*（持続可能な開発のための2030アジェンダ）採択とその後の動き

- ・ 平成27（2015）年の9月、ニューヨーク国連本部において、「国連持続可能な開発サミット」が開催され、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。
- ・ アジェンダは、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）*」を掲げました。
- ・ 国連に加盟するすべての国は、全会一致で採択したアジェンダをもとに、平成27（2015）年から令和12（2030）年までに、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会など、持続可能な開発のための諸目標を達成すべく力を尽くすこととなります。

コラム1～SDGs*について～

- ・ 「持続可能な開発目標（SDGs）*」は、社会・経済・環境のさまざまな課題等に総合的に取り組むことにより、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指しています。
- ・ SDGs*の目標はそれぞれ関連しているので、一つの課題解決の行動により、複数の課題解決を目指すことも可能であり、環境のみではなく、環境・経済・社会のつながりを考え、ともに解決していくことが大切になります。



図-12 持続可能な開発目標（SDGs）*ロゴマーク（資料：国際連合広報センター）

② 「IPCC*第5次評価報告書」及び「IPCC*1.5℃特別報告書」

- ・ IPCC*第5次評価報告書では、気候システムの温暖化については疑う余地がなく、20世紀半ば以降に観測された温暖化の主な要因は人間活動の可能性が極めて高いと報告されています。
- ・ また、世界の平均地上気温は、全ての排出シナリオで、21世紀にわたって上昇すると予測されており、どれだけ対策をとっても、世界の平均気温は上昇する可能性が高いことが示されました。
- ・ IPCC*1.5℃特別報告書では、気候変動の脅威への世界的な対応の強化と、持続可能な発展及び貧困撲滅の文脈のなかで、1.5℃の気温上昇にかかる影響、リスク及びそれに対する適応、関連する排出経路、温室効果ガス*の削減（緩和）などについて報告されています。

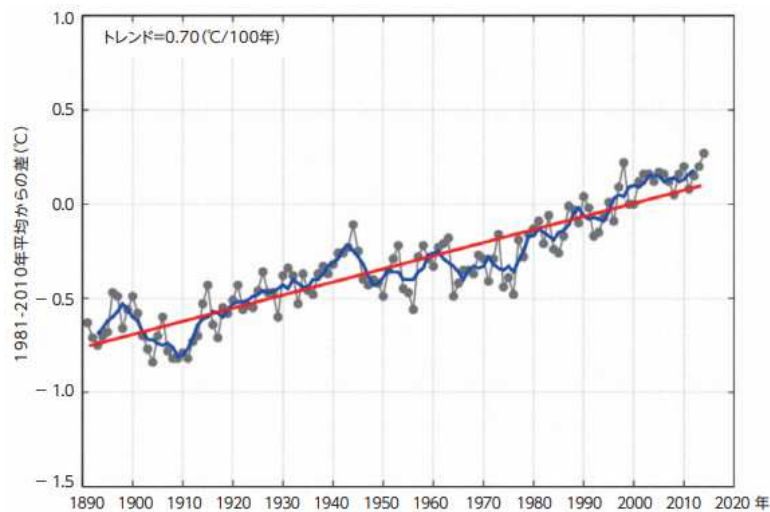


図-13 世界平均気温の推移 〈資料:気象庁、東京大学海洋研究所〉

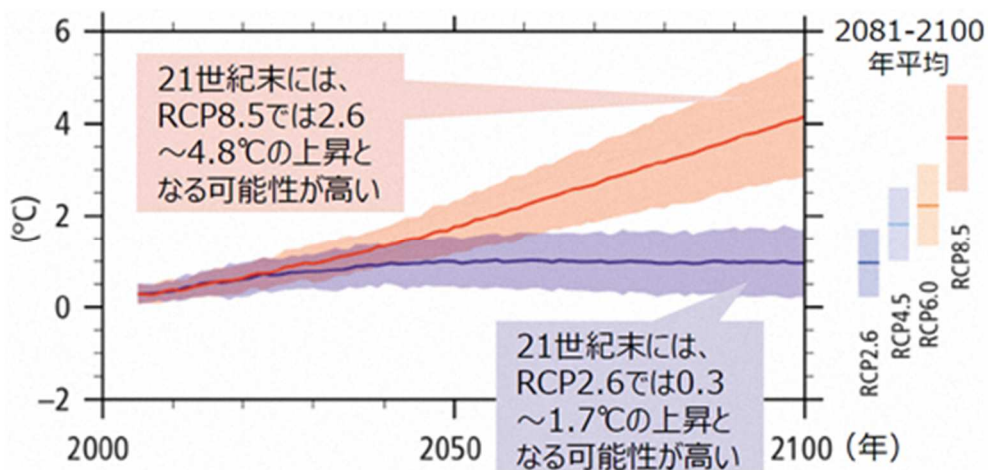


図-14 世界平均気温の予測 〈資料:IPCC*〉

③ パリ協定*の採択と本格的な気候変動対策に向けた取組みの加速

●気候変動枠組み条約締約国会議（COP*21）におけるパリ協定*の採択及び発行

- ・平成27（2015）年11月、パリで開催された気候変動枠組み条約締約国会議（COP*21）で採択されたパリ協定*において、「気温上昇を2℃未満に抑える」「今世紀後半に人為的な温室効果ガス*の実質排出ゼロ」といった目標が盛り込まれました。
- ・パリ協定*は、歴史上はじめて、すべての国が参加する公平な合意となり、気候変動を軸に経済の主流派も動き出しており、本格的な気候変動対策に向けた取組みが加速しています。
- ・令和7年（2025）年2月、日本は2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す、新たな「日本のNDC（国が決定する貢献）」を、気候変動に関する国際連合枠組条約事務局（UNFCCC）に提出しました。

【パリ協定*の概要】

- 世界共通の長期目標として気温上昇2℃目標の設定。1.5℃に抑える努力を追及することに言及。
- 今世紀末には人為的な温室効果ガス*の実質排出量ゼロをめざす。
- 主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新。
- 我が国提案の二国間クレジット制度（JCM）を含めた市場メカニズムの活用を位置付け。
- 適応の長期目標の設定、各国の適応計画プロセスや行動の実施、適応報告書の提出と定期的更新。
- 先進国が資金の提供を継続するだけでなく、途上国も自主的に資金を提供。
- すべての国が共通かつ柔軟な方法で実施状況を報告し、レビューを受けること。
- 5年ごとに世界全体の実施状況を確認する仕組み。

④ 「緩和」と「適応」の取組み

- ・気候変動対策の緩和策*と適応策*は車の両輪の関係であり、政府は、地球温暖化*対策推進法と気候変動適応法の二つを礎に、気候変動対策を推進しています。
- ・緩和に向けては、パリ協定*に基づく温室効果ガス*の低排出型の発展のための長期的な戦略として、「パリ協定*に基づく成長戦略としての長期戦略」を、令和元（2019）年6月に地球温暖化*対策推進本部で了承するとともに、閣議決定し国内の取組みを加速させています。
- ・適応に向けては、平成30（2018）年12月に気候変動適応法が施行され、我が国における適応策*の法的位置づけが明確化され、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策*を推進するための法的仕組みが整備されるとともに、気候変動適応計画が平成30（2018）年11月に閣議決定され、地域における適応の取組みの推進に向けた基盤づくりを進めています。

⑤ グリーンリカバリー*の政策

- ・新型コロナウイルス*の世界的な感染拡大により、経済や世界中の人々の暮らしや事業活動に大きな影響が出ました。
- ・令和2（2020）年4月にドイツと英国の主催でオンライン開催された第11回ペータースベルク気候対話において、約30か国の主要先進・途上国の閣僚級、国連事務総長、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局長らが出席し、新型コロナウイルス*感染症による経済危機からの復興と気候変動政策及び持続可能な開発目標（SDGs）*政策を融合させる「グリーンリカバリー*」の重要性が共有されました。

(3) 国内の主な動き

① 地域循環共生圏*の提唱

- ・ 第五次環境基本計画では、国連「持続可能な開発目標（SDGs）*」や「パリ協定*」といった世界を巻き込む国際な潮流や複雑化する環境・経済・社会の課題を踏まえ、複数の課題の統合的な解決というSDGs*の考え方も活用した「地域循環共生圏*」を提唱しました。
- ・ 「地域循環共生圏*」とは、各地域が美しい自然景観などの地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方で、「地域循環共生圏*」の創造による持続可能な地域づくりを通じて、環境で地方を元気にするとともに、持続可能な循環共生型の社会を構築するものです。

② 温室効果ガス*削減に関する国の削減目標

- ・ 日本は、令和7（2025）年2月18日に、世界全体での1.5℃目標と整合的で、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、令和17（2035）年度、令和22（2040）年度において、温室効果ガスを平成25（2013）年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す、新たな「日本のNDC（国が決定する貢献）」を決定し、国連気候変動枠組条約事務局へ提出しました。改定された地球温暖化*対策計画には、この新たな削減目標及びその実現に向けた対策・施策を位置付けており、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路を弛まず着実に歩んでいくことが示されています。

③ 気候変動適応法の制定と気候変動適応計画の閣議決定

- ・ 近年、強い台風や集中豪雨、気温の上昇による熱帯夜の増加など異常気象により、農水産物の収穫への影響や暮らしに甚大な被害が報告されています。
- ・ 国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC*）第5次評価報告書では、将来、温室効果ガス*の排出量がどのようなシナリオをとったとしても、世界の平均気温は上昇し、21世紀末に向けて、気候変動の影響のリスクが高くなると予測されており、すでに現れている影響や中長期的に避けられない影響に対して「適応」を進めることが求められています。
- ・ 国において平成30（2018）年12月に「気候変動適応法」が施行されました。また、平成30（2018）年11月に「気候変動適応計画」が閣議決定されました。同計画では、気候変動の影響は、気候、地理、社会経済条件などの地域特性によって大きく異なることから、地域での適応の推進について、地方公共団体は、地域の実情や特性に応じた気候変動適応策*を主体的に検討し、取り組むことが重要とされています。

④ 「持続可能な開発のための教育（ESD*）に関するグローバル・アクション・プログラム」実施計画

- ・ 平成25（2013）年の第37回ユネスコ総会において採択された「ESD*に関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」では、「①政策的支援」「②機関包括型アプローチ」「③教育者」「④ユース」「⑤地域コミュニティ」の5つの優先行動が定められています。本実施計画では、上記の優先行動に沿って、関係省庁が取り組んでいく事項を記載しています。

⑤ 「環境教育等による環境保全の取組みの促進に関する法律」改正

- ・ 自然との共生の哲学を活かし 人間性豊かな人づくりにつながる環境教育をなお一層充実させることが必要なことから、平成 26 (2014) 年に環境教育等促進法の改正が行われ、令和 2 (2020) 年度から小学校から順次、学校現場での取組みがスタートします。

旧法	改正法によるポイント
「どこでも誰でも環境学習」をスローガンに、体験学習のリーダー育成を中心に詳細規定をおいたが、他は訓示規定	体験学習に重点を置いた取組みから、幅広い実践的人材づくりへと取組みを発展させるため、具体的規定を充実

⑥ プラスチックを取り巻く状況と資源循環体制の構築

- ・ プラスチックについては、不適正な処理のため世界全体で年間数百万 t を超える陸上から海洋へのプラスチックごみの流出があると推計した研究もあり、地球規模での環境汚染が懸念されています。
- ・ 一方で、従来の天然資源を利用し、製品を製造し、使用・廃棄するという直線型の経済から、使用・廃棄された後に極力資源としてまた製品の原材料などに循環させていく循環型の経済にシフトしようという動きが活発化しています。
- ・ 令和元 (2019) 年 6 月に大阪市で開催された G20 サミットにおいても主要テーマのひとつとして話し合われ、新たな海洋プラスチック汚染を令和 32 (2050) 年までにゼロにする事を目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。

⑦ 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律*の創設

- ・ パリ協定*の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス*排出削減目標の達成や災害防止などを図るため、森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税*が創設されました。
- ・ 平成 31 (2019) 年 4 月には「森林環境譲与税*」が施行され、市町村での用途は間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などの森林整備及びその促進に関する費用となっています。

(4) 2030 大阪府環境総合計画について

- ・ 大阪府環境基本条例に基づき策定されているもので、気候変動など深刻化する環境問題と、様々な社会経済課題との密接な関係を踏まえ、今後は環境・社会・経済の各課題の同時解決と総合的向上が重要となるため、持続可能な社会に向けて 2050 年の目指すべき将来像と、それを見据えた 2030 年の実現すべき姿、及びその実現に向けた施策の基本的な方向性を明確化しています。
- ・ 当該計画では、2050 年のめざすべき将来像を「大阪から世界へ、現在から未来へ、府民がつくる暮らしやすい持続可能な社会」としています。また、2021 年から 2030 年を「いのち輝く SDGs 未来都市・大阪 -環境施策を通じて-」をテーマに具体的な取組を速やかに展開すべき重要な期間として、「脱炭素・省エネルギー」、「資源循環」、「全てのいのちの共生」、「健康で安心な暮らし」、「魅力と活力ある快適な地域づくり」の 5 つの環境施策分野ごとに「実現すべき姿」を整理し、個別計画に反映させることにより、取組を推進しています。

2-3 アンケート調査結果

(1) 市民アンケート調査結果（抜粋）

1) アンケート概要

- 対象者 : 和泉市在住の満18歳以上の男女 2,000名
- 期間 : 令和元(2019)年11月8日配布 11月30日返送分まで
- 回収状況 : 回収数 714件、回収率 35.7% (前回H23 - 34%)

2) アンケート結果

① 地域の環境の満足度

- ・ 和泉市の環境について総合的な満足度を見ると、「満足」と「やや満足」の合計が67.8%を占めています。
- ・ 満足度の高い項目として、「空気のきれいさ」や「工場等からの悪臭の少なさ」、「街路樹などの通りの豊かさ」などが挙げられています。
- ・ 一方、比較的満足度の低い項目として、「歩道の安全・快適性」や「ごみのポイ捨ての少なさ」、「犬のふん始末のマナーの良さ」などが挙げられています。

② 環境問題への関心

- ・ 環境問題全般について、「かなり関心がある」、「ある程度関心がある」の合計が81.9%であり、多くの方が環境問題について関心があるという結果となりました。
- ・ 特に重要だと思う環境問題としては、いずれの世代でも「地球温暖化*」や「気候変動」、「プラスチックに関する問題」という意見が多くなっています。
- ・ 半数以上の方が、近年1～5年の間に気候変動の影響が表れていると回答しています。
- ・ SDGs*については、71.4%の方が知らず、内容まで知っているという方は6.7%にとどまりました。

③ 自然とのふれあい

- ・ 「山・川・池・田んぼなどの自然にふれあう」や「植木や草花を育てる」については比較的行っている方が多い一方、「自然を保全する活動に参加する」について行っている方は比較的に少なくなっています。

④ 大切にしたい自然

- ・ 大切にしたい自然や残しておきたい場所や風景としては、黒鳥山や光明池、各種の公園が多く挙げられています。

⑤ 環境配慮行動

- ・ 多くの方が、「ごみのポイ捨てはしない」や「ごみの分別をしている(リサイクル*の推進)」、「電気・ガスの節約を心がける」、「節水に心がける」といった取り組みをしています。

- ・ 一方で、「環境家計簿*を付けている」や「雨水など水道水以外の水の活用している」、「太陽熱温水器を使っている」、「太陽光発電を使っている」といった取組みについては実行していない方が比較的多いという結果となっています。

⑥ 環境に関する情報

- ・ 環境に関する情報の入手先はいずれの世代についても広報いずみが最も多く、次いで回覧板となっています。市の公式 SNS の活用は、どの世代でも低くなっています。
- ・ 環境に関して必要な情報の種類としては、「自分の住んでいる地域の環境に関する情報」や「環境にやさしい暮らし方の実例や実践に役立つ情報」が多く挙げられています。

⑦ 環境を良くするために市へ望むこと

- ・ 環境を良くするための市の取組みとしては、「健康で魅力あるまちづくりの推進」を特に重要だと思える方が多く、次いで「生物多様性*の確保」を重要だと思える方が多くなっています。

⑧ 和泉市の将来の姿

- ・ 和泉市の将来の姿として、「自然災害に対応したまち」や「みどりや水など自然にあふれたまち」を望む割合が比較的高くなっています。

(2) 事業所アンケート調査結果（抜粋）

1) アンケート概要

- 対象者 : 和泉市内に事業所を持つ事業者 200 社
- 期間 : 令和元（2019）年 11 月 8 日配布 11 月 30 日返送分まで
- 回収状況 : 回収数 54 件 回収率 27.0% （前回 H23 - 38%）

2) アンケート結果

① 環境配慮経営

- ・ 環境保全については多くの事業所で経営方針に取り入れている一方で、SDGs*や脱炭素*・低炭素については取り入れている事業所や今後取り入れる予定の事業所が少ないという結果となっています。
- ・ 環境配慮経営を、「企業の社会的責任（CSR）の一つである」と位置付ける事業所の割合が最も高く、次いで「環境に関する法規制を遵守するものである」とする事業所の割合が高くなっています。

② 環境に関する重要分野

- ・ 重要な分野として、「事務所や工場内の節電や節水などの省エネ対策」や「環境に配慮した製品の製造・販売、サービスの提供」、「産業廃棄物の減量化、再資源化」などを挙げる事業所が多くなっています。

③ 環境施策への事業所としての協力

- ・ 多くの事業所が「できれば協力したい」もしくは「内容によっては協力しても良い」と回答しており、「ぜひ積極的に参加したい」も加えると83.3%にのぼっています。

④ 行政への期待

- ・ 環境をよくする行動へ協力する際に行政に望むこととしては、「行政の取り組む事業の明確な提示」や「補助金の交付」、「事業発展に役立つ取組事例の紹介」という回答が多くなっています。

⑤ 環境対策に取り組む理由

- ・ 環境対策に取り組む理由としては「企業の社会的責任である」や「法令を遵守するために必要である」、「地域と共存するために必要である」という回答が多くなっています。

⑥ 環境を良くするための取組み

- ・ 環境を良くするために実行している取組みとしては、「廃棄物の分別・回収による再資源化」や「廃棄物の減量化」、「省エネ型の照明や電化製品、OA機器の使用」、「消灯や冷暖房の使用自粛などの省エネ」、「クールビズ・ウォームビズの励行」といった回答が多くなっています。
- ・ 「通勤や業務における公共交通の利用促進」や「二酸化炭素*の排出係数を考慮した電力購入」などについては、今後も実行しないという回答が多くなっています。

⑦ 環境問題に取り組む際の課題

- ・ 環境問題に取り組む「環境問題についての情報が不足している」や「環境に関する取組みを行う人材が不足している」、「環境問題について勉強する機会がない」といった項目の割合が高くなっています。

⑧ 情報発信

- ・ 環境について情報発信をしている事業所については、「自社のホームページで環境への取組みを掲載」や「第三者機関による認定マーク・ロゴを製品やパンフレットに表示」といった方法の割合が高くなっています。また、「情報発信を行っていない」という事業者が63.0%となっています。

3. 第2次和泉市環境基本計画における課題

本市の現状や取組状況などから、本市の基本目標に関わる課題を整理します。

基本目標1 参加・協働	みんなで考え取り組むまちをつくる									
基本施策	1-1 環境学習の推進									
	1-2 環境保全活動の支援・促進									
基本目標										
環境問題について一人ひとりが自分たちの問題として意識を高めるとともに、市民等・事業者・市がそれぞれできる役割を認識し、お互いに協力して地域の環境保全活動、あるいは地球環境問題への取組みが積極的にできるよう、学習機会の充実や三者共同の取組みができる仕組みづくりを進め、環境問題についてみんなで考え、取り組むまちを目指します。										
関連する取組みの動向	当初 2009	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2次計画 目標	状況
市民を対象とした清掃施設見学会の回数 (回/年)	2	2	2	3	3	2	2	2	2	達成
市民を対象とした自然観察会の回数 (回/年)	3	3	3	4	3	4	3	3	3	達成
こどもエコクラブの登録団体数(団体)	6	6	4	4	4	2	2	2	9	減少
生徒・学生を対象とした施設見学会の開催回数(回/年)	1	1	-	1	1	1	2	2	1	達成
植栽した本数 (万本・累計)	-	1.1	1.5	3.5	7.7	10.0	12.5	15.1	18.0	増加
環境関連図書購入数(冊/年)	25	36	27	52	39	39	31	15	25	達成
環境保全のために何か行っている市民の割合(%)	71.2	70.4	68.1	64.9	68.9	68.7	70.1	67.7	78.3	減少
イベント時のブース設置(回/年)	1	3	4	3	5	5	5	3	1	達成
いずみ環境くらぶの登録人数(人)	45	41	38	39	40	41	44	46	68	増加
■事業の取組状況										
1-1-1 生涯学習における環境学習を推進するために										
<ul style="list-style-type: none"> ・いずれの事業も環境に対する市民の意識啓発として効果的であり、環境学習への参加をきっかけとして環境に関心を持つ人を増やすことができました。 ・環境に関する事業者向け講習会の開催については未着手となっており、SDGs*など事業所にとって関心の高いテーマ設定や商工会議所などと連携した企画・開催など実施にむけた検討が必要です。 										
1-1-2 学校教育における環境学習を推進するために										
<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育における環境学習の推進に関しては、子どもたちの学ぶ機会の拡充について取組みが進み、児童の環境への意識の向上が図られました。 ・施設見学や自然環境の観察や体験の機会については充実が図られた一方で、協働によるエコマップ作成などについては未着手となっており、テーマや関係部局などと実現にむけた 										

第2次和泉市環境基本計画の振り返り

検討が必要です。

1-2-1 環境情報の共有化を推進するために

- ・環境保全活動への支援を推進する取組みに関しては、継続的に実施されているものの、「概ね達成できた」の評価が多くなっています。
- ・環境に関する情報の提供を継続的に実施できた一方で、環境保全のために何か行っている市民の割合については横ばいとなっており、より効果的な情報発信を行うことが求められています。

1-2-3 国際的・広域的な連携を推進するために

- ・多言語対応や一目で分かるイラストやピクトグラム、やさしい日本語表記など、外国人市民や訪日外国人への環境意識の啓発が求められています。

■アンケート結果より

- ・社会全体の環境に対する取組みが事業活動に与える影響について「事業の発展に良い影響を与える」とする事業所が約半数と最も多くなっています。また、市の各種環境施策へ4割以上の事業所が「協力したい」と回答している一方で「行政の取り組む事業の明確な提示」や「補助金の交付」「事業発展に役立つ取組事例の紹介」が求められています。
- ・SDGs*について「知らない」という市民が7割以上となっています。また、環境配慮経営を「企業の社会的責任（CSR）の一つである」と位置付ける事業所が約4割となっている一方で、SDGs*や脱炭素*・低炭素については取り入れている事業所が1割以下の結果となっており、普及啓発などが求められています。
- ・「ポイ捨てしない」「ごみの分別」「節電・節水」など身近な取組みは9割程度の方が実行しています。
- ・市の実施する環境関連講座などについて、既に参加している市民は2%未満と少ないものの、参加してみたい市民が3割程度、条件が合えば参加したいと考える市民が4割程度いるため、今後の広報手法や開催日時などについて検討が求められます。
- ・環境に関して必要な情報は「地域の環境に関する情報」が6割以上、「環境にやさしい暮らし方の実例や実践に役立つ情報」が4割以上挙げられおり、今後は、広報いずみなどを通じた情報発信が望まれます。

■環境目標の評価

- ・目標達成に向けて順調に推移しています。
- ・市民や学校を対象とした事業は環境に対する意識啓発や学習の機会として効果的でした。
- ・環境保全活動への支援を推進する取組みに関しては、継続的に実施されているものの、「概ね達成できた」の評価が多くなっています。
- ・環境情報の共有化を推進する取組みに関しては、継続的な情報発信を実施し、一定の環境に取り組む意識を地域へも波及することができました。

■今後の課題

- ・環境保全については多くの事業所で経営方針に取り入れており、社会全体の環境に対する取組みが事業活動に与える影響が事業の発展に良い影響を与えると認識している一方で、SDGs*や脱炭素*・低炭素については取り入れている事業所が少ないことから、SDGs*など事業所にとって関心の高いテーマ設定や商工会議所などと連携した企画・開催など実施にむけた検討が必要です。
- ・広報いずみなどを通じた「地域の環境に関する情報」や「環境にやさしい暮らし方の実例や実践に役立つ情報」の発信が望まれます。
- ・活動の活性化や団体間の交流については、健康や福祉、子育てなど分野横断的な推進についての検討が求められています。
- ・体験的な学習については、学習指導要綱の改訂を踏まえた地域学習の内容充実や機会の拡大など継続的に取り組むことが求められます。
- ・環境活動の推進については、市民・事業者など相手や支援のあり方も含めた検討が必要です。

基本目標2 低炭素社会		低炭素で地球にやさしいまちをつくる								
基本施策	2-1 エネルギーの適切な利用	2-3 CO ₂ 吸収源の確保								
	2-2 環境にやさしい交通手段による移動の推進									
基本目標										
地球温暖化*に代表される地球規模の環境問題について認識し、太陽光発電など自然エネルギーやバイオマス*など新エネルギー*の積極的な導入や省エネルギー化の推進などによりエネルギー消費量を削減するとともに、森林の保全や植樹などによるCO ₂ 吸収源の確保を図ることで低炭素社会を形成し、地球を大切にすまちなちを目指します。										
関連する取組みの動向	当初 2009	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2次計画 目標	状況
電力使用量 (千kwh)	1,279	1,185	1,093	1,112	1,214	1,180	1,159	1,150	現状維持	達成
ガス使用量 (千m ³)	103	88	90	98	90	100	103	113	現状維持	増加
浄化槽の改造費 助成制度の利用 者数(人・累計)	39	44	44	44	45	46	46	46	53	達成
水道使用量 (千m ³)	12	14	20	21	12	12	12	13	現状維持	横ばい
省エネルギー化 の事例資料を総 会時に配布 (回/年)	1	-	1	1	1	1	1	0	1	達成
市民一人当り のCO ₂ 排出量 (kg)	4,567	4,233	4,120	4,029	3,825	3,679	3,554	3,473	3,882	達成
公営駐輪場の収 容台数(台)	4,250	4,007	4,007	4,421	4,421	4,421	4,421	4,421	5,000	増加
公用車のエコカ ー(%) ※新規購入割合 (特殊車両除く)	-	0	37.5	0	0	0	100	100	50.0	増加
植栽した本数 (万本・累計) 【再掲】	-	1.1	1.5	3.5	7.7	10	12.5	15.1	18	増加
市内の保安林面 積(ha・累計)	468	468	480	480	480	480	537	584	増加	達成
植樹帯の延長 (km)	55.3 (H27時 点)	-	-	-	-	0	0	0	延伸	-
■事業の取組状況										
2-1-1 省エネルギーを推進するために										
<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー化の推進に関しては、公共施設の省エネルギー化とエネルギーコストの削減については進みましたが、事業所の省エネルギー化の取組みなどについては未実施の状況です。 ・公共施設や市営住宅において自然の光や風を有効利用した建築物の導入が進みました。 										

第2次和泉市環境基本計画の振り返り

- ・水の有効利用については、雨水貯留タンクの設置をはじめ取り組みが推進されました。

2-1-2 新エネルギー*の利用を推進するために

- ・新エネルギー*の利用促進については、「和泉市地域新エネルギー*ビジョン」に基づき、市民等・事業者の新エネルギー*利用や公共施設におけるコージェネレーション*や太陽光発電などの新エネルギー*の利用が概ね実施できました。
- ・ごみ焼却施設の焼却熱を利用した発電や、温水プールへの利用を図ることができました。

2-2-1 車をかしく使うために

- ・歩いて暮らせるまちづくりの推進については、駅周辺の駐輪場の整備やグリーンベルト設置により通学路の安全性、交差点改良により歩行者、自転車の安全性が向上しました。
- ・自動車の適正な利用については、自動車のアイドリングストップなど、エコドライブ*の実施や低公害車の普及啓発を促進できました。

2-3-1 緑を守りふやすために

- ・市街地における植樹の推進については、公園、道路、学校などの公共施設への樹木の植栽の推進、宅地における生け垣の設置、工場や事業所の周辺など私有地における植栽を推奨し、緑化を促進できました。

■アンケート結果より

- ・地球温暖化*や気候変動*について、関心のある市民が7割以上と多くなっています。また、半数以上の事業所で、気候変動を「脅威である」としています。
- ・多くの方が、7割以上が気候変動の影響が表れていると回答しており、具体的には、猛暑・気温上昇や豪雨、台風、強風などが挙げられています。今後は、気候変動による影響への対策についても検討が求められます。
- ・重要な分野としては、「事務所や工場内の節電や節水などの省エネ対策」が最も多く、次に「環境に配慮した製品の製造・販売、サービスの提供」となっており、「省エネ型の照明や電化製品、OA機器の使用」、「消灯や冷暖房の使用自粛などの省エネ」、「クールビズ・ウォームビズの励行」については既に取り組んでいる所が6割から7割となっています。また、前回の結果と比較すると、「環境に配慮した製品の製造・販売、サービスの提供」の回答が大きく増加しています。

■環境目標の評価

- ・概ね目標達成に向けて順調に推移しています。
- ・エネルギーの適切な利用に向けた施策においては、公共施設における省エネルギー化の取り組みを推進することができました。
- ・環境にやさしい交通手段による移動の推進は、継続的に実施されているものの、「概ね達成できた」の評価が多くなっています。
- ・CO₂吸収源の確保に関しては、「高いレベルで事業が達成できた」の評価が多く、森林の保全・育成・整備や市街地における植樹が推進できました。

■今後の課題

- ・気候変動による影響への対策について検討が求められます。
- ・事業者向けの取り組みについては未着手が多くなっていますが、事業所側は「行政の取り組む事業の明確な提示」や「事業発展に役立つ取組事例の紹介」を求めており、環境面のみでなく社会面や経済面など幅広い視野からの取り組みや関連部局などと連携した検討が必要です。
- ・生産・流通におけるエネルギー消費の抑制については、地元での販売購入（地産地消*）を奨励や「テクノステージ和泉まちづくり協議会」など工場間の連携を通じた省エネルギー化への取り組みを関係部署と連携し推進することが求められます。
- ・環境にやさしい交通手段による移動の推進については「和泉市地域公共交通網形成計画」が策定され、今後は計画に基づいた取り組みの推進が望まれます。
- ・バイオマス*エネルギーの活用については、引き続き「森林整備計画」などに基づき推進するとともに、森林環境税*制度の活用など取り組みの促進についても検討に努めることが求め

られます。

**基本目標3
生物多様性*****いきものがいっぱい自然を大切にすまちをつくる****基本施策**

3-1 生物多様性*の確保

3-2 自然の保全と人との共生

基本目標

本市には、和泉山脈などの森林、榎尾川などの河川、信太山丘陵の湿地をはじめ、社寺林や田園・ため池など、多種多様な自然環境が残されており、貴重な動植物が生息しているなど豊かな生態系*が築かれています。この豊かな自然を後世に残すため、自然環境が有する価値を知り、保全と育成により多様な自然が息づくまちを目指します。

関連する取組みの動向	当初 2009	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2次計画 目標	状況
信太山丘陵市有地に生息している貴重動植物の数(種)	6	-	-	-	-	-	6	6	6	達成
植栽した本数(万本・累計)【再掲】	-	1.1	1.5	3.5	7.7	10	12.5	15.1	18.0	増加
市内の保安林面積(ha・累計)【再掲】	468	468	480	480	480	480	537	584	増加	達成
松尾寺公園の整備率(%)	13.40	13.36	13.36	13.36	13.36	13.72	13.72	13.72	33.50	増加
農林業に対するボランティア数(人) ※和泉の国の森づくり活動登録者数(森林ボランティア養成講座参加者数)	92	83 (8)	111 (8)	119 (12)	119 (5)	124 (5)	124 (5)	133 (14)	150	増加
ため池を訪れた人たちに快適と安全を提供すべく処置を施されたため池の数(箇所・累計)	13	13	13	13	13	14	14	14	17	増加
市民農地の利用者数(人)	687	687	667	647	667	631	603	590	増加	減少
農林業イベントへの参加者数(人)	115,500	41,150	45,037	52,297	53,822	38,262	39,129	43,543	増加	減少

■事業の取組状況**3-1-1 多様な生物が息づく環境を保全・回復するために**

- ・絶滅危惧種*や天然記念物の調査・保全については、生息・分布状況の把握及び調査結果の公表、むやみな採取や捕獲をしないよう啓発などについての取組みを継続的に実施しています。
- ・海外の野生生物や貴重種の輸入の自粛や本来の生息環境にないところへの動植物の移入による生態系*への影響、適切な飼育栽培管理と情報の周知については、関係機関などとの連携のもと対応が求められます。

3-2-1 豊かな森を守り育てるために

- ・森林ボランティアの育成については、森林ボランティア養成講座実施により新たな森林ボ

第2次和泉市環境基本計画の振り返り

ランティアの創出を継続して行っています。

- ・大阪府のアドプトフォレストによる活動が終了しました。企業による活動や連携が求められます。

3-2-2 農地を保全し有効に活用するために

- ・環境に優しい農業基盤整備については、ウォーキングイベントやファームステイなど農村と都市との交流の活性化が進みました。
- ・遊休農地*の活用については市民農園や観光型農園などの活用により付加価値の高い農地として活用できました。
- ・身近な農業体験については、農業体験プログラムの提供など高いレベルで実施する事ができました。

3-2-3 水辺の環境を守り育てるために

- ・源流部の森林や流域の農地の保全による流水の確保については継続的に高いレベルで取り組む事ができました。引き続き農地及び水と緑の一体的な保全・育成に努める事が求められます。

3-2-4 健全な水循環を確保するために

- ・水源涵養*についても緑化の推進と緑地の保全により概ね取り組む事ができました。

■アンケート結果より

- ・市の将来の姿としては約7割の市民が「緑や水など自然にあふれたまち」としています。
- ・大切にしたい場所としては、身近な公園や黒鳥山、光明池、槇尾川が挙げられています。
- ・自然とのふれあいについて週に1回以上「山・川・池・田んぼなどでふれあう」「観察する」「植木や草花を育てる」が2割以上と多くなっていますが、一方で「自然を保全する活動への参加」は「ほとんどない」が8割以上となっています。環境への関心の高さを後押しできるような、多様な関わり方についての検討が求められます。
- ・生態系サービスの内でも食べ物（農作物・魚介類）、水、紙、木材、繊維、燃料、医薬品などの供給機能が大切だと思う市民が7割以上、事業者で5割以上となっており、その他にも地域の祭りなど文化的機能を挙げる市民も見られます。

■環境目標の評価

- ・目標達成に向けた事業を継続的に行なっていますが、達成している数値目標は少ない状況です。
- ・生物多様性*の確保に向けた取組みでは、市民参加による調査の実施や市民団体と協力した特定外来生物*についての対策が高いレベルで実施できました。
- ・自然の保全と人との共生については、森林空間の保全・育成及び農地の活用について高いレベルで実施できています。

■今後の課題

- ・生きものの生息・生育空間を積極的に創出し、生物多様性*を維持・回復することについては、引き続き実施するとともに、生態系サービスの視点からの取組みについても検討が必要です。
- ・市民の環境への関心の高さや事業者の各種環境施策への協力に対する意識の高さを後押しできるような、多様な関わり方についての検討が求められます。
- ・引き続き、絶滅危惧種*や天然記念物の調査・保全に努めるとともに、和泉市域の自然環境の特徴やそれらの関係性など和泉市の生物多様性*についての全体像が把握可能な情報発信や啓発についての検討が求められます。
- ・農産物の直売所の設置や直販ルートの開拓などによる、安全で環境負荷の少ない農産物の販売や特色ある農業の推進は未実施となっており、関係機関などと連携のもと検討が必要

です。

**基本目標4
循環型社会*****もったいないの心で資源を大切にすまちをつくる****基本施策**

4-1 ごみの削減と資源循環の推進

4-2 廃棄物の適切な処理の推進

基本目標

限りある資源を有効に利用し、環境負荷を削減しながら豊かな社会を築くため、循環資源全体の再生利用率を向上することが求められます。そのため「もったいない」の心を大切にするとともに、リデュース*（廃棄物の発生抑制）・リユース*（再使用）・リサイクル*（再資源化）の3R*全体の取組みをすすめ、資源を大切にすまちを目指します。

関連する取組み の動向	当初 2009	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2次計画 目標	状況
エコショップ 登録店舗数 (店舗)	32	16	17	17	16	16	16	16	35	-
家庭ごみ・事業 ごみの削減 率(%)	69,938 (H12 年度)	20%	21%	21%	20%	22%	29%	28%	46,159t (34%減量)	減少
市役所のごみ の削減率 (袋, %)	8,680 (H12 年度)	10,062	8,408	8,182	4,498	4,938	3,604	3,564	5,729 袋 (34%減量)	達成
彩生館の利用者 数(人/年)	40,16 1	48,429	47,838	47,432	46,176	55,185	67,456	71,546	41,000	達成
フリーマーケット の開催数 (回/月)	2	2	2	2	2	3	3	2	2	達成
生ごみ堆肥化容 器の設置数(基 累計)	1,714	1,845	1,882	1,903	1,926	2,252	2,340	2,380	2,300	達成
ごみのリサイク ル*率(%)	16.2	14.7	14.1	13.5	13.0	12.4	14.1	14.0	17.2	減少
集団回収登録団 体数(団体・累 計)	247	251	252	252	252	258	255	255	260	増加
和泉市ごみ減量 等推進員数(リ サイクルクリーン*) (人・累計)	217	231	231	231	226	228	-	228	220	達成
不法投棄のパト ロール回数(回 /年)	34	27	40	37	44	76	-	182	48	達成

■事業の取組状況**4-1-1 リデュース*（廃棄物の発生抑制）を推進するために**

・リデュース*（廃棄物の発生抑制）を推進する施策においては、市民・事業者・市が連携した啓発活動を継続して実施するなど、目標の実現に向けた取組みが着実に実施できました。

4-1-2 リユース*（再使用）を推進するために

- ・リユース*（再使用）を推進する施策においては、リターナブル容器や詰め替え用容器の利用促進を継続して実施しました。
- ・彩生館でのシルバー人材センターと連携した物を修理して長く使う取組みなど、目標の実現に向け着実に実施できました。

4-1-3 リサイクル*（再資源化）を推進するために

- ・リサイクル*（再資源化）を推進する施策においては、全体的に高い水準で実施できています。
- ・生ごみの堆肥化の推進については、家庭での取組みの推進については継続的に実施できました。
- ・分別の推進については、再資源化集団回収の活動については高い水準で実施できました。

4-2-1 3R*を推進するために

- ・3R*の普及・啓発については、和泉市ごみ減量当推進員制度の活用や広報、ホームページを活用して促進できています。

4-2-2 環境負荷の少ないごみ処理を推進するために

- ・環境負荷の少ないごみ処理を推進するために、清掃工場の適切な維持管理を高い水準で継続的に実施するとともに、ごみの減量と正しい分別についての周知徹底を図り、処理工場の長期使用やごみ処理への適切な費用負担に努めました。
- ・また、廃棄物の適切な処理の促進に向け、不法投棄されやすい場所の定期的なパトロールや看板設置や警察などと連絡を取り不法投棄者の究明に努めました。

■アンケート結果より

- ・環境配慮行動として「ごみの分別をしている（リサイクル*の推進）」を実行している市民が9割以上いる一方、「ごみの減量に取り組んでいる」市民は前回アンケート比べ減少しています。
- ・環境に関する重要な分野の一つとして、「産業廃棄物の減量化、再資源化」などを挙げる事業所が3割以上となっており、また、事業者で実施している環境を良くするための取組みとして「廃棄物の分別・回収による再資源化」は8割、「廃棄物の減量化」は5割が「既に実行している」と回答しています。
- ・また、事業所が市民に求めることとして、「市民がリサイクル*活動などに努め、積極的に資源の循環を推進してほしい」を求める回答が4割となっています。
- ・市の環境をよくするための市の取組みの優先度として「健康で魅力あるまちづくりの推進」が1位となっていますが、2位及び3位として「循環型社会*の実現」を挙げる市民が多いことから、環境をよくするための優先事項として「循環型社会*の実現」が認識されていると推察されます。

■環境目標の評価

- ・目標達成に向けて、順調に推移しています。
- ・ごみの削減と資源循環の推進では、廃棄物の発生抑制を推進するために市民・事業者・市が連携した啓発活動を継続して実施するなど、取組みが着実に実施できました。
- ・廃棄物の適正な処理の推進に関しては、リサイクル*建材の利用普及に努めるとともに、公共工事の発注の際には再資源化及び再生資材の利用を推進するなどの取組みを行うなど、ごみの減量と正しい分別の周知が促進できました。

■今後の課題

- ・循環型社会*の実現はまちづくりにおいて重要であると認識され、ごみの分別を実行している市民や事業所が多くなっているものの、ごみの減量に取り組んでいる市民の減少がみられることから、生活に密着した具体的な3R*の方法やアイデアなどの情報発信が求められます。
- ・今後は、食品ロス*の観点からの取組みなどの検討が求められます。
- ・リサイクル*（再資源化）を促進するための学校や市内の農家、公共施設などと連携した生ごみのたい肥化の活用や学校給食で発生する廃食油の利用については、仕組みを含めた検討が求められます。
- ・環境負荷の少ないごみ処理の推進に向けた、廃棄物の適切な処理の促進に向けた不法投棄への対応については、引き続き関係機関と連携による対応が求められます。

基本目標5 安心・安全		健康で安全な魅力ある住み続けたいまちをつくる								
基本施策		5-1 健康なまちづくりの推進					5-2 安全なまちづくりの推進			
基本目標										
大気、水、土壌などへの環境負荷の抑制、熱・光・音・においなどの感覚環境の保全、有害化学物質による人体や環境への影響の抑制、災害などに対応したまちづくりを進め、市民が健康で安心して暮らせるとともに、本市が有する歴史・文化などを活かし、良好な景観を有する自然と共生した健康で魅力あるまちを目指します。										
関連する取組みの動向	当初 2009	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2次計画 目標	状況
環境基準*達成率 (%) 大気/水質	大気 100 水質 90	大気 100 水質 89	大気 100 水質 100	大気 100 水質 100	大気 100 水質 100	大気 100 水質 100	大気 100 水質 100	大気 100 水質 91.7	大気 100 水質 100	達成
公害苦情受付件 数(件/年)	25	25	23	22	22	22	22	22	21	減少
エコ農産物生産 面積(a)	5,391.60	5,137.50	5,035.00	4,968.10	4,968.10	5,339.00	5,403.37	5,750.87	増加	達成
公共下水道普及 率(%)	82.5	84.4	85.3	86.1	86.7	87.1	87.5	88.1	89.3	達成
公共下水道接続 率(%)	89.0	89.4	89.5	89.5	89.6	89.7	89.9	90.1	90.9	達成
騒音基準達成率 (%)道路/一 般地域	道路 71.4 一般 91.7	道路 85.7 一般 83.3	道路 71.4 一般 100.0	道路 78.6 一般 100.0	道路 78.6 一般 90.0	道路 78.6 一般 100.0	道路 85.7 一般 100.0	道路 71.4 一般 100.0	道路 78.6 一般 100.0	達成
住んでいる地域 がごみの無いき れいな街だと感 じている市民の 割合(%)	58.1	57.3	-	-	63.6	65.5	-	62.1	62.0	達成
地域清掃活動の 実施回数(回/ 年)	375	413	460	588	598	880	990	825	400	達成
市民一人当たりの公 園面積(m ²)	7.3	7.4	7.5	7.5	7.8	7.8	7.9	8.0	10.0	達成
花壇の市民開放の箇 所数(回/年)	29	28	31	51	52	49	43	43	30	達成
天然記念物に指 定された樹木の 数(本)	府7 市1	府7 市1	府7 市1	-	府7 市1	-	-	府7 市1	増加	達成
桜の里親事業の 植栽数(本)	67	85	96	117	132	146	158	168	167	達成
緑に関する市民体験 型学習会の参加者数 (人/年)	1,507	1,120	869	1,556	1,791	1,435	963	1,095	1500 人以上	増加
緑に関する市民体験 型学習会の開催 数(回/年)	32	37	38	198	161	129	110	162	30回 以上	達成
ポケットパーク* の整備箇所数 (箇所・累計)	1	1	1	1	1	1	1	1	増加	横ばい
植栽した本数 (万本・累計) 【再掲】	-	1.1	1.1	3.5	7.7	10.0	12.5	15.1	18.0	達成

■事業の取組状況

5-1-1 きれいな大気・水・土壌環境を守るために

- ・きれいな大気・水・土壌環境を守るための取組みは継続的に高い水準で実施できています。
- ・引き続き、環境調査や事業活動における環境負荷の削減などへの啓発の実施が求められます。

5-1-2 感覚環境（熱、かおり、音）を守るために

- ・感覚環境（熱、かおり、音）を守るための取組みは継続的に高い水準で実施できています。
- ・今後は、ヒートアイランド対策の一環として、高気密・高断熱住宅や、風や光などの自然を取り入れた省エネ建築物の普及・啓発の一層の推進が望まれます。

5-1-3 化学物質などによる環境リスクを低減するために

- ・化学物質などによる環境リスクを低減するための取組みは継続的に実施できています。

5-2-1 まちの環境美化を推進するために

- ・まちの環境美化の推進に向けた、ポイ捨てしないマナーの向上の取組みについては今後も引き続き高いレベルでの継続実施が求められます。

5-2-2 水と緑が豊かな潤いあるまちづくりを推進するために

- ・水と緑が豊かな潤いあるまちづくりを推進する事業を高い水準で継続的に実行し、目標の実現に向けた取組みが着実に実施できました。
- ・道路空間における緑のまちなみづくり、天然記念物など指定樹木の指定など、この10年間で未着手・未実施の取組みについては事業の記載方法や表現について検討が求められます。

5-2-3 地域の個性を活かしたまちなみづくりを推進するために

- ・地域の個性を活かしたまちなみづくりを推進するために、地域の歴史を活かしたまちなみづくりや、魅力ある都市景観の形成の推進、身近な歴史や自然、生活文化とふれあう機会の拡充など、取組みの継続と充実が望まれます。

5-2-4 災害に強い安心して住める環境に配慮したまちづくりを推進するために

- ・災害に強いまちづくりに向けた取組みについては、今後も引き続き関係各課が連携し、また関係団体などとの協力のもと取り組んで行く必要があります。

■アンケート結果より

- ・市の環境をよくするための市の取組みの優先度として「健康で魅力あるまちづくりの推進」が1位となっています。市の将来の姿として7割以上の市民が「自然災害に対応したまち」を望んでいます。
- ・地域の環境の満足度が5割以上の項目として「空気のきれいさ」「工場等からの悪臭の少なさ」「街中のごみ清掃の状況」などが挙がっています。
- ・また、3割程度の項目として「ごみのポイ捨ての少なさ」、「犬のふん始末のマナーの良さ」が挙がっていますが、一方で、環境配慮行動として9割以上が「ごみのポイ捨てはしない」を実行しています。

■環境目標の評価

- ・目標達成に向けて、順調に推移しています。
- ・健康なまちづくりでは、きれいな大気・水・土壌環境を守るための事業を高い水準で継続的に実行など、目標の実現に向けた取組みが着実に実施できました。
- ・魅力あるまちづくりの推進に関しては、まちの環境美化、水と緑が豊かな潤いあるまちづくりの推進などに向けた取組みを概ね行うことができました。

■今後の課題

- ・災害に強いまちづくりに向けた取組みについては、平成29（2017）年度から事業が始まったものが多くあり、現時点では評価が定まっていますが、今後も引き続き関係各課が連携し、また関係団体などとの協力のもと取り組んで行く必要があります。
- ・化学物質などによる環境リスクを低減するための取組みは継続的に実施できているものの、現在の社会情勢を踏まえた検討が求められます。
- ・「ポイ捨て」や「ふんの始末」については、状況把握と場所や場面に応じた対策が求められます。

4. 和泉市の目指す姿

4-1 和泉市の望ましい環境像

本市の望ましい環境像は、長期的・継続的に目指していくべきものであり、和泉市環境基本条例に示した基本理念及び基本方針に基づき設定したものであることから、本計画においても、これまでの望ましい環境像を踏襲し、引き続き本市の望ましい環境像の実現を目指していきます。

－基本理念－

第3条 環境の保全及び創造は、次に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、推進されなければならない。

- (1) すべての市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を確保し、これを次の世代に引き継ぐべきこと。
- (2) 資源の適正な管理及び循環的な利用を図り、環境への負荷の少ない持続的に発展することが可能な社会の実現を目指すべきこと。
- (3) 地域における多様な生態系*及び自然環境に配慮し、人と自然との共生を図るべきこと。
- (4) すべての事業活動及び日常生活において、地球環境の保全を自らの問題としてとらえ環境に配慮した行動への参加を積極的に推進すべきこと。

－基本方針－

第7条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本的な方針として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行われなければならない。

- (1) 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、すべての市民の健康を保護し、及び生活環境の保全を図ること。
- (2) 野生生物の生息又は生育環境への配慮等により生態系*の保全を図るとともに、河川等の水辺地、山林地、農地、里山その他の自然環境の保全を図ること。
- (3) 緑化の推進、環境に配慮した秩序ある住環境の創出、清らかな水環境の形成、歴史的・文化的環境の保全及び活用等により、安全で良好な都市環境の形成を図ること。
- (4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの消費の抑制等を徹底することにより、地球環境の保全に資する社会を構築すること。



－望ましい環境像－

みんなの環でひろげる「すくすく環境、わくわくいずみ」

◆和泉市という名前から、和泉＝泉＝いずみを連想します。湧き出るいずみの水紋が次々と広がり環が繰り返される情景に、新しさと古さが交じり合う環、自然環境・都市のアメニティ環境・生活環境が相互に関連しあう環、人と人が交流する環など、様々ないずみの環の広がりが連想できます。

◆「すくすくと生き物が育つ健全な環境」「こんこんといずみが湧くような健全な環境」「ワクワクするような和泉の環境」を望ましい環境像に託し、それを実現するための環を広げていくことを目指します。

4-2 基本目標

近年の社会動向や和泉市が抱える環境の課題を踏まえ、本計画においては、望ましい環境像の実現に向け、「みんなで考え取り組むまちをつくる」「脱炭素*化に向けて取り組む持続可能なまちをつくる」「生物多様性*を守り、その恵みを受け継ぐまちをつくる」「もったいないの心で資源を大切にすまちをつくる」「健康で安全な魅力ある住み続けたいまちをつくる」の5つの基本目標を設定し取組みを進めていきます。

また、望ましい環境像「みんなの環でひろげる「すくすく環境、わくわくいずみ」」の実現に向けて、5つの基本の目標に目指して、各主体が取り組むことで、より良い環境が引き継がれるだけでなく、誰ひとり取り残さず、社会課題解決と経済の活性化もあわせて向上する取組みを目指します。

望ましい環境像

みんなの環でひろげる「すくすく環境、わくわくいずみ」

5つの基本目標

1 みんなで考え取り組むまちをつくる【参加・協働に関する基本目標】

環境について一人ひとりが自分たちの問題として意識を高めるとともに、市民等・事業者・市がそれぞれできる役割を認識し、お互いに協力して地域の環境活動、あるいは地球環境問題への取組みが積極的にできるよう、学習機会の充実や三者共同の取組みができる仕組みづくりを進め、環境についてみんなで考え、取り組むまちを目指します。

2 脱炭素*化に向けて取り組む持続可能なまちをつくる【気候変動に関する基本目標】

気候変動に代表される地球規模の環境について認識し、省エネルギーの推進などによりエネルギー消費量を削減するとともに、太陽光発電など再生可能エネルギー*の積極的な導入や適応策*を推進することで脱炭素*化に向けて取り組む持続可能なまちを目指します。

3 生物多様性*を守り、その恵みを受け継ぐまちをつくる【生物多様性*に関する基本目標】

本市には、和泉山脈などの森林、榎尾川などの河川、信太山丘陵の湿地をはじめ、社寺林や田園・ため池など、多種多様な自然環境が残されており、希少な動植物が生育しているなど豊かな生態系*が築かれています。この豊かな自然を後世に残すため、自然環境が有する価値を知り、保全と育成により多様な自然が息づくまちを目指します。

4 もったいないの心で資源を大切にすまちをつくる【循環型社会*に関する基本目標】

限りある資源を有効に利用し、環境負荷を削減しながら豊かな社会を築くため、循環資源全体の再生利用率を向上することが求められます。そのため「もったいない」の心を大切にするとともに、リデュース*（廃棄物の発生抑制）・リユース*（再使用）・リサイクル*（再資源化）の3R*全体の取組みをすすめ、資源を大切にすまちを目指します。

5 健康で安全な魅力ある住み続けたいまちをつくる【安全・安心に関する基本目標】

大気、水、土壌などへの環境負荷の抑制、有害化学物質による人体や環境への影響の抑制、災害などに対応したまちづくりを進め、市民が健康で安心して暮らせるとともに、本市が有する歴史・文化などを活かし、良好な景観を有する自然と共生した健康で魅力あるまちを目指します。

4-3 代表指標と目標値

本計画では、以下に示すように、目指す環境像を実現するための5つの目標について、目標毎にその到達度を把握するため、目標値を掲げる「代表指標」と、目標値は設定しませんが、目標達成に向けた取組みの推進について、その動向を把握するための参考とする「モニター指標」を設定します。

指標の設定にあたっては、上位計画である総合計画とも指標及び目標値を共有するなど整合を図りながら、進行管理（PDCA）を着実にを行うことを基本とします。

代表指標

基本目標	指標	現状値 令和元（2019）年	目標 令和12（2030）年
1 みんなで考え取り組むまちをつくる （参加・協働）	環境に関する学習会等の開催数（出前講座、体験型イベント、見学会・学習会等の合計値）	266回	現状値以上
	「町会・自治会や近隣住民と十分にコミュニケーションが取れている」と思う市民の割合	44.0%	45.0% （令和15(2033)年度目標）
2 脱炭素*化に向けて取り組む持続可能なまちをつくる （気候変動）	市民1人あたりCO ₂ 排出量割合（市民数は当該年度の前年度3月末時点）	平成29(2017)年度 約4.61千 t-CO ₂ /年・人 860千 t-CO ₂ /年	平成25(2013)年度 排出量より約47%削減 約2.62千 t-CO ₂ /年・人 461千 t-CO ₂ /年
	人口に対する公共交通（鉄道、一般路線バス、地域バス）の利用率	鉄道利用率 31.7 % バス利用率 5.7 % 地域バス利用率 0.16 %	鉄道利用率 26.0 % バス利用率 4.4 % 地域バス利用率 0.15 % （令和10(2028)年度目標）
3 生物多様性*を守りその恵みを受け継ぐまちをつくる （生物多様性*）	貴重動植物の数	6種類	現状維持
	緑被率	73.4%	現状維持
4 もったいないの心で資源を大切にするまちをつくる （循環型社会*）	家庭系ごみ1人・1日あたりの排出量	471.23g/人・日	460g/人・日
	事業系ごみ年間排出量	20,419t/年	17,501t/年
5 健康で安全な魅力ある住み続けたいまちをつくる （安心・安全）	環境基準*達成状況	大気： 100 % 水質： 100 % 騒音： 85.7 %	大気： 100 % 水質： 100 % 騒音： 現状値以上
	雨水管整備面積の割合	49.07%	49.84%

（目標年次が2030年ではない項目については、その関連計画が改定されたときに更新します）

モニター指標

基本目標	指標
1 みんなで考え取り組むまちをつくる（参加・協働）	学校教育における環境教育にかけた時間（時間/年）
	環境に関する情報の発信回数（回/年）
	「環境にやさしい暮らしを営むことができている」と思う市民の割合（％）
2 脱炭素*化に向けて取り組む持続可能なまちをつくる（気候変動）	部門別温室効果ガス*排出量の削減率（平成25(2013)年度比）（％）
	再生可能エネルギー*等設備導入量（kW）
	森林整備面積（ha）
3 生物多様性*を守り、その恵みを受け継ぐまちをつくる（生物多様性*）	森林経営計画に基づくいずもく*の年間搬出材積（m ³ ）
	一人当たりの都市公園・緑地の面積（m ² /人）
	「公園等のみどりに接する環境が整っている」と思う市民の割合（％）
4 もったいないの心で資源を大切にすまちをつくる（循環型社会*）	資源化率（％）
	「ごみのリサイクル*が進み、衛生的なまちづくりが行われている」と思う市民の割合（％）
5 健康で安全な魅力ある住みたいまちをつくる（安心・安全）	地域清掃の回数（回/年）
	「地震や台風等の災害に対する備え（自助・共助・公助）ができている」と思う市民の割合（％）
	「自分の住むまちが安全・安心だ」と思う市民の割合（％）

4-4 市民等・事業者・市の役割

本市の望ましい環境像と基本目標を実現するために、市民等・事業者・市がそれぞれの役割と責任を果たし、協働して持続可能な社会の形成への取り組みを行うこととします。

【市民等の役割】

- ◆市民等は、自らの生活が環境と深く関わっていることを認識し、家庭での環境負荷の低減や省資源・省エネルギーの実践、ごみの減量化など身近なところから取り組みを行わなくてはなりません。
- ◆市民等は、「自らのまちの環境は、自らがつくる」という自立的な意識のもとに、主体的に事業者や市と協力して本市の抱える環境問題に対処していくとともに、市の環境施策に参加し、環境改善に向けた積極的な活動を行っていくことが期待されます。
- ◆市民等は、本市の持つ豊かな自然を保全するため、子どもから大人まですべての市民が自然とのふれあいや環境学習の場に参加することが期待されます。
- ◆市民等は、物的な豊かさや時間的な効率を優先する生活を見直し、自然と調和した新しい豊かさを求める環境負荷の少ない持続可能なライフスタイルへの転換が求められます。
- ◆市民等は、環境問題について地域共有の課題として地域コミュニティを中心として取り組みを行うことで、環境保全の取り組みと社会問題解決能力の間に好循環を作り出し、地域コミュニティのつながりの強化を図ることも期待されます。

【事業者の役割】

- ◆事業者は、その社会的な影響及び環境に与える負荷の大きさを認識し、責任ある行動をとらなければなりません。
- ◆事業者は、あらゆる活動の場において、資源やエネルギーの削減に努め、廃棄物の発生抑制、資源利用の合理化等環境への負荷を総合的に低減するとともに、汚染物質の排出抑制や自然環境への影響に配慮するなど環境の保全と創造に向けて積極的に取り組むことが期待されます。
- ◆事業者は、環境法令を遵守するだけでなく、事業者責任を意識した環境に配慮した行動や、積極的な環境情報の公開、地域住民とのコミュニケーションに積極的に取り組むことが期待されます。
- ◆事業者は、製品などが使用されて廃棄物となった後まで生産者自らが一定の責任を負う「拡大生産者責任」の考え方に立ち、製品の設計、製造、流通、消費、廃棄などのライフサイクル全体を見通した製品づくりやサービスの提供などにおいて環境効率性を重視した事業活動が求められます。
- ◆事業者は、その地域の一員として地域の環境保全活動や自然保護活動への取り組み、従業員一人ひとりの環境保全意識の向上に努め、積極的に市民等、市とともに協力体制を構築していくことが期待されます。

【市の役割】

- ◆市は、市民等・事業者などにおける環境の保全と創造に関する自発的な取組みが促進されるよう、環境教育・学習の推進や環境情報の提供、活動の場づくりその他必要な支援を行うとともに、各主体との連携と協働に努めなければなりません。
- ◆市は、環境の現状や取組みなどについて、広くわかりやすく情報を提供することが求められています。
- ◆市は、地域の環境保全に関する具体的かつ総合的な施策を策定し、実施します。施策の策定及び実施にあたっては、市民等・事業者の意見・活動を尊重し、府及び周辺市町と協力した広域的な取組みを行います。
- ◆市は、自らが事業者・消費者としての側面を有することから、環境の保全と創造に関する取組みを率先して実行するとともに、職員一人ひとりの環境保全意識の向上に努めることが必要です。

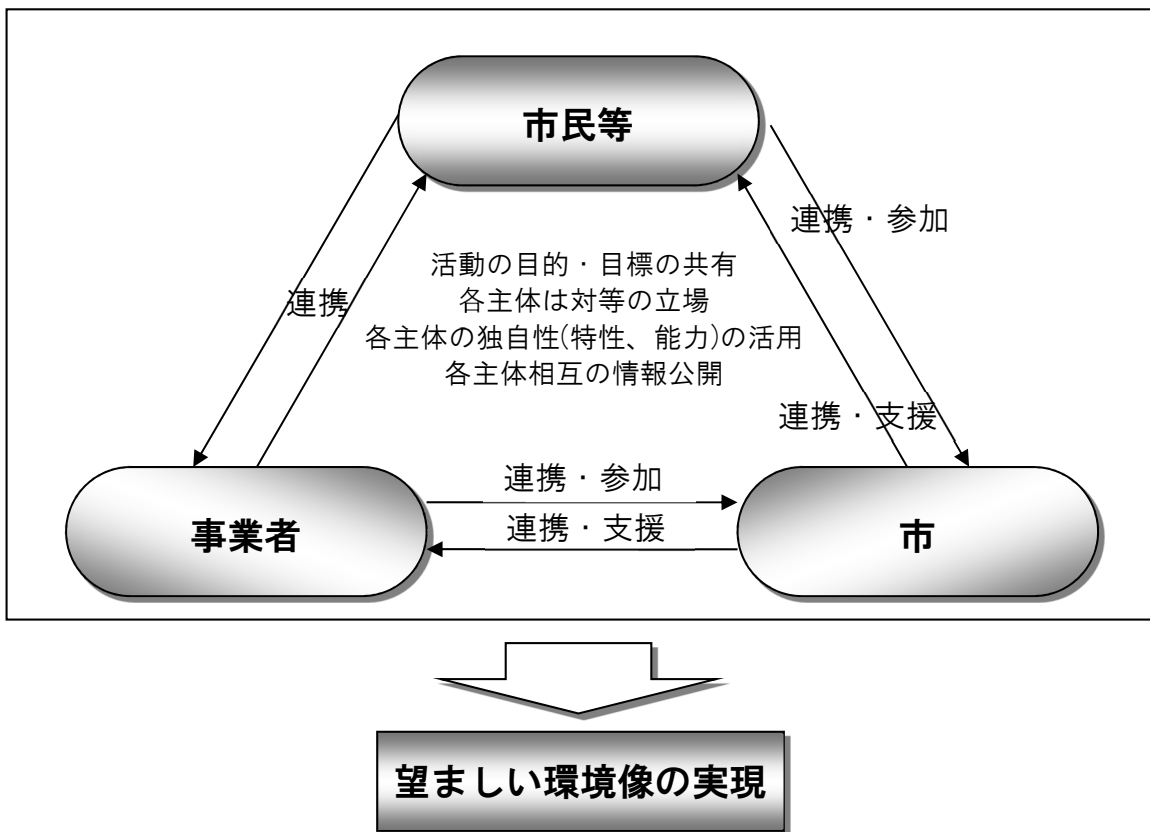


図-15 市民等・事業者・市の役割

5. 望ましい環境像の実現に向けた取組み

5-1 施策の体系

「望ましい環境像」の実現に向け、前述の「基本目標」に沿った「基本施策」、「取組方針」を定めた上で、個別の「取組内容」を定めます。個別の「取組内容」については、市民等・事業者・市がそれぞれ実施すべき「具体的な施策や行動」を定めます。

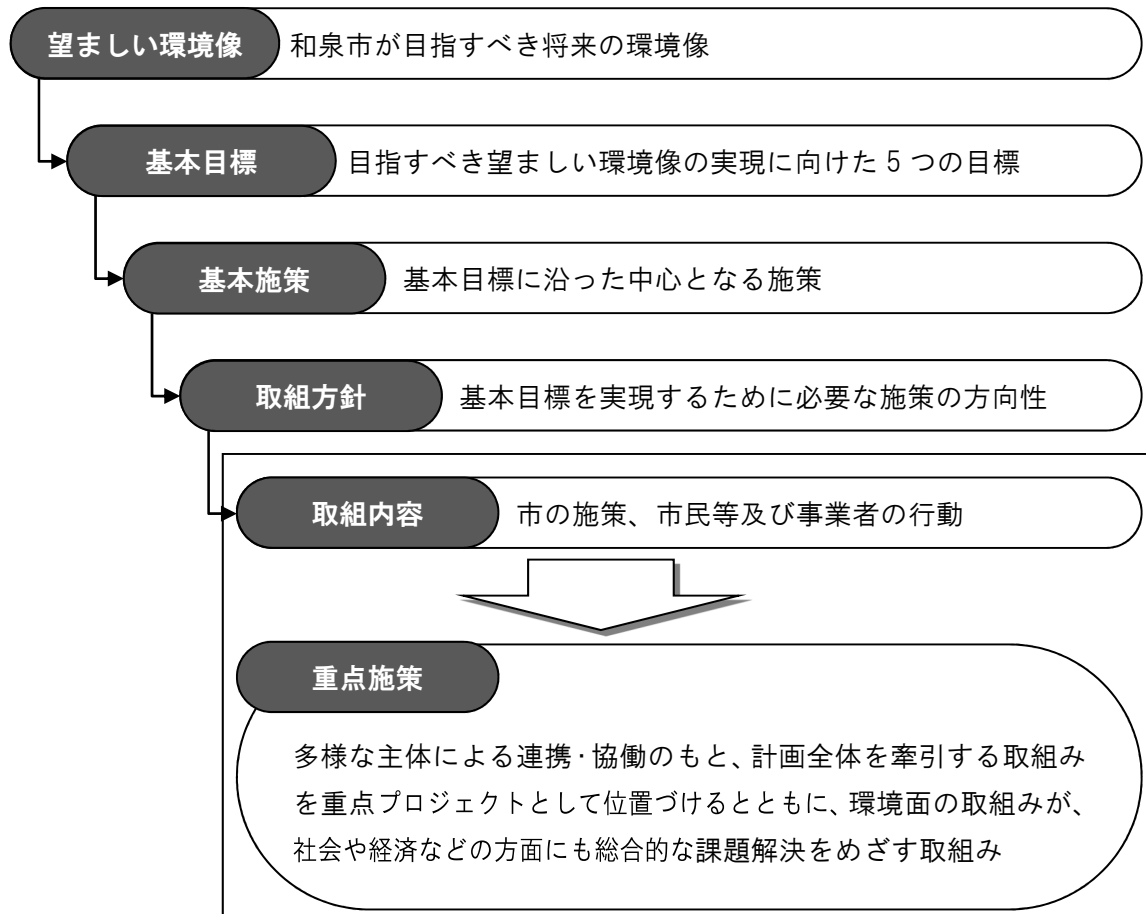


図-16 施策の体系

※：文中に「*」のついた言葉については、巻末の用語集で解説を付けています。

望ましい環境像を実現するための基本目標と取組方針は次のとおりとします。

望ましい環境像	基本目標	基本施策	取組方針
みんなの環でひろげる「すくすく環境、わくわくいずみ」	1 みんなで考え取り組むまちをつくる【参加・協働】	1 環境学習の推進	1 生涯学習における環境学習を推進する 2 学校教育における環境学習を推進する
		2 環境活動の支援・促進	1 環境情報の共有化を推進する 2 環境活動への支援を推進する 3 市民・事業者・大学との連携を推進する【新規】
	2 脱炭素*化に向けて取り組む持続可能なまちをつくる【気候変動】	1 エネルギーの適切な利用	1 省エネルギーを推進する 2 再生可能エネルギー*の利用を推進する
		2 環境に配慮した移動の促進	1 公共交通の利用促進と効率的な利用方法を啓発する
		3 気候変動対策の推進【新規】	1 気候変動の影響への適応策*を推進する【新規】
	3 生物多様性*を守りその恵みを受け継ぐまちをつくる【生物多様性*】	1 生物多様性*の確保	1 多様な生物が息づく環境を保全・回復する 2 生物多様性*を向上し利活用を推進する【新規】
		2 自然の保全と人との共生	1 豊かな森を守り育てる 2 農地を保全し有効に活用する 3 都市緑化と緑地の保全を推進する
	4 もったいないの心で資源を大切にすまちなちをつくる【循環型社会*】	1 ごみの削減と自然循環の推進	1 リデュース*（廃棄物の発生抑制）を推進する 2 リユース*（再使用）を推進する 3 リサイクル*（再資源化）を推進する
		2 廃棄物の適切な処理の推進	1 循環型廃棄物処理システム構築を推進する
	5 健康で安全な魅力ある住み続けたいまちをつくる【安心・安全】	1 健康なまちづくりの推進	1 良好な生活環境を保全する 2 化学物質などによる環境リスクを低減する 3 まちの環境美化を推進する
		2 安全なまちづくりの推進	1 災害に強い環境に配慮したまちづくりを推進する
		3 魅力あるまちづくりの推進	1 地域の個性を活かしたまちなみづくりを推進する

基本目標1 みんなで考え取り組むまちをつくる (参加・協働)

5-2 望ましい環境像の実現に向けた取組み

1-1 環境学習の推進

1-1-1 生涯学習における環境学習を推進する

市は市民等・事業者の環境問題への関心を高め、積極的に環境保全活動に参加できるようにするため、体験型学習や講座の開催など生涯学習における環境学習を推進します。

市民等・事業者は環境問題に関心を持ち、環境保全活動などに積極的な参加・協働に努めます。

●市の取組み

基本施策	内容	担当部署
施設見学、自然観察の機会の充実	・清掃工場、埋立処分場、下水処理場をはじめとする環境関連施設の市民や団体等からの見学要望へ対応します。	環境政策室 (生活環境)
	・「星空観察会(スターウォッチング)」、「水辺の自然観察会」など、市民参加による自然環境の観察の機会を拡充します。	環境政策室 (環境保全)
環境学習会、環境関連講座の機会の拡充	・出前講座や環境に関する講座・教室など、ライフステージに応じた学習機会の充実を図ります。	環境政策室 (環境保全) 生涯学習推進室
活動のなかまづくりの推進と、活動の環の拡大	・環境関連の活動をしている団体について広報紙などを通じて市民に情報提供し、活性化を促進します。	環境政策室 (環境保全) 広報・協働推進室
事業者向け講習会等の実施	・関係団体などとの連携により、事業者向けに環境に関する情報発信や講座の開催、コミュニケーションの場を設けるなど取り組みます。	環境政策室 (環境保全) 産業振興室 (商工来訪促進)

●各主体の取組み

市民の取組み	事業者の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・自然観察会や体験型イベントに参加します。 ・各種調査活動に協力・参加します。 ・環境ボランティア活動に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然観察会や体験型イベントに協力します。 ・各種調査活動に協力・参加します。 ・ボランティア休暇制度などの環境活動を支援する仕組みづくりに努めます。 ・環境ボランティア活動に参加します。 ・職場内外での環境研修を行います。

1-1-2 学校教育における環境学習を推進する

市は、将来を担う子どもたちが環境について関心を持ち、環境に配慮した行動を実践できるようにするため、総合的な学習の時間などで体験型の環境学習の展開を促進し、さまざまな角度から環境について気づき、考えることができるような学校教育の支援体制を整えるなど学校教育における環境学習を推進します。

市民等・事業者は子どもたちの行う環境学習への参加・協力を努めます。

●市の取組み

基本施策	内容	担当部署
施設見学、自然観察の機会の充実	・清掃工場、埋立処分場、下水処理場をはじめとする環境関連施設の見学の機会を創出します。	環境政策室 (生活環境) 学校教育室
	・自然環境の観察の機会を拡充します。	環境政策室 (環境保全)
環境について学ぶ機会を拡充	・地域の自然環境や歴史、文化などに関わる教育副読本の作成を検討します。	環境政策室 (環境保全) 学校教育室 文化遺産活用課
	・教科学習や課外活動において、子ども達が環境について考え、実践する機会を創出します。	環境政策室 (環境保全) 学校教育室
いろいろな生活体験の機会を拡充	・学校教育田や農家の協力により、農業体験の機会を設けます。	産業振興室 (農林) 学校教育室
	・公共施設などの緑化を通じ、生き物の生息・生育空間に触れる機会を設けます。	都市整備室 (公園緑地) 学校教育室
外部の人材を活用した環境教育	・地域で環境に関する取組みを行っている人材を活用し、環境教育を充実します。	環境政策室 (環境保全) 学校教育室
エコスクール*の内容を充実	・市内の全ての小中学校がエコスクール化していることを活かし、今後も省エネルギー、グリーン購入*、雨水の利用、樹木剪定枝のチップ化など実施します。 ・エコスクール*の取組みを教材として活用していきます。	学校管理室 学校教育室
小中学校教員向けの学びの場の充実	・校長会や教科教育の研究会、初任者研修など既存の機会を活用し、教職員が市の環境について理解を深める場の創出に努めます。	学校教育室 環境政策室 (環境保全)
広域的な環境交流を推進	・「近畿『子どもの水辺』交流会」への参加などにより、子どもたちの水辺活動の継続・広がりを図り、市域を越えた広域的な交流を推進します。	学校教育室
学校と地域の連携を推進	・家庭、地域、学校が協力して取り組む体制づくりを推進し、学校以外の地域の中に環境学習ができる場を提供していただき、子どもたちと地域の人たちが交流できる機会を拡充します。	学校教育室 環境政策室 (環境保全)

●各主体の取組み

市民の取組み	事業者の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・学校での子どもたちの環境学習に協力しましょう。 ・子どもと一緒に自然に触れる機会を増やしましょう。 ・家庭、学校、地域が協力して行う環境活動に参加しましょう。 ・子どもと一緒に地域における植樹活動などに参加しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの社会見学、体験学習に協力しましょう。 ・地域や学校で取り組む環境活動に協力・連携をしていきましょう。 ・環境に関する情報の受発信を積極的に行いましょう。

コラム2～市の環境学習「夏休み親子で楽しむエコ教室」について～

- ・和泉市では、平成27（2015）年度より、和泉市の環境ボランティア団体「いずみ環境くらぶ」と協働して、毎年「夏休み親子で楽しむエコ教室」を実施しています。
- ・このイベントは、身近な環境問題をテーマに、子どもにも分かりやすいお話や実験、工作等を通じて、普段の日常生活における「エコ」への意識を高めて頂くことを目的に行っています。



図-17 夏休み親子で楽しむエコ教室の様子（資料：和泉市 HP）

1-2 環境活動の支援・促進

1-2-1 環境情報の共有化を推進する

市は、市民等・事業者が気軽に環境に関する情報を得ることができるようにするため、環境情報の積極的な収集と提供を行い、環境情報の共有化を推進します。

市民等・事業者は環境情報の積極的な活用はもとより、情報提供にも努めます。

●市の取組み

基本施策	内容	担当部署
環境情報の収集と提供	・ 広報誌、市のホームページ・SNSなどを活用して、環境に関する情報発信に努めます。	環境政策室 (環境保全) 広報・協働推進室
	・ 環境関連の書籍の充実及び環境月間などに環境をテーマとした展示を実施するなどによる振興に努めます。	生涯学習推進室
	・ 日常生活や事業活動で、一人ひとりができる環境にやさしい行動の取組みについて情報提供します。	環境政策室 (環境保全)
	・ 市や関係団体が開催する既存のイベントを活用した、普及・啓発活動を実施します。	産業振興室 (商工来訪促進) 環境政策室 (環境保全) 産業振興室 (農林) 都市整備室 (公園緑地)
	・ 「和泉市地球温暖化*対策実行計画」などの環境に関する計画を、市民等・事業者に普及・啓発します。	環境政策室 (環境保全)

●各主体の取組み

市民の取組み	事業者の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境情報の提供に協力しましょう。 ・ 環境情報を積極的に活用しましょう。 ・ 環境活動団体の組織化や連携強化に参加・協力しましょう。 ・ 環境人材バンクの実現に協力しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境情報の提供に協力しましょう。 ・ 環境情報を積極的に活用しましょう。 ・ 環境活動団体などの連携や情報交流に参加・協力しましょう。 ・ 環境マネジメントシステム*を積極的に活用しましょう。

1-2-2 環境活動への支援を推進する

市は、環境活動団体の活動を活性化するため、既往のさまざまな助成制度などに関する情報を収集・提供するとともに、活動団体への委託などの可能性についての検討や、市民等・事業者の環境負荷の低減を目指した取組みを促進するための仕組みづくりなど、環境活動への支援を推進します。

市民等・事業者は市の行う環境活動の啓発・支援・情報を積極的に活用し、環境活動に努めましょう。

●市の取組み

基本施策	内 容	担当部署
活動への支援体制の充実	・ 多様な主体による環境活動への支援を充実します。	環境政策室 (環境保全)
各種補助金制度、支援制度などの活用を推進	・ 国、府、公共団体などによるさまざまな補助事業制度、助成事業制度などについて情報を収集し、提供します。	環境政策室 (環境保全)

●各主体の取組み

市民の取組み	事業者の取組み
・ 市の行う市民等への環境活動の啓発・支援を積極的に活用しましょう。	・ 市の行う啓発・情報提供などの支援を積極的に活用しましょう。

1-2-3 【新規】市民・事業者・大学との連携を推進する

市内の環境活動を活性化するため、既往のさまざまな活動主体に関する情報を収集・提供するとともに、活動間の連携の可能性についての検討や、市民・事業者・大学との連携を推進します。

市民等・事業者は市の取組みに積極的に参加し、持続可能な地域の環境を育むための行動と実践に努めましょう。

●市の取組み

基本施策	内 容	担当部署
【新規】 環境活動を実践する人材の育成	・環境に関する情報や学習機会、学習の場の提供とともに、持続可能な地域の環境を育むための人材の育成に努めます。	環境政策室 (環境保全)
【新規】 環境との関わり合いの促進	・「健康」「子育て」「防災」など環境分野以外の取組みとも連携・協力しながら、多世代が楽しみながら環境と関わり合いを持つことができる機会を創出します。	環境政策室 (環境保全) 危機管理課 子育て支援室 など

●各主体の取組み

市民の取組み	事業者の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・市民・事業者・市の協働による取組みに参加協力しましょう。 ・環境に関する催しや地域活動などに積極的に参加しましょう。 ・団体などの活動状況や市内の環境に関する情報の収集・交換に努めましょう。 ・市の SNS に登録し、情報の収集・提供、発信に努めましょう。 ・フェスタなどに参加し、交流やネットワークづくりに努めましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民・事業者・市の協働による取組みに参加・協力しましょう。 ・環境保全に関する催しや地域活動などに積極的に参加しましょう。 ・事業所の環境に関する取組みについて積極的に情報を発信しましょう。 ・地域のフェスタなどに参加・協力し交流やネットワークづくりに努めましょう。

基本目標2 脱炭素*化に向けて取り組む持続可能なまちをつくる（気候変動）

2-1 エネルギーの適切な利用

2-1-1 省エネルギーを推進する

市は、地球温暖化*に対応し、温室効果ガス*を削減するため、自然エネルギーの利用やエネルギーの効率的な利用の仕方の検討、省エネルギー型施設の普及などにより、省エネルギーを推進します。

市民等・事業者は、日常生活や事業活動におけるエネルギー利用の削減や省エネルギー型施設・機器の利用などにより、省エネルギーに努めます。

●市の取組み

基本施策	内容	担当部署
省エネルギー化を推進する	・施設の整備更新時にESCO事業*の活用を推進します。	政策企画室
	・公共施設の省エネルギー化とエネルギーコスト削減を推進します。	総務管財室 環境政策室 (環境保全) 建築住宅室
	・省エネルギー対策について普及・啓発を行い、工場や事業所の省エネルギー化を促進します。	環境政策室 (環境保全) 建築住宅室
自然の光や風の有効利用に努める	・公共施設において、自然光や通風を活かしたパッシブデザイン*による省エネ建築物の導入について検討します。	建築住宅室
水の有効利用に努める	・公共下水道への接続により不要となった浄化槽の改造費助成制度による雨水の有効利用に努めます。	お客さまサービス課
	・雨水を有効に利用するため、雨水貯留タンクなどの設置を検討します。また、その成果を発信し、普及・啓発に努めます。	建築住宅室 環境政策室 (環境保全)
	・公共施設における節水に努めます。	総務管財室 学校管理室 広報・協働推進室 環境政策室 (環境保全) など
生産・流通におけるエネルギー消費の抑制に努める	・地元の農作物等の地産地消*を奨励します。	環境政策室 (環境保全) 産業振興室 (農林)
	・関係団体などとの連携により、事業者向けのエネルギー消費の抑制に関する情報の発信に努めます。	産業振興室 (商工来訪促進) 環境政策室 (環境保全)

基本施策	内容	担当部署
省エネルギー意識の啓発に努める	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー化への取組みについて市民等・事業者への啓発を行います。 ・地球温暖化*対策実行計画に基づき、温室効果ガス*排出の削減について啓発を行います。 	環境政策室 (環境保全)

●各主体の取組み

市民の取組み	事業者の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・こまめな省エネルギー行動、日照に合わせた生活などを心がけ、省エネルギー生活を行いましょう。 ・効率的な自動車利用やアイドリングストップなど、自動車に関わる省エネルギー行動を定着させましょう。 ・節電型、節水型など、省エネルギー型商品を選んで使用しましょう。 ・地域の風土に合った省エネルギー型住宅の導入を検討しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アイドリングストップや自転車の利用など、交通に関わる省エネルギー行動を定着させましょう。 ・節電型、節水型など省エネルギー型商品の開発、製造、販売に努めましょう。 ・省エネルギー型住宅の普及に努めましょう。 ・効率的な配車やエコカーの導入など、自動車に関わる省エネルギー行動を定着させましょう。

コラム3～RE100*の実現に向けた「再エネ調達実践ガイド（環境省）」について～

- ・ RE100*とは、企業が自らの事業の使用電力を100%再エネで賄うことを目指す国際的なイニシアティブです。RE100*が世界的な大企業を対象とする取組みであることを踏まえ、日本国内の中小企業や自治体等を対象とした取組みとして2019年10月に「再エネ100宣言 RE Action」が発足しました。
- ・ 環境省では、再生可能エネルギー*の活用により、深刻化する気候変動問題への対応と地域活性化への貢献を率先的に進めていく姿勢を示すため、2030年までに自ら使用する電力を100%再生可能エネルギー*で賄うことを目指しその実現に向けてこれまで実施してきた取組みを「再エネ調達実践ガイド（R2.6）」として紹介しています。
- ・ その中で、省エネもあわせて進めることで、トータルの電力コストを抑え、Re100*（再エネ100%）を実現している事業者の事例が紹介されています。

事例3 省エネ対策とセットで再エネ100%を達成
21

株式会社 SouGo
(東京都江東区)

- ・ **トラッキング情報付非化石証書や、J-クレジットなど活用した再エネ100%プラン**を契約（3拠点）。
- ・ 再エネの証書分として数百万円程度、電力代が増加する見込みとなり、社内の反対意見があった。
- ・ 電力会社が**デマンドデータを検証し**、コストの引き下げを提案。
- ・ 電力消費量を抑制することで、**証書分を相殺**。
- ・ **エアコン入替えとデマンドコントロール導入で、電気使用量が1割程度削減**できた。

01

再生可能なエネルギーの導入

※2020年度には3拠点全てで100%を達成予定

図-18 公的機関のための再エネ調達実践ガイド（資料：環境省）

2-1-2 再生可能エネルギー*の利用を推進する

市は、温室効果ガス*を削減するため、公共施設での再生可能エネルギー*の利用や市民等・事業者への情報提供を行うなど、再生可能エネルギー*の利用を推進します。

市民等・事業者は、太陽光など再生可能エネルギー*の開発・利用に努めます。

●市の取組み

基本施策	内容	担当部署
再生可能エネルギー*利用の推進	・公共施設において、環境に配慮したエネルギー調達など再生可能エネルギー*の利用を推進します。	総務管財室 建築住宅室
	・【新規】RE100*（Renewable Energy 100%）プロジェクトや再エネ100宣言RE Action、グリーン購入*など、工場や事業所の再生可能エネルギー*の利用を促進します。	環境政策室 （環境保全） 産業振興室 （商工来訪促進）
【新規】脱炭素*化の情報提供に努める	・脱炭素*化に関する情報を収集し、市民等・事業者に対して提供することで、再生可能エネルギー*の利用促進を図ります。	環境政策室 （環境保全）
ごみ焼却によるエネルギー利用の促進	・ごみ焼却施設の焼却熱を利用した発電や、温水プールへの利用を図ります。	環境政策室 （生活環境）

●各主体の取組み

市民の取組み	事業者の取組み
・太陽光発電システムなどの導入に努めましょう。	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー調達にあたっては、契約時に環境配慮の視点もあわせて検討するなど、再生可能エネルギー*の活用について検討しましょう。 ・再生可能エネルギー*を活用したサービスの開発や導入の促進に取り組みましょう。 ・生ごみや下水、木材チップなどバイオマス*の利用方法について研究・開発し、利用促進に努めましょう。

2-2 環境に配慮した移動の促進

2-2-1 公共交通の利用促進と効率的な利用方法の啓発

市は、温室効果ガス*の主要な排出源である自家用車の利用を抑制するため、徒歩・自転車・公共交通の利用を促進します。

市民等・事業者は、自動車の利用を極力控え徒歩・自転車・公共交通を積極的に利用し、車を利用するときはエコドライブ*に努めます。

●市の取組み

基本施策	内 容	担当部署
公共交通の利便性の向上に努める	・「和泉市地域公共交通計画」に基づき、使いやすい公共交通ネットワークの形成を図り、公共交通へのシフトを進めます。	都市政策室 (交通)
歩いて暮らせるまちづくりを進める	・主要駅を拠点としたまちづくりと連携した交通結節機能の強化を図ります。また、各交通機関の役割や特性を活かし、自動車に過度に頼らない安全・快適に生活できるまちづくりを進めます。	都市政策室 (交通)
	・バリアフリーの推進など誰もが歩きやすい歩行空間・移動空間を創出します。	都市整備室 (道路河川) 土木維持管理室
自動車の適正な利用を促進する	・「和泉市地域公共交通計画」に基づき、「ノーマイカーデー」(毎月20日)を推進します。	都市政策室 (交通)
	・公共交通の積極利用を促すための情報提供と利用促進施策の展開を推進します。	都市政策室 (交通)
	・ハイブリッド車、電気自動車、燃料電池*車などのエコカーの普及啓発を行います。	環境政策室 (環境保全)

●各主体の取組み

市民の取組み	事業者の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・自家用車の利用は極力控え、利用するときはエコドライブ*に努めましょう。 ・効率的なルート選定、効率的な外出、相乗りなど、自動車利用の効率化に努めましょう。 ・自転車や公共交通など、環境に負荷の少ない交通手段を利用しましょう。 ・車両はこまめに整備、点検しましょう。 ・エコカーなど、環境に負荷の少ない自動車を選びましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の利用は極力控え、利用するときはエコドライブ*に努めましょう。 ・市内及び近隣における輸送は、効率的なルート選定、共同化、帰りの車の活用、必要最低限の輸送サービスなど、輸送体制の効率化に努めましょう。 ・長距離輸送についても、輸送手段の環境負荷の低減や効率化に努めましょう。 ・公共交通の利便性の向上に努め、利用拡大策を展開しましょう。 ・従業員の自転車や公共交通による通勤を促進しましょう。 ・自動車を導入する際はエコカーなど環境に負荷の少ないものを積極的に導入しましょう。

2-3 【新規】気候変動対策の推進

2-3-1 気候変動影響への適応策*を推進する

持続可能な社会の構築に向けた取組みを進めていくには、地球温暖化*の影響をくい止め、和らげる「緩和策*」に加えて、地球温暖化*によって既に起こっている影響に適応する「適応策*」も重要です。

市では、特に、本市に深く関係すると見込まれる、農業や防災、健康などの分野での対策を重視します。

市民等・事業者は、気候変動や適応についての関心を高めるとともに、自然災害に備え必要な対策を進めましょう。

●市の取組み

基本施策	内容	担当部署
適応策*に関する情報提供・意識啓発の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・【新規】気候変動とその適応についての情報提供や意識啓発を進めることにより、適応に関する意識の向上と気候変動に備えた行動を促します。 ・【新規】地域の関係者や関係各課と連携し、地域での適応策*の実施に取り組みます。 	環境政策室 (環境保全) 産業振興室 (農林) など
	<ul style="list-style-type: none"> ・【新規】庁内の適応策*に関する取組みを集約し、発信します。 	環境政策室 (環境保全)
個別の適応策*の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・【新規】気候変動に起因する集中豪雨などによる氾濫被害などを防ぐため、被害予測やその適応策*の実施に取り組みます。また、ハザードマップ*の配布や避難訓練の実施などを通じて、平時から河川氾濫や避難などに関する意識を高めます。 	危機管理課 環境政策室 (環境保全)
	<ul style="list-style-type: none"> ・【新規】熱中症などについて、空調の活用や体調把握などの予防に関する情報を広く提供し、意識の醸成を図ります。 	健康づくり推進室
	<ul style="list-style-type: none"> ・【新規】自然環境が有する多様な機能(生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を活用し、持続可能で魅力ある地域づくりを進めるグリーンインフラ*に関する取組みを推進します。 	都市整備室 など
	<ul style="list-style-type: none"> ・【新規】森林環境譲与税*などを活用した森林整備を推進し、災害防止をはじめとする森林の多面的機能の向上に努めます。 	産業振興室 (農林)

●各主体の取組み

市民の取組み	事業者の取組み
<ul style="list-style-type: none"> 気候変動に伴い、今後増加すると見込まれる自然災害に備えるため、家庭内での災害備蓄や、災害時の行動訓練の実施など、防災に関する準備を高めるよう努めましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動に伴い今後発生する自然災害に備え、事業所施設の安全性について確認し、必要な対策を進めましょう。 災害時に従業員等が適切な行動をとれるよう、定期的な訓練の実施や行動マニュアル作成などの取組みを進めましょう。

コラム4～気候変動への「適応」について～

- 世界各地で気温の上昇などが起こり、異常気象や自然災害の発生などの気候変動の影響が現れています。気候変動は、過去の観測を上回るような短時間強雨、熱中症搬送者数の増加といった健康への影響など私たちの生活にも様々な影響を与え、今後さらにひどくなっていくかもしれないと言われています。
- これまで広く知られてきた「緩和策*」と呼ばれる、温室効果ガス*の排出量を減らす努力などに加えて、これからの時代は、すでに起こりつつある気候変動の影響への「適応策*」を施していくことが重要になってきています。

例1：食を守るための「適応」



例2：気象災害から守るための「適応」



例3：健康を守るための「適応」



- 私たち一人ひとりが「適応」について、理解を深め、行動していくことは、日本の未来の世代のために必要なことであると同時に、世界中の人たちにとって大変重要なことです。

図-19 適応の例（上記全て資料：気候変動適応情報プラットフォーム HP）

基本目標3 生物多様性*を守りその恵みを受け継ぐ まちをつくる（生物多様性*）

3-1 生物多様性*の確保

3-1-1 多様な生物が息づく環境を保全・回復する

市では、本市に生息する生物の多様性を確保するために、自然環境の保全や生態調査による希少種や外来生物の生息状況の把握などにより、多様な生物が息づく環境を保全・回復します。

市民等・事業者は、自然環境を大切にし、生態系*に配慮した行動をとるとともに、生きもの調査などへの積極的な参加に努めます。

●市の取組み

基本施策	内 容	担当部署
生きものの生息・生育環境の保全・回復に努める	・「生物多様性*基本法」に基づき、自然と人との共生を目指した取組みを進め、地域の自然環境の保全と質の向上に努めます。	環境政策室 （環境保全） 都市整備室 （公園緑地）
	・シンボルとなるみどりである和泉山脈や信太山丘陵、拠点となるみどりである都市公園や緑地などにおいて、生きものの生息・生育空間を積極的に創出することにより、生物の多様性の維持・回復に努めます。	環境政策室 （環境保全） 都市整備室 （公園緑地）
	・米、野菜、草花、動物などを育てることを通して、学校における生物多様性*の向上の取組みを把握し、発信します。	学校教育室
	・生きものの生態調査を実施し、現状把握に努めます。	環境政策室 （環境保全）
	・市民参加による生きもの調査を実施し、生物多様性*に関する市民の意識啓発に努めます。	環境政策室 （環境保全）
	・生きものの生息・生育環境の保全に努める市民活動を支援します。	環境政策室 （環境保全）
	・開発行為などの際には関係部局に情報提供を行い、必要に応じて担当課より生物多様性*の保全について適切な配慮をするよう事業主に指導又は助言を行います。	建築・開発指導室 環境政策室 （環境保全）
外来生物の対策と適正な管理を行う	・生態系*に大きな影響を及ぼすおそれのある外来生物などの生息・分布状況の把握について検討します。	環境政策室 （環境保全）
	・特定外来生物*について、市民団体などと協力し対策を検討します。	環境政策室 （環境保全） 産業振興室 （農林）
	・生態系*に大きな影響を及ぼすおそれのある外来生物などが市民によって、放流・遺棄されることがないように情報提供・意識啓発に努めます。	環境政策室 （環境保全）

基本施策	内 容	担当部署
希少な野生動植物種の調査・保全に努める	・絶滅が危惧される生物の生息・分布状況を把握し、保全に努め、必要に応じてホームページや広報などで公表します。また、希少種保護の周知徹底を図り、採取や捕獲をしないよう啓発に努めます。	環境政策室 (環境保全)
	・天然記念物の分布状況を把握し、保全意識の啓発に努めます。	文化遺産活用課

●各主体の取組み

市民の取組み	事業者の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・生きものに対する理解を深め、その生息・生育空間を大切にしましょう。 ・河川、水路、ため池、公園、学校、その他緑地などにおける生きものが生息できる環境づくりに積極的に協力しましょう。 ・ペットなどの外来種*の飼育管理はきちんと守り、放棄してしまうことのないようにしましょう。 ・野生動植物の生息環境に外来種*を持ち込み、生態系*を乱すことはやめましょう。 ・希少種の採取は、やめましょう。 ・生きもの調査、自然調査に進んで参加しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生きものに対する理解を深め、その生息・生育空間を大切にしましょう。 ・開発などを行う際は、環境影響評価*に基づいて周辺の環境に与える負荷をできるだけ少なくするような計画にしましょう。たとえば自然の地形を残すようにする、在来種の保全を考慮して表土を埋め戻して復元するなどの配慮をしましょう。 ・動植物のむやみな乱獲と放棄を助長するペット販売行為はやめましょう。 ・生きもの調査や自然と親しむイベントなどに協力しましょう。

コラム5～和泉市の自然環境調査について～

- ・和泉市では、市域を北部地域、中部地域、南部地域の大きく3つのエリアに分けて自然環境調査として、メッシュ調査を平成25(2013)年度から毎年実施しており、和泉市域における自然環境情報の調査を行い、調査の結果を市のホームページで公表しています。
- ・また、調査結果を取りまとめた「和泉の自然」リーフレット(北部版、中部版、南部版の3種類)を作成し、公共施設等で配布しています。



図-20 和泉の自然 (資料: 和泉市 HP)

3-1-2 【新規】生物多様性*を向上し利活用を推進する

市では、本市に生息する生物の多様性を確保するために、多様な生物が息づく環境を保全・回復することにより、利活用を推進します。

市民等・事業者は、地域の自然の恵みを大切にし、生態系*に配慮した行動をとるとともに、積極的な利用や活用に努めます。

●市の取組み

基本施策	内容	担当部署
生物多様性*の向上に努める	・【新規】・森林環境譲与税*等を活用した森林整備を推進し、森林の多面的機能の向上に努めます。	産業振興室（農林） など
	・【新規・再掲】自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある地域づくりを進めるグリーンインフラ*に関する取組みを推進します。	都市整備室 産業振興室（農林） など
地域の自然の恵みの積極的な利用に努める	・【新規】市内の農作物や市内産材「いずもく*」など地域の自然の恵みの利活用に向けた取組みを推進します。	産業振興室（農林） 環境政策室（環境保全） 建築住宅室 など
	・【新規】おおさか山の日関連行事などの取組みや地域の豊かな自然や歴史・文化を活かしたグリーンツーリズム*を推進する。	産業振興室（農林） 都市整備室（公園緑地） 文化遺産活用課 環境政策室（環境保全）など
	・【新規】自然性の高い里山環境が残る信太山丘陵などにおいて、生物多様性*に満ちた里山環境の保全、市民の憩いの場や自然体験の場、環境学習の場としての活用を推進します。	都市整備室（公園緑地） 環境政策室（環境保全） など

●各主体の取組み

市民の取組み	事業者の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の生物多様性*の向上に関する取組みに参加・協力しましょう。 ・市内産の農作物や木材を購入しましょう。 ・地域の豊かな自然や歴史・文化を体験する取組みに参加しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市の実施する地域の生物多様性*の向上をめざした取組みに協力しましょう。 ・市内の農作物や木材の生産を促進しましょう。 ・材料などを購入する際には、できるだけ市内産の物を利用しましょう。 ・地域の豊かな自然や歴史・文化を体験する取組みに協力しましょう。

3-2 自然の保全と人との共生

3-2-1 豊かな森を守り育てる

市は、市内の放置森林の環境改善や「森林ボランティア」などの育成により、水源涵養*、防災、景観形成、希少な動植物をはじめとした動植物の生息・生育空間を担う区域である豊かな森を守り育てていきます。

市民等・事業者は、森の保全・育成への協力などに努めます。

●市の取組み

基本施策	内容	担当部署
森林空間の保全・育成に努める	・【新規】森林環境譲与税*などを活用した森林整備を推進し、森林の多面的機能の向上に努めます。	産業振興室 (農林)
	・「和泉市森林整備計画」に基づき、健全な森林の育成に努めるとともに、枯死などが見られるなど森林の質が低下している区域については、森林荒廃の防止と育成に努めます。	産業振興室 (農林)
渓谷の環境の保全に努める	・父鬼川、東槇尾川、槇尾川、松尾川などの源流部の渓谷において、自然災害の防止に努めます。	都市整備室 (道路河川)
森との交流を促進する	・金剛生駒紀泉国定公園内の「ダイヤモンドトレール」や「近畿自然歩道」を適切に維持管理することにより市民の利用促進を図るとともに自然と親しむ拠点の整備を府と協力して促進します。	都市整備室 (公園緑地)
	・松尾寺公園を拠点となるみどりとして整備を進めます。	都市整備室 (公園緑地)
森林ボランティアを育成する	・「森林ボランティア養成講座」を開講することで、市内森林ボランティアの育成に努めます。	産業振興室 (農林)

●各主体の取組み

市民の取組み	事業者の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・所有する森林については、適切な維持管理に努めましょう。 ・森林ボランティアなどに参加し、植林や森林の維持管理に協力しましょう。 ・市民主体で進める森の維持管理のための里親制度の実現に協力しましょう。 ・森に親しむ自然体験交流イベントに参加しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・開発を行うに際しては、できるだけ多くの自然の森を残すように心がけ、植林などの復元にも配慮しましょう。 ・所有する森林については、森林の適切な維持管理に努めましょう。 ・森林保全のイベントに協力しましょう。

3-2-2 農地を保全し有効に活用する

市は、遊休農地*の活用、ため池周辺の整備、農業体験の推進などにより、農地の保全・有効活用を推進します。

市民等・事業者は、農業環境の維持、地産地消*や農業体験への積極的な参加などに努めます。

●市の取組み

基本施策	内容	担当部署
環境にやさしい農林業基盤整備を推進する	・林道整備や水路整備などの農林業基盤整備においては、環境への負荷を最小限にとどめます。	産業振興室（農林）
	・地域循環型社会*の形成を目指し、グリーンツーリズム*の振興を図りながら、農村と都市との物質交流や人的交流などの活性化を図ります。	産業振興室（農林）
遊休農地*の活用を促進する	・遊休農地*を観光型農園など付加価値の高い農地として利用するあり方について、所有者の方へ働きかけを行います。	産業振興室（農林）
農地の保全に努める	・市街化区域内の農地として、生産緑地地区の適正な管理について啓発します。	都市政策室（都市政策）
	・市街化調整区域内においては、農地を多面的な機能を有する自然系空間としてとらえ、積極的な保全に努めます。	産業振興室（農林）
ため池周りの水辺環境の整備に努める	・ため池を活用した水辺環境の維持管理に努めます。	産業振興室（農林）
	・ため池の防災機能の向上に努めます。	産業振興室（農林）
身近な農業体験を推進する	・和泉市農業体験交流施設「いずみふれあい農の里」を活用し、グリーンツーリズム*の一環として、農業体験プログラムの提供を行います。	産業振興室（農林）

●各主体の取組み

市民の取組み	事業者の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ市内産の農産物を購入しましょう。 ・農産物がどのように作られているのかにも関心を持ち、環境保全型農業による農作物の価値を見直し、選んで買うようにしましょう。 ・農業体験イベントに参加し、土とのふれあいや農業生産者との交流を深めましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業生産者は、無農薬栽培や減農薬栽培、無化学肥料栽培、減化学肥料栽培の取組みをしましょう。 ・農業廃棄物のリサイクル*や有機廃棄物の堆肥化など、環境保全型農業の推進に努めましょう。 ・遊休農地*の地権者は、環境体験の場など有効活用に協力しましょう。 ・市民参加の農業体験イベントに協力しましょう。

3-2-3 都市緑化と緑地の保全を推進する

市は、市街地の特性に配慮し、社寺林などまとまりのあるみどりを核に、民家の庭先など身近なところのみどりを増やし、市域全体のみどりの拡大を図るなど、水とみどりが豊かな潤いあるまちづくりを推進します。

市民等・事業者は、敷地内の緑化を積極的に図るとともに、地域の緑化運動への積極的な参加・協力に努めます。

●市の取組み

基本施策	内 容	担当部署
みどりのまちなみづくりを推進する	・街路樹などについて適正な管理を進めます。また、道路を新設する場合は、樹木の植栽を推進します。	都市整備室 (道路河川) 土木維持管理室
	・公園・緑地を適切に維持管理するとともに、快適性・安全性を確保し、誰もが安全に安心して利用できるような緑地づくりに努めます。	都市整備室 (公園緑地)
	・みどりの基本計画に基づき、みどりの拠点づくりと水辺の自然環境を保全します。	都市整備室 (公園緑地)
身近な緑化を推進する	・公共施設をはじめ、自治会館や集会所などの公開性の高い場所において、市民グループによる緑化を支援し、花とみどりのまちづくりを促進します。	都市整備室 (公園緑地)
	・公道に面した宅地などで公開性の高い場所における生け垣の設置や植栽を推奨し、身近な緑化を促進します。	都市整備室 (公園緑地)
	・工場や事業所の周辺など民有地における植栽を推奨し、緑化を促進します。	都市整備室 (公園緑地)
天然記念物など指定樹木の保全に努める	・天然記念物など貴重な樹木については、市民に広く周知し保全の協力を求めます。	文化遺産活用課
市民のみどり意識の向上に努める	・「黒鳥山公園千本桜構想」などを通じて、市民参加による植樹活動を展開し、みどりあふれる都市環境を確保します。	都市整備室 (公園緑地)
	・みどりに関する情報提供の充実、イベントなどによる啓発活動、みどりづくりに貢献した市民顕彰の実施など、市民のみどりに対する意識の向上に努めます。	都市整備室 (公園緑地)
	・家庭や学校、校外学習、生涯学習などにおいて、子どもから大人まで参加できるみどりに関する環境学習の推進に努めます。	学校教育室 生涯学習推進室

●各主体の取組み

市民の取組み	事業者の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・水、みどり、歴史などの地域の特徴を活かした道づくりに協力しましょう。 ・家の周りは生け垣にし、庭には中高木を植えるなど、敷地の緑化を図りましょう。 ・地域の緑化活動などに参加し、花とみどりのまちづくりを進めましょう。 ・公園、緑地、河川など公共空間の緑化、維持管理に参加、協力しましょう。 ・みどりにふれ親しむイベントに参加しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水、みどり、歴史などの地域の特徴を活かした道づくりに協力しましょう。 ・開発などを行う際には、自然のみどりを極力残しましょう。 ・工場・事業所などの周辺には、できるだけ多くの植栽を行い、中高木を植えるようにしましょう。 ・事業所敷地周辺の生け垣・緑化に努めましょう。 ・公園、緑地、河川など公共空間の緑化、維持管理に参加、協力しましょう。 ・みどりにふれ親しむイベントに参加しましょう。

コラム6～和泉市みどりの基本計画改定について～

- ・平成11(1999)年3月に「和泉市緑の基本計画」を策定し、市内のみどりに対して、さまざまな施策に取り組んで来ました。
- ・策定から約20年が経過し、みどりをめぐる大きな社会情勢の変化や法制度の変更などを踏まえて「みどりの量だけでなく質の強化」を目指し、今後20年間のみどりのまちづくりにあたっての見直しを行い「和泉市みどりの基本計画」として改定しました。
- ・基本理念は、多様性のある「いのちの『みどり』を磨くまち・和泉市」です。市の環境資源であるとともに市民や生き物すべての命のもととなるみどりの質を高め、多様性のあるみどりづくりが人づくり、まちづくりへと広がる、魅力ある都市を目指します。

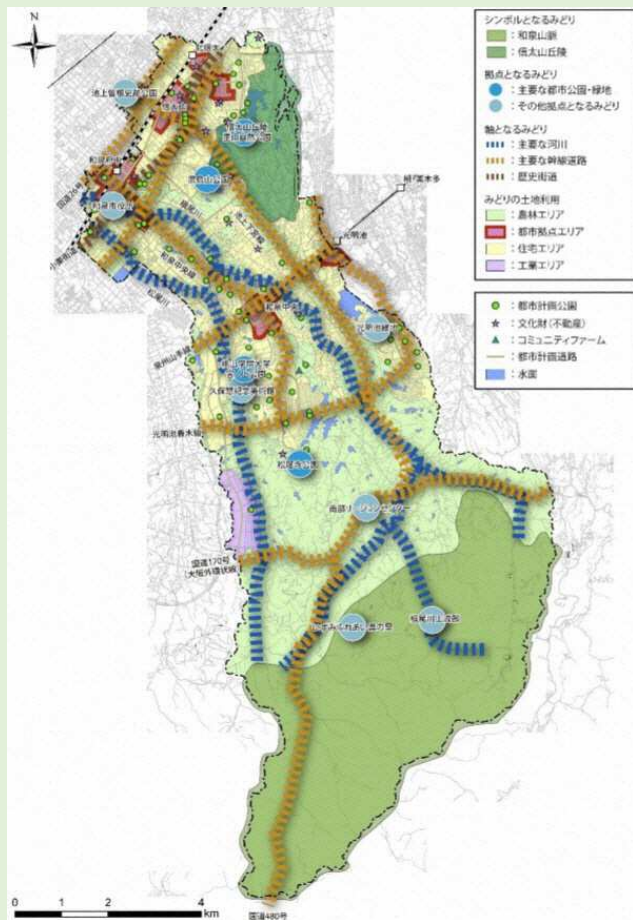


図-21 和泉市のみどりの将来像（資料：和泉市 HP）

基本目標4 もったいないの心で資源を大切にする まちをつくる（循環型社会*）

4-1 ごみの削減と資源循環の推進

4-1-1 リデュース*（廃棄物の発生抑制）を推進する

市は、ごみになるものを産み出さないことでごみの排出量を削減するため、「ごみゼロ社会への挑戦」の実施と推進やごみの減量化に関する情報を提供するなどにより、リデュース*（廃棄物の発生抑制）を推進します。

市民等・事業者は必要なものを必要なだけ購入することや、ごみの分別を徹底するなどにより、ごみの減量化に努めます。

●市の取組み

基本施策	内容	担当部署
「ごみゼロ社会への挑戦」の実施と推進に努める	・市民等・事業者・市が主催者となってキャンペーン展開を行い、広く市民に広報します。	環境政策室 （生活環境）
	・消費者に買い物袋（マイバッグ*・エコバッグ）持参の呼びかけを行います。	環境政策室 （生活環境）
ごみ減量情報の提供に努める	・ごみの発生抑制と減量に関する情報を一元的に集め、発信する機関の整備を行います。	環境政策室 （生活環境）
市民等・事業者・市の協働によりごみの減量化を促進する	・和泉市ごみ減量等推進員制度（リサイクルクリーン*）を活用し、3R*についての啓発を行います。	環境政策室 （生活環境）
	・家庭から発生するごみの減量化を促進します。	環境政策室 （生活環境）
	・エコオフィス*活動の取組みを啓発し、事業活動におけるごみの減量化を促進します。	環境政策室 （生活環境）
	・公共施設におけるごみの減量化に努めます。	環境政策室 （生活環境）
	・【新規】市民等・事業者・市の協働により食品ロス*の削減に努めます。	環境政策室 （生活環境）
	・【新規】プラスチック製品の散乱による自然や生物への影響に関する情報提供やマイボトル*やマイストローなどの普及を進めるなど、プラスチック製品の削減に努めます。	環境政策室 （生活環境）

●各主体の取組み

市民の取組み	事業者の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・ 買い物袋や容器を持参しましょう。 ・ 量り売り、ばら売りなどの店で、必要な分だけ買い求めましょう。 ・ ごみの分別をしっかりとこないましょう。 ・ 買い物や調理時の工夫により、食品ロス*の削減を進めましょう。 ・ マイボトル*を使いましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 繰り返し使える、又は長く使える商品の開発、製造、販売に努めましょう。 ・ 量り売り、ばら売りなど消費者が必要な分だけ買うことができるようにしましょう。 ・ フードバンク*や子ども食堂などを活用した余剰食品の有効活用について、多様な主体と連携・協力して食品ロス*削減を推進しましょう。 ・ プラスチック製品の散乱防止と使用削減に努めましょう。

コラム7～家庭用廃食油の回収について～

和泉市では廃棄され未活用となっていた廃食油を有効的にリサイクルするため、市内の協力店等で回収を始めています。回収した廃食油はバイオディーゼル燃料（BDF）として活用するほか、将来的に持続可能な航空燃料であるサフ（SAF）の原料として活用します。



図-22 廃食油の回収・リサイクルの流れ

4-1-2 リユース*（再使用）を推進する

市は、ごみを捨てないことでごみの排出量を削減するため、モノの再使用と修理による長期利用、おいくらやジモティーの活用に関する周知などにより、リユース*（再使用）を推進します。

市民等・事業者はまだ使えるものは捨てず、修理や再使用、ジモティースポットの活用を推進することなどにより、ごみの減量化に努めます。（※おいくら、複数のリユースショップの買取価格を比較し、手間なく売却ができるサービスです。ジモティースポットは、家庭で不要になったけれどもまだ使えるものを、ジモティースポットに持ち込み、地域のコミュニティ内で譲り渡すことができるサービスです。）

●市の取組み

基本施策	内容	担当部署
容器の再使用について普及・促進する	・リターナブル容器や詰め替え用容器の利用を促進するとともに、トレイやパックなどの再使用や効率的な容器の回収方法について検討します。	環境政策室 (生活環境)
物を修理して長く使うことを促進する	・廃棄物の再生利用などに関する取組みを推進します。	環境政策室 (生活環境)
ジモティースポットやフリーマーケットの活用を推進する	・おいくらやジモティーの活用についてホームページや広報により周知し、リユース*（再使用）を推進します。 ・不要品の交換情報などの提供に努めます。	環境政策室 (生活環境)

●各主体の取組み

市民の取組み	事業者の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・おいくらやジモティー、情報誌、ジモティースポットなどを活用して、モノの再使用に努めましょう。 ・洋服の再縫製、家電製品や家具、傘などの修理によって、モノは大切に長く使いましょう。 ・繰り返し使える、又は長く使えるモノを選んで購入し、壊れたら修理するなどして、モノを捨てないようにしましょう。 ・リターナブルびん等の繰り返し使える容器、紙や自然環境中で分解されるプラスチックなど土に還る材質の容器を利用しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家電製品や傘など修理したら使えるものは進んで修理を引き受けましょう。 ・リターナブルびん等の繰り返し使える容器、紙や自然環境中で分解されるプラスチックなど土に還る材質で製造しましょう。

4-1-3 リサイクル*（再資源化）を推進する

市は、ごみを資源として利用することでごみを削減するため、生ごみの堆肥化、廃食油の活用、再生素材の分別収集など、リサイクル*（再資源化）を推進します。

市民等・事業者は、ごみの分別・再資源化に努めます。

●市の取組み

基本施策	内 容	担当部署
生ごみの堆肥化を促進する	・家庭や事業所、公共施設などで発生する生ごみの堆肥化を促進します。	環境政策室 (生活環境)
	・家庭用生ごみ堆肥化容器の設置補助金の交付を継続して行います。	環境政策室 (生活環境)
再生素材の分別を推進する	・分別収集におけるルール of 徹底に努めます。	環境政策室 (生活環境)
	・現在の分別回収体制を維持し、資源ごみの回収を積極的に行うとともに、効果的、効率的な収集体制を検討します。	環境政策室 (生活環境)
	・再資源化集団回収の活動及び支援をします。	環境政策室 (生活環境)
事業活動におけるリサイクル*を促進する	・環境負荷の少ない物品の情報提供や環境にやさしい製品の購入を促進します。	環境政策室 (環境保全) 契約検査室
	・事業活動における製品の回収・リサイクル*の義務付けについて周知徹底を図ります。	環境政策室 (生活環境)
	・一定規模以上の解体工事・新築増築工事・土木工事などに事前届出が義務付けられていることから、事前届出及び適正処理についての周知を図ります。	建築・開発指導室
	・公共工事の発注の際には、再資源化及び再生資材の利用を促進します。	産業振興室 (農林) 建築住宅室 都市整備室 土木維持管理室 水道施設室 下水道整備課
	・リサイクル*建材の利用普及に努めます。	建築住宅室
	・食品残渣の発生抑制やリサイクル*などについての周知を図ります。	環境政策室 (生活環境)

●各主体の取組み

市民の取組み	事業者の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみを分別して出す、地域の分別活動に協力するなど、ごみの分別と再資源化に努めましょう。 ・生ごみは、堆肥に利用しましょう。 ・再資源化が可能な商品や再生品などを選んで使用しましょう。 ・不用になった自動車や機械などは、販売業者などに引き取ってもらうなどの適正な処理をしましょう。 ・環境に配慮した製品を優先的に購入しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境にやさしい製品を優先的に購入しましょう。 ・消費者のリサイクル*活動を積極的に支援・協力しましょう。 ・トレイやビン、ペットボトルなどの容器は、製造者及び販売者それぞれの責任のもとに回収し、再資源化を徹底しましょう。 ・再資源化が可能な商品や再生品などの開発、製造、販売に努めましょう。 ・リサイクル*を考慮した生産ライン、製品開発を行いましょう。 ・製造者及び販売者は、責任を持って消費者から廃棄処分された商品を引き取り、適正に処理しましょう。

コラム8～プラスチック資源循環(3R*+Renewable)の取組みの促進について～

- ・ 近年、海岸へ漂着したり、海に漂う海洋ごみが問題となっています。海洋ごみにはプラスチックが多くふくまれており、海洋の環境や観光・漁業などの経済活動へ影響をあたえています。
- ・ また、中にはマイクロプラスチック*と呼ばれる5ミリメートル以下のプラスチックも増えており、動物が飲みこむなど、生態系*へ影響をあたえるとともに、海産物を通じて人の体に取り込まれ人体に影響を与えることが心配されています。
- ・ その他にも、廃棄物・資源制約、地球温暖化*などの課題もあり、私たちは、プラスチックの過剰な使用を抑制し、賢く利用していく必要があります。
- ・ 令和3(2021)年3月9日「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案」が閣議決定しました。この法律は、プラスチックのライフサイクル全般でのプラスチック資源循環(3R*+Renewable)により、資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済(サーキュラー・エコノミー)への移行し、私たちのライフスタイルを見直すきっかけとなることを目的としています。

①設計・製造段階



②販売・提供段階



③排出・回収・リサイクル段階



図-23 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案について報道発表資料より抜粋(資料:環境省HP)

4-2 廃棄物の適切な処理の推進

4-2-1 循環型廃棄物処理システム構築を推進する

市では、ごみ処理に係る環境問題に対応するため、ごみ処理施設からの環境負荷の低減と長期使用に向けた取組みの推進やごみ処理の有料化について調査・研究することなどにより、環境負荷の少ないごみ処理を推進します。

市民等・事業者はごみの減量化と適正なごみの処理などに努めます。

●市の取組み

基本施策	内容	担当部署
ごみ焼却処理施設の適正な管理の推進	・施設の維持管理の徹底や、エネルギーの有効活用、周辺環境に配慮した施設の運転管理について、泉北環境整備施設組合に助言等を行います。	環境政策室 (生活環境)
ごみ処理への適切な費用負担に努める	・周辺市町との連携を取りながら、ごみゼロへの取組みの一層の推進と排出者責任に基づく公平な費用負担を今後も行います。	環境政策室 (生活環境)
廃棄物の適切な処理を促進する	・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、廃棄物処理業者が適正な処理を推進するよう、指導します。	環境政策室 (生活環境)
	・不法投棄されやすい場所の定期的パトロールや防止看板設置、キャンペーン実施によって、不法投棄の防止に努めます。	環境政策室 (環境保全) (生活環境)
	・不法投棄が発生した場合には、警察などと連絡を取り、投棄者の究明に努めます。	環境政策室 (環境保全) (生活環境)

●各主体の取組み

市民の取組み	事業者の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・正しいごみの分別収集を守りましょう。 ・ごみの減量化をより一層進めましょう。 ・ごみは、排出者の責任によって、法律などに定められる方法で適正に処理をしましょう。 ・看板の設置やパトロールを行うなど、不法投棄の防止を地域ぐるみで呼びかけましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化をより一層進めましょう。 ・ごみ処理の有料化にも協力しましょう。 ・排出事業者は「産業廃棄物マニフェスト*」に基づく管理票によって、自己の廃棄物の処理状況を把握しましょう。 ・ごみは、排出者の責任によって、法律などに定められる方法で適正に処理をしましょう。

基本目標5 健康で安全な魅力ある住み続けたい まちをつくる（安心・安全）

5-1 健康なまちづくりの推進

5-1-1 良好な生活環境の保全

市では、騒音・振動、有害化学物質、大気汚染などの発生防止など、良好な生活環境の保全に関する取組みを推進します。

市民等・事業者は、生活・事業活動における環境負荷について意識し、大気・水・土壌の環境の保全に努めます。

●市の取組み

基本施策	内容	担当部署
継続的な環境調査の実施する	・騒音・振動、大気質、水質、土壌等について、必要に応じて測定調査を実施します。調査結果は「和泉市の環境*」ほか、ホームページ、広報などで公表します。	環境政策室 （環境保全） 水道施設室
	・浄水場水源の水質検査を実施します。	水道施設室
事業活動における環境負荷の削減などへの啓発に努める	・工場や事業所など事業活動に伴う騒音・振動、悪臭、大気質、水質、土壌への汚染物質の排出について規制指導・監視を継続して行います。	環境政策室 （環境保全）
	・農薬散布や施肥、家畜のし尿など農業・畜産活動による環境への負荷を低減するよう啓発します。	産業振興室 （農林）
野焼きの禁止について啓発する	・政令で定める廃棄物（農林業を営むためにやむを得ないものなど）以外の屋外燃焼行為（野焼き）*禁止について意識啓発に努めます。	環境政策室 （環境保全） （生活環境）
【新規】 空き地の適正管理に努める	・雑草が繁茂する空き地について、適正管理のための指導を行うなど、空き地の適正管理に関する取組みを推進します。	環境政策室 （環境保全）
計画的な排水処理による水質の浄化に努める	・公共下水道計画区域における計画的な公共下水道の整備を進めます。	下水道整備課
	・公共下水道供用済地域においては、公共下水道への接続を促進するため、水洗化改造資金の融資支援を継続して行います。	お客さまサービス課
	・公共下水道計画区域外では公共浄化槽等整備推進事業を実施し、公共下水道計画区域内にあっても下水道整備までに期間を要する区域では、合併処理浄化槽*の普及と適正管理を促進することで、生活排水処理を進めます。	下水道整備課

基本施策	内 容	担当部署
地下水利用及び水質汚染を監視	・地下水の適切な利用や地下水汚染についての規制、指導、監視を継続して行います。	環境政策室 (環境保全)
新たなリスクへ対応を行う	・良好な生活環境の保全に向けて、新型コロナウイルス*などをはじめとした新たなリスクへ対応します。	健康づくり推進室

●各主体の取組み

市民の取組み	事業者の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・自転車（ガソリン自動車から電動アシスト自転車への転換などを含む）や公共交通など、環境に負荷の少ない交通手段を利用しましょう。 ・家の周囲には植栽をしましょう。 ・下水道管が敷設されたら、すみやかに接続し、水洗化しましょう。 ・下水道が整備されていない区域では、合併処理浄化槽*を設置するなど環境負荷低減に協力しましょう。 ・汚濁の原因となるものは流さない、洗剤は環境に配慮したものを最小限使用する、米のとぎ汁は植木に与える、煮汁は使いきるなどしましょう。 ・使い終わった油は流しに流さずに、廃油回収や固形化処理するなどしましょう。 ・風呂の残り湯は、洗濯や水まきに使いましょう。 ・化学肥料や除草剤・殺虫剤などの化学薬品は、必要な量だけ購入し、使用頻度や量を守りましょう。 ・屋外燃焼行為（野焼き）*は止めましょう。 ・空き地などの個人地は、雑草や廃棄物などで不良状態にならないよう適正に管理しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工場・事業所は、周辺環境に配慮した場所に建設しましょう。 ・大気汚染物質の排出量をゼロに近づける技術の開発、導入に努めましょう。 ・法律や条例に基づく届出を行い、汚濁物質の排出基準を守りましょう。 ・汚濁物質の排出量をゼロに近づけるよう努めましょう。 ・飲食業では、調理くずや油を直接排水に流さないようにしましょう。 ・農業生産者は、農薬の適正な使用に心がけましょう。 ・化学薬品の使用と処理は適切に取り扱い、事業敷地の汚染防止を図りましょう。 ・事業敷地内の定期的な土壌汚染監視調査を行いましょう。 ・屋外燃焼行為（野焼き）*は止めましょう。

5-1-2 化学物質などによる環境リスクを低減する

市では、環境負荷を削減し、市民の健全な生活を確保するため、国や府、研究機関などと連携して、適切な情報の収集、提供を行い、早期対策に努めるなどにより、化学物質などによる環境リスクを低減します。

市民等・事業者は、化学物質などの持つ環境リスクについて理解し、薬品や化学肥料などの適正な利用に努めます。

●市の取組み

基本施策	内容	担当部署
有害化学物質に関する情報を迅速かつ正確に把握する	・有害化学物質に関する情報を収集し、提供します。	環境政策室 (環境保全)
	・アスベスト問題、酸性雨問題、オゾン層破壊、代替フロン*問題などの化学物質が起因となる環境問題について情報を収集し、提供します。	環境政策室 (環境保全)
有害物質の発生の未然防止に努める	・ダイオキシン類*対策特別措置法に基づく排出基準の遵守及び屋外燃焼行為(野焼き)*の禁止について啓発します。	環境政策室 (環境保全)
	・光化学スモッグの要因の一つである揮発性有機化合物(VOC)を含む溶剤系外壁材塗料など有機溶剤の使用抑制を啓発します。	環境政策室 (環境保全)
地球環境に影響を与える化学物質への対応に努める	・酸性雨の原因物質である硫黄酸化物*(SO _x)、窒素酸化物*(NO _x)などの大気汚染物質の排出削減を図るため、大気汚染防止法、自動車NO _x ・PM法の遵守と、エコドライブ*や過度な自動車利用の抑制について啓発します。	環境政策室 (環境保全)
	・オゾン層破壊の要因となる特定フロン*や温室効果ガス*である代替フロン*などは、フロン*回収破壊法や自動車リサイクル*法、家電リサイクル*法に基づき適切に処理するよう啓発します。	環境政策室 (環境保全)

●各主体の取組み

市民の取組み	事業者の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン発生の原因となる屋外燃焼行為(野焼き)*はやめましょう ・薬品や化学肥料は、使用頻度や量を守りましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類*が発生しないような商品の製造、販売に努めましょう。 ・商品の使用原料、化学物質は正確に表示しましょう。 ・簡易焼却設備、小型焼却炉などを使用してごみの焼却をしないようにし、法律に適合した焼却炉を使用しましょう。 ・化学物質の適正管理に努めましょう。 ・硫黄酸化物*(SO_x)、窒素酸化物*(NO_x)などの大気汚染物質の排出については、法律に基づき対応しましょう。

5-1-3 まちの環境美化を推進する

市は、市民が住み続けたいと思う魅力あるまちにするため、マナー啓発、アドプトプログラム*の実施などにより、まちの環境美化を推進します。

市民等・事業者は、ごみのマナーの向上、地域の清掃活動などの環境美化運動への積極的な参加などに努めます。

●市の取組み

基本施策	内 容	担当部署
ポイ捨てしないマナーの向上に努める	・ポイ捨て禁止を啓発する看板設置、広報による啓発などを実施します。	環境政策室 (生活環境)
	・犬のふんの始末のマナーについて啓発します。	健康づくり推進室
	・地域の人々の清掃活動の支援や環境パトロールを実施します。	環境政策室 (生活環境) (環境保全)

●各主体の取組み

市民の取組み	事業者の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみのポイ捨てはやめて、清潔で美しいまちにしましょう。 ・ペットのふんは、飼い主が責任を持って始末しましょう。 ・地域の清掃活動に積極的に参加、協力しましょう。 ・市民等主体で進める環境美化のためのアドプトプログラム*に参加しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機設置業者はごみ箱、空き缶回収ボックスなどを設置・管理し、ごみ、空き缶などの散乱防止を呼びかけましょう。 ・地域の清掃活動に参加、協力しましょう。

5-2 安全なまちづくりの推進

5-2-1 災害に強い環境に配慮したまちづくりを推進する

市は、市民が住み続けたいと思う魅力あるまちにするため、環境に配慮した計画的な土地利用を進めるとともに、オープンスペースの確保など、災害時に対応したまちづくりなどにより、災害に強い安心して住めるまちづくりを推進します。

市民等・事業者は、環境に配慮した計画的な土地利用や、安心・安全に配慮したまちづくりへの協力などに努めます。

●市の取組み

基本施策	内容	担当部署
計画的な土地利用を進める	・既存の市街地と自然環境を適切に維持保全、活用していくことを基本として、豊かな自然環境や歴史文化遺産と都市機能が調和した秩序ある土地利用の配置・誘導により、快適で利便性の高い都市の形成を図ります。	都市政策室 (都市政策)
	・山林や丘陵地、農地など豊かな自然環境、自然的環境や古墳、遺跡、社寺などの歴史文化遺産を保全するとともに、それらとの調和に配慮した土地利用を図ります。	都市政策室 (都市政策)
環境に配慮した土地利用を促進する	・地域住民と行政が一体となって環境に配慮したまちづくりや土地利用を推進します。	都市政策室 (都市政策)
災害に強いまちづくりを推進する	・住民のニーズへの配慮、防災機能の向上、周辺環境との調和などに配慮した公園・緑地の整備と適切な維持管理を行います。	都市整備室 (公園緑地) 危機管理課
	・道路の維持管理を行います。 ・道路を新設する場合、透水性舗装の整備などの取組みに努めます。	都市整備室 (道路河川) 土木維持管理室
	・【新規】防災協力農地*の取組みを推進することにより、非常時に備えた地域の防災力を高めます。	産業振興室 (農林)
	・【新規】事業者等との災害協定の締結を推進するとともに、自治会などとの連携による非常時に備えた学習会の開催に努めます。	危機管理課 など

●各主体の取組み

市民の取組み	事業者の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した土地利用に努めましょう。 ・防災まちづくりに向け、建物の不燃化や細街路の解消、敷地内の緑化などに協力しましょう。 ・地域の自主防災訓練などに参加・協力しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した土地利用に努めましょう。 ・防災面にも配慮し、事業所敷地の緑化などに協力しましょう。 ・歩行の妨げとなる道路での看板や商品の設置はやめましょう。 ・営業車の道路、歩道での迷惑駐車はやめましょう。 ・地域の自主防災訓練に参加・協力しましょう。

コラム9～和泉市の災害に強いまちづくりの取組みについて～

- ・ 和泉市では、みなさんに防災意識を高めてもらうため、市内の避難場所や地域防災マップ、地震・風水害・土砂災害が起きたときの対策方法などを掲載した市民向け「防災ガイドマップ(改訂版)」を発行し、広報いずみ(令和5(2023)年4月号)と同時に配布しました。
- ・ その後も、個人や地域での備えなど様々な防災情報をホームページで発信しています。ぜひ家族のみなさんで確認し、自分の命と家族の命を守るために活用してください。



図-24 和泉市防災ガイドマップ
(資料：和泉市 HP)

●洪水ハザードマップ*

- ・ 河川が氾濫した場合の水害リスクを認識し、どのように避難するのかについて考え、いざという時に的確な避難行動をとることに役立つ情報が掲載されています。

●ため池ハザードマップ*

- ・ ため池の耐用能力を超える大雨や大規模な地震によって、ため池が決壊した場合に想定される浸水区域や水深及び避難に役立つ情報をとりまとめたものです。



図-25 和泉市洪水ハザードマップ*
(資料：和泉市 HP)

●防災協力農地*制度

- ・ 防災協力農地*は、災害時における市民等の安全確保及び復旧活動の円滑化を図る用地を確保するため、皆さまが所有される農地を避難空間及び災害復旧用資材置場等として活用できるようあらかじめ防災協力農地*として登録するものです。
- ・ 農地は、農作物の生産だけでなく、災害発生時においても活用できることを広く理解していただくとともに、農地の保全と都市農業の振興を目的とした本制度について、みなさんのご協力をよろしくお願いします。
- ・ 市では、防災協力農地*に登録いただける農地所有者を募集しています。詳細については、市のホームページをご確認ください。

5-3 魅力あるまちづくりの推進

5-3-1 地域の個性を活かしたまちなみづくりを推進する

市は、市民が住み続けたいと思う魅力あるまちにするため、各地域の歴史・文化などを積極的に活かした都市景観づくりを行うなど、地域の個性を活かしたまちなみづくりを推進します。

市民等・事業者は、地域の歴史・文化を大切にし、地域一帯となった良好な景観の形成などに努めます。

●市の取組み

基本施策	内 容	担当部署
地域の歴史を活かしたまちなみづくりを進める	・熊野街道や沿線の社寺を活かして広場、ポケットパーク*、案内板、休憩スポットなどを整備し、歴史の道づくりをします。	都市整備室 文化遺産活用課
	・信太の森の鏡池史跡公園、池上曾根史跡公園周辺、熊野街道（小栗街道）沿いなどを中心に歴史と伝統を活かした景観整備を推進します。	都市政策室 （都市政策） 文化遺産活用課
魅力ある都市景観の形成を推進する	・本市景観計画・景観条例に基づき、良好な景観形成に向けた取組を推進します。	都市政策室 （都市政策）
身近な歴史や自然、生活文化とふれあう機会を拡充	・自然との調和の仕方、歴史文化・伝統・風習にまつわるものなど環境に配慮した生活文化を現代の社会に引き継いでいく環境づくりを進めます。	文化遺産活用課 広報・協働推進室
	・次世代を担う子どもたちへ環境や文化を継承できるような機会を確保していきます。	文化遺産活用課

●各主体の取組み

市民の取組み	事業者の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・建物や庭などは、周囲の景観になじむようにしましょう。 ・建築協定や緑地協定などの地区協定を結ぶことで、地域一帯となった良好な景観形成に努めましょう。 ・歩道などの公共用地であっても、庭先の清掃や整頓に協力しましょう。 ・歴史ある環境を活かした歴史的まちなみ景観づくりに協力しましょう。 ・地域の高齢者と子どもたちの交流を深めましょう。 ・地域の歴史や伝統、生活文化を大切にしましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物は周辺の景観になじむような色や形とし、道路との境界は緑化に努めましょう。 ・広告物や自動販売機は、周囲の景観に配慮して設置しましょう。 ・歩道などの公共用地であっても、店先の清掃や整頓に協力しましょう。 ・建築協定や緑地協定などの地区協定を結ぶことで、地域一帯となった良好な景観形成に努めましょう。 ・歴史ある環境を活かした歴史的まちなみ景観づくりに協力しましょう。 ・地域の歴史、伝統、生活文化にふれるイベントに協力しましょう。

6. 重点プロジェクト

6-1 重点的な取組みの役割

本計画に基づき、望ましい環境像及び基本目標を実現していくためには、様々な主体の連携や協働により、広範囲な分野にわたる取組みを推進していく必要があります。

また、これからの社会では、環境面のみを向上させるのではなく、社会における課題の解決と経済の活性化もあわせて向上する取組みが求められています。

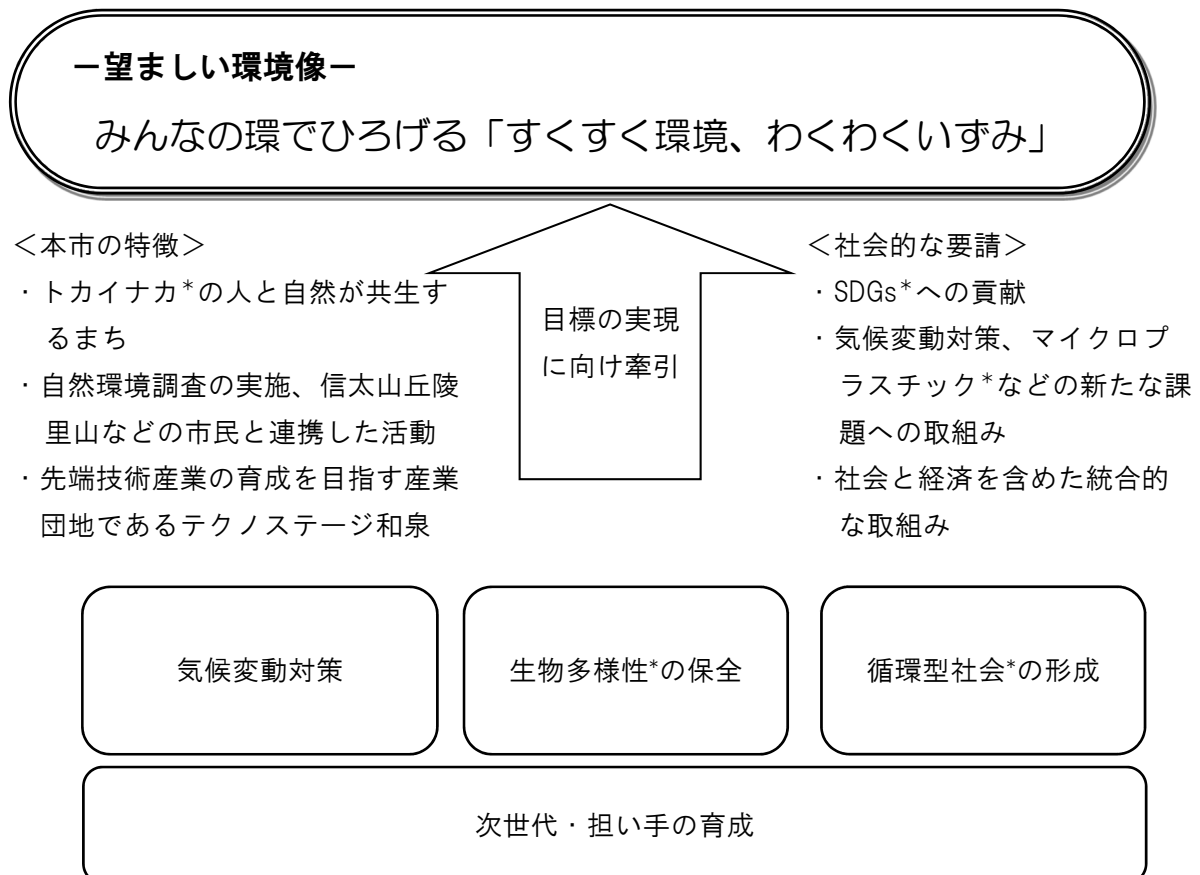
そこで、本市の望ましい環境像及び基本目標を実現するため、重要度が高く優先的に取り組むべきことを重点的なプロジェクトとして位置付け、推進していきます。

6-2 期間

環境・社会・経済が取り巻く社会情勢や技術の進歩は目まぐるしく変わることから、本計画期間の中間年である5年後を目途に取組内容を設定し、中間見直しの際には、進捗状況を見ながら適宜見直しを行います。

6-3 重点的な取組みの視点

重点プロジェクトは、望ましい環境像「みんなの環でひろげる「すくすく環境、わくわくいずみ」」及び基本目標の実現に向けて、「気候変動対策」「生物多様性*の保全」「循環型社会*の形成」の各分野及び横断的な視点として「次世代・担い手の育成」という視点から設定します。



6-4 気候変動対策

6-4-1 温室効果ガス*の削減に向けた取組み【和泉市地球温暖化*対策実行計画（区域施策編）】

（1）現状及び課題

地球温暖化*対策は世界共通の課題となっており、今後、このまま地球温暖化*が進めば、自然環境や人間社会に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

このため、本市においても地域における地球温暖化*対策として、市民等・事業者・市が協働して地球温暖化*防止のための取組みを積極的に推進し、温室効果ガス*の削減に取り組むことが求められています。

本項では、「地球温暖化*対策の推進に関する法律」に基づく、「和泉市地球温暖化*対策実行計画（区域施策編）」と位置づけ、本市域から排出される温室効果ガス*の削減について目標を示すとともに、達成に向けた取組みを推進していきます。

（2）削減目標

和泉市全体における温室効果ガス*排出量を、基準年度である平成25（2013）年度の880千t-CO₂と比較して、令和12（2030）年度までに約47%削減することを目標とします。

和泉市の目標設定

単位：千t-CO₂/年

	2013年度	2030年度	削減率
産業部門	144	91	38%
業務部門	215	105	51%
家庭部門	247	84	66%
運輸部門	250	163	35%
廃棄物部門	22	19	14%
計	880	461	約47%

※和泉市では、エネルギー転換部門の対象施設はない。

※小数点以下の端数を四捨五入しているため、各部門の加算額と合計額に差が生じている。

（参考）国の目標設定

単位：百万t-CO₂/年

	2013年度	2030年度	削減率
産業部門	429	289	38%
業務部門	279	116	51%
家庭部門	201	70	66%
運輸部門	225	146	35%
エネルギー転換部門	101	56	47%
計	1,235	677	45%

※出典 環境省 HP：日本の約束草案（2020年以降の新たな温室効果ガス*排出削減目標）

(千t-CO₂)

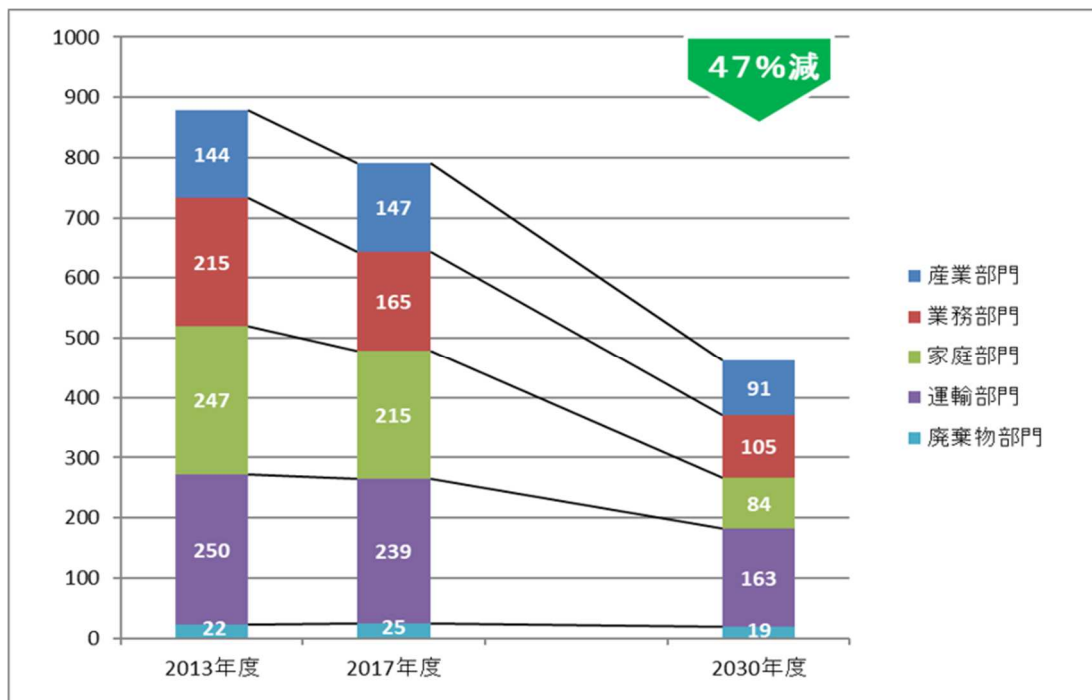


図-26 温室効果ガス*排出量の削減目標

(3) 重点的な取組事項

重点的な取組事項を以下に示します。

個別目標1 エネルギーに関する取組み

重点的な取組み	市	事業者	市民等
① 再生可能エネルギー*の利用の推進 ・公共施設において、環境などに配慮したエネルギー調達など再生可能エネルギー*の利用を推進します。 ・脱炭素*化に関する情報を収集し、市民等・事業者に対して提供することで、再生可能エネルギー*の利用促進を図ります。	総務管財室 建築住宅室 環境政策室 (環境保全)	○	○

個別目標2 温室効果ガス*の排出の抑制、削減などに関する取組み

重点的な取組み	市	事業者	市民等
① 省エネルギー化の推進 ・施設の設定備更新時に ESCO 事業*を活用するなど、「和泉市地球温暖化*対策実行計画(事務事業編)」に基づき、公共施設の省エネルギー化とエネルギーコスト削減を推進します。 ・省エネルギー対策について普及・啓発を行い、工場や事業所の省エネルギー化を促進します。	総務管財室 建築住宅室 環境政策室 (環境保全)	○	○

重点的な取組み	市	事業者	市民等
<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電や燃料電池*、また蓄電池や省エネ家電などについて普及啓発します。 ・スマートハウス*やZEH*（ゼッチ：ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、ZEB*（ゼブ：ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）など建築物の省エネ化を推進します。 ・新築・改築の際には、高断熱・高气密な省エネ型の環境住宅を推進します。 			
<p>② 水の有効利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道への接続により不要となった浄化槽の改造費助成制度による雨水の有効利用に努めます。 ・雨水の有効利用に努めます。 ・節水に努めます。 	お客さまサービス課 総務管財室	○	○
<p>③ 省エネルギー意識の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デコ活*をはじめ省エネルギー化への取組みについて市民等・事業者への啓発を行います。 ・関係団体などとの連携により、事業者向けのエネルギー消費の抑制に関する情報の発信に努めます。 	環境政策室 （環境保全） 産業振興室 （商工来訪促進）		
<p>④ 自動車の適正利用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハイブリッド車、電気自動車、燃料電池*車などのエコカーの普及啓発を行います。 ・エコカーの利用促進を図ります。 	環境政策室 （環境保全）	○	○

個別目標3 公共交通機関の利用、都市における緑地の保全及び緑化、地域環境の整備及び改善に関する取組み

重点的な取組み	市	事業者	市民等
<p>① 公共交通機関の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「和泉市地域公共交通計画」に基づき、使いやすい公共交通ネットワークの形成を図り、公共交通へのシフトを進めます。 ・主要駅を拠点としたまちづくりと連携した交通結節機能の強化を図ります。 ・各交通機関の役割や特性を活かし、自動車に過度に頼らない安全・快適に生活できるまちづくりを進めます。 ・公共交通の積極利用を促すための情報提供と利用促進施策の展開を推進します。 ・公共交通機関の利用促進を図ります。 	都市政策室 （交通）	○	○

重点的な取組み	市	事業者	市民等
<p>② 都市緑化と緑地の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「みどりの基本計画」に基づき、緑化重点地区における緑化及び保全配慮地区における良好な自然環境の保全を推進します。 ・森林環境譲与税*などを活用した森林整備を推進し、森林の多面的機能の向上に努めます。 ・市民等による森林育成活動への取組みを進めます。 ・みどりに関する情報提供の充実、キャンペーンや市民参加型のイベントなどによる啓発活動、みどりづくりに貢献した市民顕彰の実施など、市民のみどりに対する意識の向上に努めます。 	<p>都市整備室 (公園)</p> <p>産業振興室 (農林)</p>		

個別目標4 廃棄物等の発生の抑制など、循環型社会*の形成に関する取組み

重点的な取組み	市	事業者	市民等
<p>① 市民等・事業者・市の協働によるごみの減量化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和泉市ごみ減量等推進員制度を活用し、3R*についての啓発を行います。 ・家庭内での食品ロス*の削減や水切りについての啓発を行い、生ごみ発生の抑制に努めます。 ・エコオフィス*活動の取組みを啓発し、事業活動におけるごみの減量化を促進します。 ・公共施設におけるごみのリサイクル*を率先して実施します。 ・ごみの減量化の促進を図ります。 	<p>環境政策室 (生活環境)</p>	○	○
<p>② 廃棄物の適切な処理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和泉市ごみ減量等推進員と連携し、ごみの排出ルールの周知徹底を行います。 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、廃棄物処理業者が不適正な処理を行わないよう指導します。 ・不法投棄されやすい場所の定期的パトロールや防止看板設置、キャンペーンの実施により、不法投棄の防止に努めます。 ・不法投棄が発生した場合には、警察等と連絡を取り、投棄者の究明に努めます。 ・廃棄物の適切な処理の推進を図ります。 	<p>環境政策室 (環境保全) (生活環境)</p>	○	○

市内の太陽光発電の導入件数及び導入量の推移について

環境省が公表している「自治体カルテ」によると、FIT・FIP制度による再生可能エネルギーの導入について、主に屋根設置型の「住宅用」とされる10kW未満の太陽光発電設備の導入件数は、平成27(2015)年度から令和5(2023)年度の間で2,049件増加し、導入設備量としては10,518kWの増加となりました。

また、家庭部門における二酸化炭素排出量は、平成25(2013)年度から令和4(2022)年度の間で約52,000トンの削減となり、市民の皆様による脱炭素化への努力の成果が着実に現れてきていることが数値から確認できます。

和泉市では、本市の脱炭素化への更なる推進を目的に、令和6年度より、環境省が実施する「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を活用し、市民に対して、太陽光発電設備や蓄電池、エネファーム、エコキュート等の高効率給湯器を、また、事業者に対して、太陽光発電設備と蓄電池の設置にかかる導入補助を行っております。引き続き市民や事業者の皆様との協働により、市域の脱炭素化を推進し、ゼロカーボンシティ*の実現を目指します。

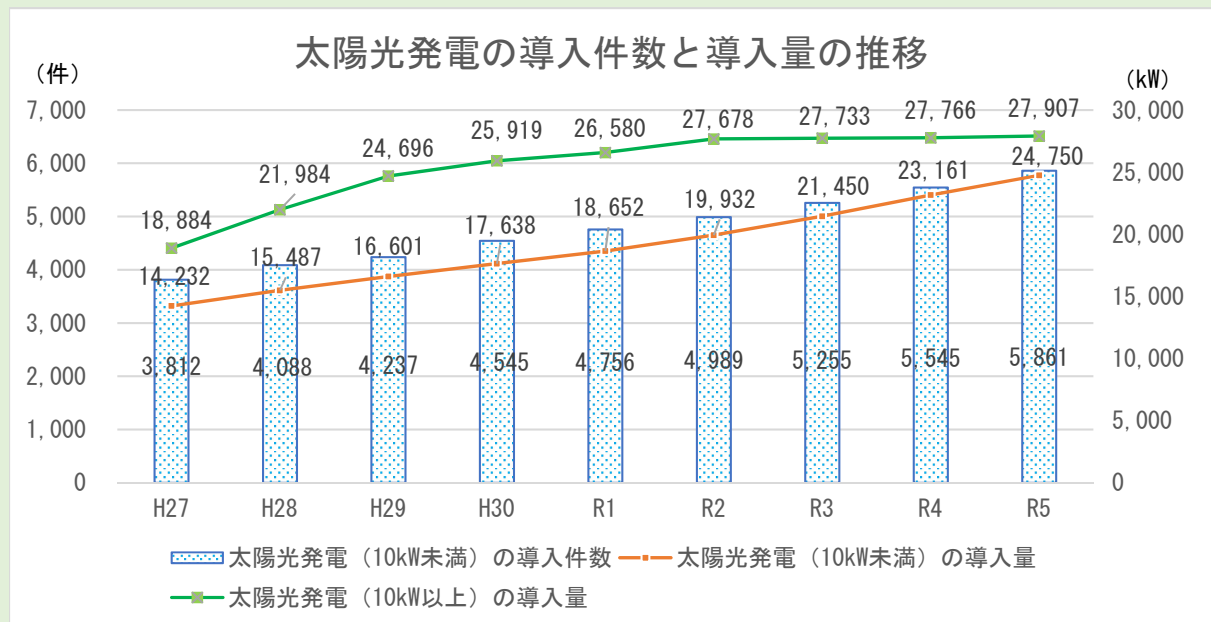


図-27 太陽光発電の導入件数と導入量の推移（資料：環境省 HP 自治体カルテ）

6-4-2 気候変動影響への対策（適応策*関連）

（1）現状及び課題

国では、気候変動の影響とみられる災害が激化していることから、人類を含む全ての生き物の生存基盤を揺るがす「気候危機」が起きていると強調されています。

近年、猛暑やゲリラ豪雨、台風被害の甚大化など、気候変動の影響がすでに顕在化しており、今後さらに深刻化するおそれもあります。

この課題に対して、温室効果ガス*の排出削減対策（緩和策*）とともに、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策*）を両輪で進めていく必要があります。

（2）重点的な取組事項

重点的な取組事項を以下に示します。

重点的な取組み	市	事業者	市民等
① 気候変動の影響、適応策*に関する情報収集及び発信 <ul style="list-style-type: none"> 熱中症対策や農作物等への影響などに関する適応策*など国や府などの情報を積極的に市域へ発信します。 大阪府森林環境税*に関する取組みを情報収集・発信するとともに、国の森林環境譲与税を活用し、森林整備に取り組みます。 市民のリーダー層の育成として、いずみ環境くらぶをはじめとした市民団体の方を対象とした適応策*に関する勉強会を開催します。 	環境政策室 （環境保全） 産業振興室 （農林） 健康づくり推進室 など		
② 次世代への継続的な地域の気候変動影響に関する情報の発信 <ul style="list-style-type: none"> 市民や子どもたちが楽しく適応策*を学ぶ場の創出に努めます。 市民団体等と連携しながら、気候変動に関する身近な影響をはじめとした市域の環境を学ぶ学習ツールの制作を検討します。 	環境政策室 （環境保全）	○	○
③ 暑さ対策に関する取組みの推進 <ul style="list-style-type: none"> 地域の身近な気候変動への影響であり、命に関わる課題として「暑熱対策」があります。大阪府と連携し、暑さ対策に関する情報を積極的に発信していきます。 また、「おおさかクールオアシスプロジェクト*」や「都市緑化を活用した猛暑対策」、経済的な事情を抱える方への支援制度の発信を行います。 熱中症対策として、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を開放します。 	環境政策室 （環境保全） 健康づくり推進室	○	

重点的な取組み	市	事業者	市民等
<p>④ 地域の生態系*に関する変化に関する情報収集及び適応策*の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然観察会などの地域の生態系*についての学習機会の際に、気候変動の影響の有無についても収集し、地域の変化を把握します。 ・ 緊急性、重要度の高い課題については、地域の観察者や地域の専門家などからの声を集め、環境審議会等で適応策*を検討します。 	<p>環境政策室 (環境保全) など</p>	○	○

適応策*の勉強会などの開催

「適応策*」を推進していくためには、まず、知ってもらうことから始める必要があります。

一方、「適応策*」は新しい言葉ではありますが、気象の変化が及ぼす、身近な自然環境の変化や暮らしの変化、仕事での変化に対応するなど、地域で意識しないうちに気づいたり、対応していたりするものもあります。各地域でも、市民参加による影響事例調査や適応策*の検討がスタートしています。

また、子どもをはじめとした市民が楽しみながら学べるカードゲームなど活用しながら学ぶ場も近畿地域発ではじまっています。

グループワークの様子（グループワークは整理しやすいように模造紙を使用）



発表の様子

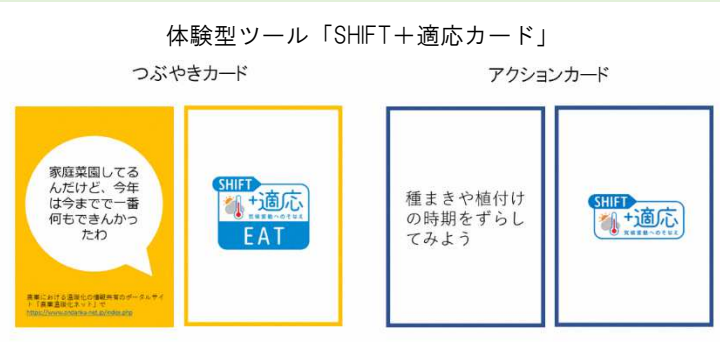


図-28 市民参加による気候変動の地域での影響事例調べワークショップ手順書より
(上記全て資料：環境省近畿地方環境事務所 HP)

主に関連する SDGs*



6-5 生物多様性*の保全【和泉市生物多様性地域戦略】

(1) 現状及び課題

本市は、和泉山脈をはじめとする森林、槇尾川をはじめとする河川、信太山丘陵の湿地など、豊かな自然環境に恵まれており、希少な生物の生息も見られています。一方で特定外来生物*などの外来種*による生態系*のかく乱も見られ、本市が有する豊かな生態系*を後世に残すための取組みが必要になっています。

平成25(2013)年度から継続して自然環境調査を実施しており、市域を北部地域、中部地域、南部地域のエリアに分け、毎年1か所(範囲は1km×1km)、現地踏査により植物、鳥類、昆虫類、その他動物の生息状況を調査しています。また、川の生き物と水生植物を観察する「水辺の自然観察会」と里山の生き物と植物を観察する「緑の自然観察会」の開催やいずみ環境くらぶでは、廃棄(ハイキ)ング*の取組みも継続的に実施してきました。

ポスト2020生物多様性*枠組に関する議論を注視しながら、今後は、これらの基礎調査情報を活かしながら、市民や次世代への普及啓発を重点的に行い、生物多様性*を守る人を育成します。

生物多様性*の必要性について広く市民に啓発し、市民等・事業者・市の協働による自然環境の保全・回復を行います。



図-29 和泉市の自然環境(自然環境調査結果)(資料:和泉市HP)



図-30 自然観察会の様子(資料:和泉市HP)



図-31 廃棄(ハイキ)ング*「白川周辺」の様子(資料:和泉市HP)

(2) 対象とする区域

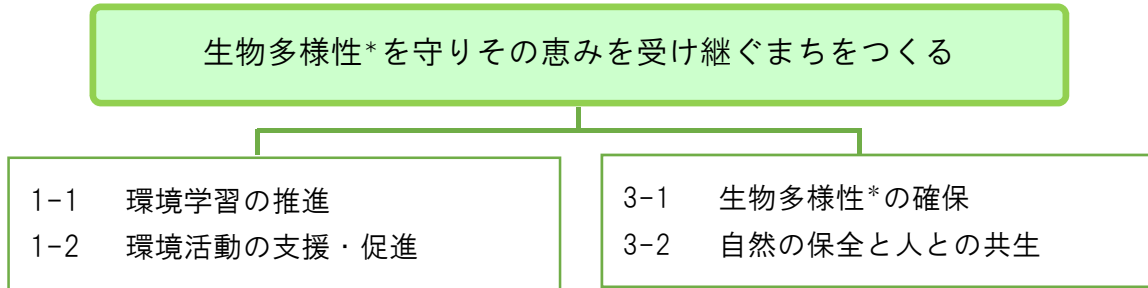
和泉市全域（本計画と同じ）

(3) 目標

「生物多様性*を守り、その恵みを受け継ぐまちをつくる」を目標として設定します。

(4) 総合的かつ計画的に講ずべき施策

基本目標1及び基本目標3に掲げる基本施策・取組みを推進します。



(5) 重点的な取組事項

重点的な取組事項を以下に示します。

重点的な取組み	市	事業者	市民等
① 多様な主体連携による自然観察会など学習機会の提供 ・ これまで実施してきた自然観察会や廃棄（ハイキング*などの取組みを継続して実施します。 ・ パンフレット「和泉市の自然」を活用し、市民団体等とも連携しながら、各地域で自然観察会を開催し、各地域で生物多様性*に関する普及啓発を行います。 ・ 現在の自然環境の担い手と連携しながら、大学や高校など次世代との連携も模索し担い手の発掘と、地域の生物多様性*保全のための課題・保全方策などに関する勉強会などの開催を検討します。	環境政策室 （環境保全）	○	○
② 森林の多面的機能の向上及び森林資源活用の推進 ・ 森林の有する公益的機能は、地球温暖化*防止のみならず、国土の保全や水源の涵養など、国民に広く恩恵を与えるものであることから、災害防止・国土保全機能強化などの観点から、森林整備を一層促進するためにスタートした森林環境譲与税*などを活用し、森林整備・木材活用を推進します。 ・ 所有者へ保全や活用に関する働きかけを行います。	産業振興室 （農林） 環境政策室 （環境保全）	○	○

重点的な取組み	市	事業者	市民等
<p>③ みどりの基本計画と両輪による保全と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 和泉しみどりの基本計画との両輪で、市域の生物多様性*の確保を行います。 シンボルとなるみどり「和泉山脈」「信太山丘陵」、拠点となるみどり「光明池」「槇尾川上流部」などについて、生物多様性*に満ちた環境の保全を図るとともに、公民協働により多様な利用（市民の憩いの場、自然体験の場、環境学習の場など）を促進します。 	<p>都市整備室 (公園緑地)</p> <p>環境政策室 (環境保全)</p>	○	○
<p>④ 「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクト*の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクト*を推進し、流域での連携による森林資源や恵みの活用を検討します。 自然観察会の開催等を通して、身近にできる生物多様性*を守るためのアクションを促進します。 	<p>環境政策室 (環境保全)</p>	○	○

「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクト*

環境省では、平成26(2014)年から「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクト*がスタートしています。私たち一人ひとりが意識や行動を変えていくことで、森里川海を支えることができます。買い物をするときは、人や環境にやさしいものを積極的に選んだり、休日は森里川海の中でゆったり過ごすなど、身近なことからはじめてみる事が出来ます。

全国では、副読本の作成やアンバサダーと連携した情報発信、森里川海ふるさと絵本づくり、ライフスタイルシフトを提案するイベントなどが実施されています。



図-32 MY 行動宣言

(資料：環境省 森里川海プロジェクト HP)

主に関連する SDGs*



6-6 循環型社会*の形成

(1) 現状及び課題

- ・ 現在、循環型社会*を取り巻く全国の動向は、平成12(2000)年から大きく進展はしていますが、近年、資源生産性などは横ばいの状況です。誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系*が確保された世界を目指していくことが求められています。
- ・ また、近年、新たに「食品ロス*」に関する課題と「プラスチック」に関する課題が大きな問題となっています。
- ・ 和泉市では、プラスチックごみ削減については、令和元(2019)年10月10日に「いずみプラスチックごみゼロ宣言*」をし、取組みをスタートしています。今後、それぞれが取組みを進めいくとともに、地域全体で協力し、新たな課題を地域で共有し、1歩ずつ具体的な取組みを進めていきます。

(2) 重点的な取組事項

重点的な取組事項を以下に示します。

重点的な取組み	市	事業者	市民等
① プラスチックごみゼロに向けた取組推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ プラスチック製容器包装、ペットボトル、ストローなどのワンウェイプラスチックの削減(通常1度使用した後にその役目を終えるもの)に向けた普及啓発を推進します。 ・ 庁内で開催する会議において、マイボトル*持参を推奨します。 ・ リユース*食器などの利用啓発を行います。 ・ プラスチックが自然界に流出することがないように、市民・事業者・行政の協働によりポイ捨てなどの防止を行うとともに、流出してしまったものについて、清掃活動などを行っていきます。 ・ 家庭ごみ・事業系ごみに含まれるワンウェイプラスチックの実態調査を検討します。 ・ お祭りや市が主催のイベントでワンウェイプラスチックを減らすための仕組みづくりを市・事業者等と連携し検討します。 ・ 市民や学生、事業者等から、使い捨てプラスチックや3R*推進のためのPR動画を募集し、コンテストをするなど、様々な意見を取り入れた普及啓発素材・環境学習素材の導入を検討します。 ・ プラスチックごみゼロに向けた取組推進を図ります。 	環境政策室 (環境保全) (生活環境)	○	○

重点的な取組み	市	事業者	市民等
② 3R*の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ分別アプリに関する普及啓発を行うなど、分別方法の普及啓発を実施します。 ・ ごみ減量チェックシートを活用し、家庭でできるごみ減量策の普及啓発を実施します。 ・ 食品ロス*など新たな課題について、普及啓発を実施します。また、市民・事業者が課題解決にむけて協働で取り組む仕組みづくりを検討します。 ・ 食品廃棄物などの地域内循環の可能性を検討します。 ・ 3R*の推進を図ります。 	環境政策室 (生活環境)	○	○

マイボトル*等で利用できる給水スポットの拡大に関する連携協定の締結

京都市とウォータースタンド(株)との間で「マイボトル*等で利用できる給水スポットの拡大に関する連携協定」を行い、両者が連携・協力した新たな取組みが始まっています。

この取組みは、京都市内の多くの場所でマイボトル*等を給水できる環境を整備することで、ペットボトル等の使い捨てプラスチック製品の使用抑制、京都の水道水の利用促進、市民のライフスタイルの転換及びその定着化を図り、プラスチックによる海洋汚染の防止のほか、ごみ減量、地球温暖化*対策や生物多様性*の保全などにつなげていくことを目的としています。

京都市の取組み

- ・ プラスチック製品使用抑制を積極的に啓発
- ・ 市施設への給水機の設置
- ・ 民間施設などへの設置拡大のための支援（広報など）

ウォータースタンド株式会社の取組み

- ・ 市施設への給水機の設置拡大のため、機器の提供などによる支援
- ・ 民間施設への給水機設置の拡大
- ・ プラスチック製品使用抑制を積極的に啓発
- ・ 市主催イベントなどで、プラスチックごみ削減、水道水のPRなど市施策の啓発に協力

図-33 マイボトル*等で利用できる給水スポットの拡大に関する各主体の取組み

(資料：Plastics Smart HP)

静岡市 プラスチックごみ削減協力店の募集

静岡市では、市内の事業所において、プラスチックごみを削減するための取組みをしていただくため、「プラスチックごみ削減協力店」制度を創設し、登録店を募集する取組みを実施しています。

プラスチックごみ削減に向けた取組項目は事業所独自に設定いただき、3つ以上の取組みを行っている又はこれから取組事業所を「プラスチックごみ削減協力店」として認定し、市のHP上で認定店一覧として掲載し、お店の認知度アップにも貢献する仕組みとなっています。令和2(2020)年5月現在25店舗が認定されています。



図-34 静岡市プラスチックごみ削減協力店ステッカー（資料：静岡市HP）

おかえりやさいの取組み

「おかえりやさいプロジェクト」は、名古屋市の第4次一般廃棄物処理計画の策定の際に、市民提案を行うために集まった名古屋市民を母体として、平成20(2008)年2月に発足しました。

「循環型社会なごや」の実現をめざして、「名古屋の生ごみをもっと減らそう!」という思いを共有する市民・NPO・事業者らが連携して活動を進められています。

「おかえりやさい」は、名古屋市内のスーパー・レストラン・学校給食などから出る生ごみ（食品循環資源）を名古屋市内の施設で堆肥にし、その堆肥を使って名古屋近郊の農家が栽培した野菜です。



図-35 おかえりやさいプロジェクトのしくみ（資料：おかえりやさいプロジェクトHP）

主に関連する SDGs*



7. 計画の推進に向けた方策

7-1 計画の推進体制

本市の望ましい環境像の実現を目指し、本計画で示した取組みについて効果的・総合的に推進していくためには、市だけでなく、市民等、事業者がそれぞれの役割分担と責任のもと、お互いに協力して進めていきます。

また、広域化する環境問題に対応するため、国や府、周辺市町との連携による取組みについても進めていきます。

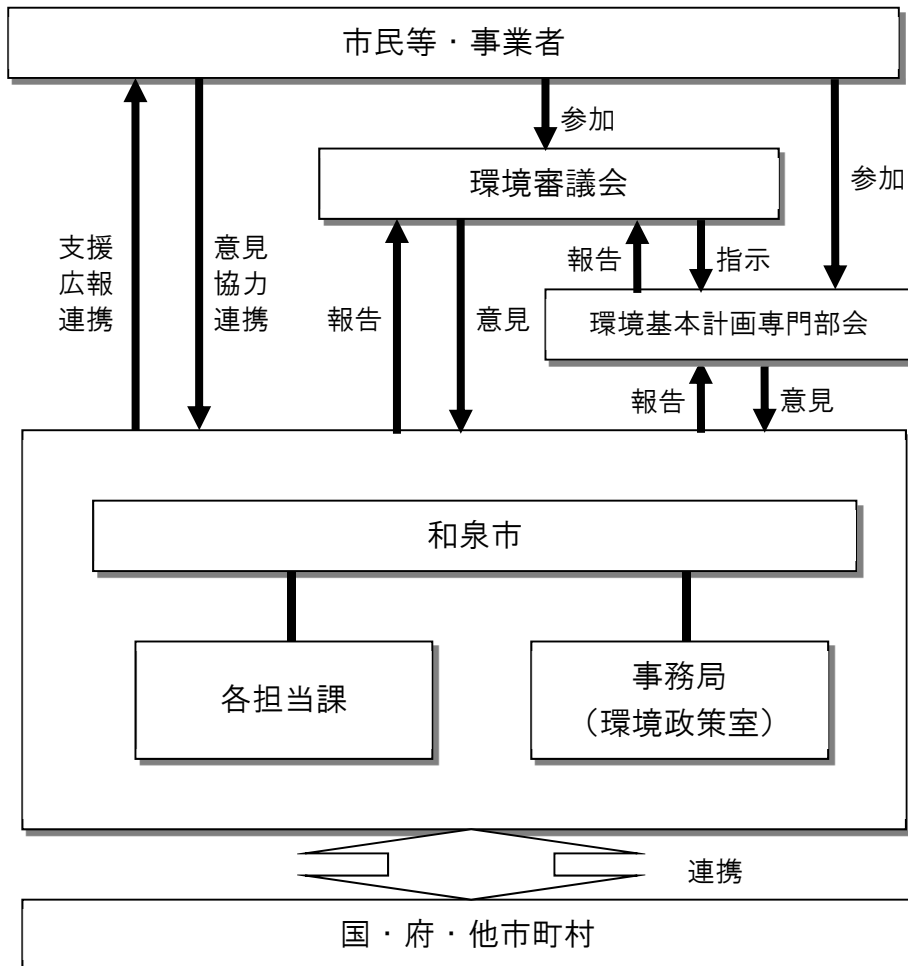


図-36 計画の推進体制

※環境基本計画専門部会については、計画改定時など必要に応じて設置します。

【市の体制】

- ・ 環境の状況ならびに施策の実施状況について、毎年報告書を作成し、公表しなければなりません。そのため市は、少なくとも1年に1回は本計画の進捗状況の連絡と計画内容の見直し検討などのために開催して、進行管理を行います。
- ・ 事務局は、広く市民等・事業者に対しても、本計画の進捗状況の報告ならびに意見聴取を行い、必要に応じて反映させます。
- ・ また、環境審議会に対して、本計画の進捗状況を報告し、専門的な立場からの意見、アドバイスを受けます。
- ・ 環境審議会には、市民等・事業者の代表者に参加してもらうことで、各々の立場から幅広い意見を述べてもらいます。
- ・ 環境基本計画を見直す際は、学識経験者や住民代表などで構成する「環境基本計画専門部会」（以下「専門部会」という。）を設置し、専門部会において内容を検討した上で環境審議会にて審議します。

【市民等・事業者の意見の反映】

- ・ 本計画の進捗状況や環境の状況などの広報を受けて、市民等・事業者・市の連携のあり方、具体的な対応策など、主にパートナーシップに関することについて建設的な意見を述べます。

7-2 計画の進行管理

本計画の実効性を高めていくため、目標年次の令和12(2030)年度まで毎年、各施策や重点プロジェクトに関する取組みの進捗状況、環境の状態などを把握し、その結果を公表して広く市民等・事業者の意見を求めながら、環境施策の総合的な進行管理を行います。

進行管理にあたっては、環境マネジメントシステム*の国際規格であるISO14001*の考え方に基づくPDCAサイクルを基本とします。PDCAサイクルは、計画の方針・目標を立て(Plan)、目標達成に向けて取組みを実施し(Do)、その実施状況の点検・評価を行い(Check)、その結果により計画を見直す(Action)という一連の流れを繰り返し行い、継続的に改善を図りながら推進するものです。

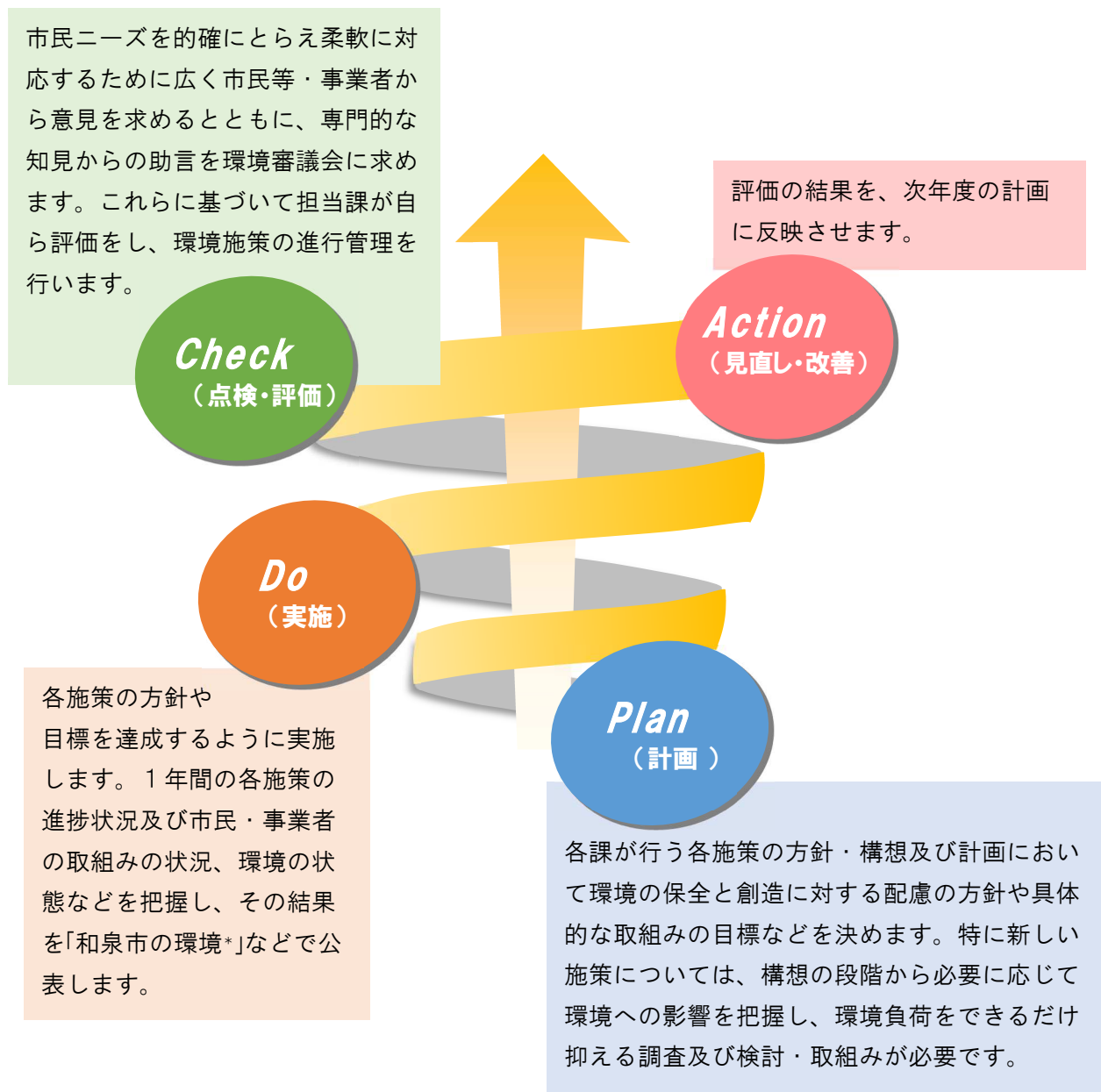


図-37 PDCAサイクルによる毎年の計画の進行管理

【参考資料】

1. 和泉市の環境の現状

1-1 和泉市の概況

(1) 位置・面積

大阪府南部に位置し、面積は 84.98km²

本市は、大阪府南部の泉州地域の北部に位置し、大阪都心から約 25km、関西国際空港から約 20km の位置にあります。面積は 84.98km²、東西 6.9km、南北 18.8km と細長い市域で、北は堺市、高石市に、西は泉大津市、岸和田市、忠岡町に、東は河内長野市、南は和歌山県に接しています。地形は南高北低で、南部には和泉山脈が連なり、中部・北部は丘陵、平地が広がっています。



図-1 位置図

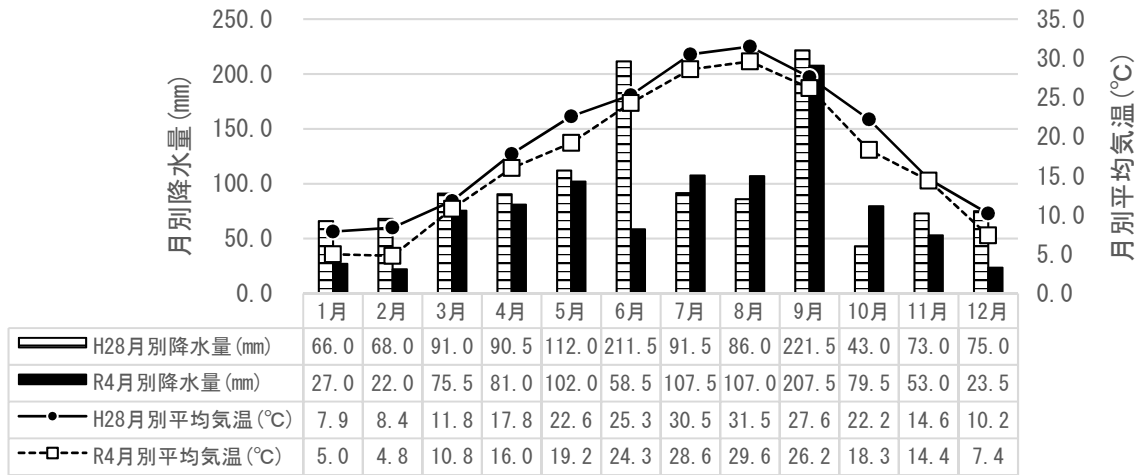
(2) 気候

瀬戸内気候区に属し、温暖少雨/21世紀末には平均気温が最大で4.2℃上昇

本市の気候は、瀬戸内気候区に属し、温暖少雨の特徴があります。

年間平均気温は、平成28(2016)年は19.2℃、令和4(2022)年には17.1℃、年間降水量は平成28(2016)年に1,229mm、令和4(2022)年に944mmとなっています。

また、大阪府では21世紀末には、最も温暖化が進んだ場合には年平均気温が4.2℃程度上昇することが予想され、熱帯夜の日数は年間55日程度増えて70日になると予想されています。



▨ H28月別降水量(mm) ■ R4月別降水量(mm) ●— H28月別平均気温(°C) □--- R4月別平均気温(°C)

図-2 月別平均気温・降水量(平成28(2016)年、令和4(2022)年) 〈資料:統計いずみ R6年版〉

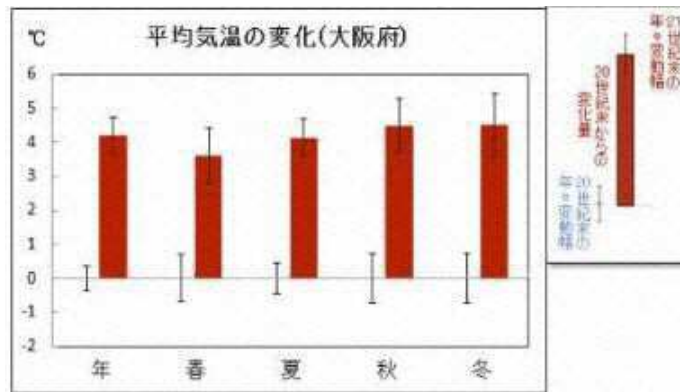


図-3 大阪府の将来平均気温予測(21世紀末) 〈資料:近畿地方の気候変動 2017(大阪管区気象台)〉

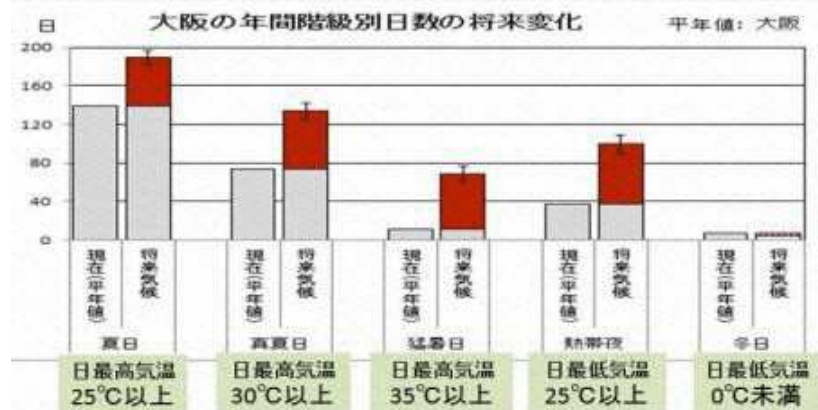


図-4 大阪府の最高気温・最低気温別日数予測(21世紀末) 〈資料:近畿地方の気候変動 2017(大阪管区気象台)〉

(3) 地形・水系

1) 地形・地質

最高点は南部の三国山(標高 885.7m)、最低点は北部平地(標高 9.2m)

本市の地形は、北部から平地、台地、丘陵地、山地の大きく4つに分けられ、最高点は南部の三国山(標高 885.7m)、最低点は北部平地(標高約 9.2m)です。平地は市北部及び榎尾川、松尾川沿いに分布し、台地は東から信太山台地、観音寺台地、摩湯山台地の3つが標高 100m 以下で広がっています。台地の南側には丘陵地が展開し、さらにその南側に和泉山脈が広がっています。

本市の地形・地質は、大阪府レッドリスト*2014 において和泉層群の化石産出層準が、B ランクに信太山の高位段丘と大阪層群及び光明池畔の大阪層群が、C ランクに甘南備層の礫岩層が選定されています。

2) 水系

榎尾川と松尾川の2つの主要河川

本市の流域は、榎尾川と松尾川の2つの主要河川の流域で構成され、上流部山地の川幅の狭い急峻な流れから、丘陵部、平地へと次第に川幅が広がり、川の流れも穏やかになっています。河川は平野部を掘り込んだ形態となっており、農業用取水のための井堰*も光明池井堰をはじめ、中・下流では多く見受けられません。

かつて、平野部においては井戸も多く見られ、和泉の地名発祥となった泉井上神社の「和泉清水」にその名を残しています。



図-5 地形・水系図

〈資料:統計いずみ R1 年版〉

(4) 動植物

1) 植生

山林の大半は二次林*、貴重なみどりがある一方で質の後退もみられる

本市の植生は、市内各地の社寺林境内地及び和泉山脈において自然植生であるシイ・カシなどの照葉樹林がわずかにみられるほかは、大半がコナラ林やアカマツ林などの二次林*によって被われています。

主な自然林としては、特定植物群落*となっている聖神社のシリブカガシ林のほか、三林町の春日神社にはシイ林が存在しています。なお、大阪府レッドリスト*2014において、生物多様性ホットスポット*として、Aランクに信太山丘陵が、Bランクに泉州ため池群が選定されています。

地域別にみると、山地部は主にヒノキ・スギの植林、コナラ・アカマツ林などの二次林*からなり、それに続く山麓部及び丘陵部はミカンなどの果樹園が広く分布しています。しかし、果樹園としての土地利用の減少やマツ枯れによる荒廃、それにかわる竹林の拡大など、みどりの質が後退しつつあります。

このほか、信太山丘陵には良好な湿生植物、山地内にはアカガシ林も確認されています。

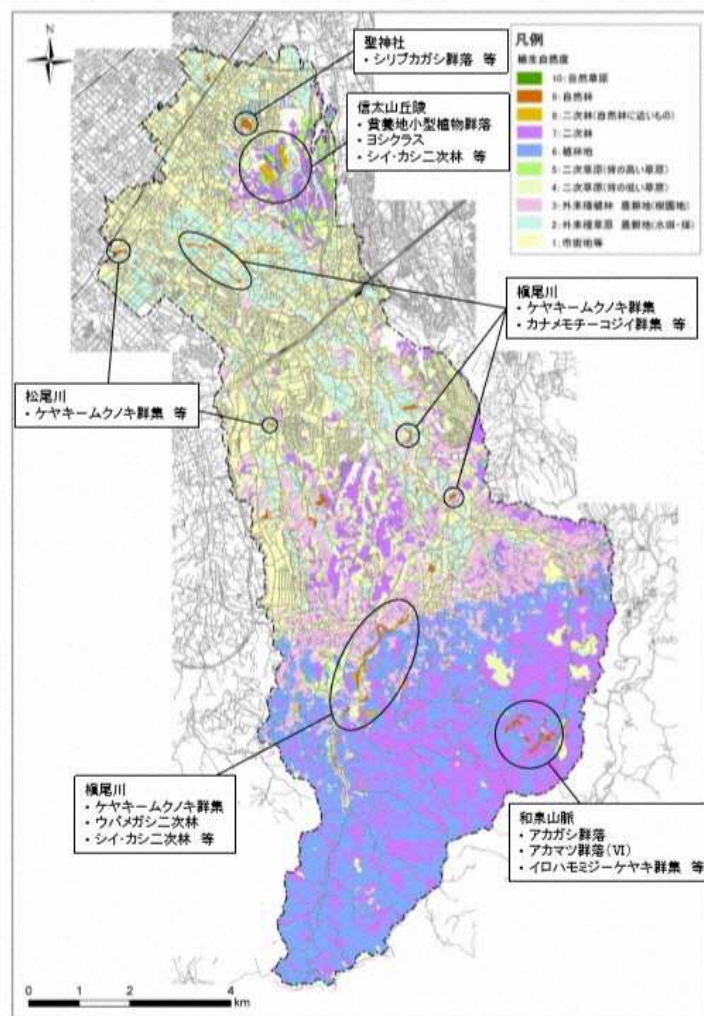


図-6 本市の植生自然度図

〈資料：和泉市みどりの基本計画改定版〉

2) 生物多様性*

信太山を中心に、豊かな自然が残る

本市の信太山は環境省が全国で500箇所、府で22箇所指定している「生物多様性*保全上重要な里地里山（略称「重要里地里山」）」に選定されています。これは当地が都市近郊に位置しながら、貴重な自然環境が残され、人々の暮らしと深く関わってきたことや、里山林や草地、湿地群など多様な環境が残されていること、大阪南部のエコロジカルネットワーク*の形成に寄与していることなどが理由となっています。

本市においては、山麓部や丘陵部でイノシシやタヌキなどの生息が確認されています。また、山地渓谷や丘陵地・台地のため池を中心にヤマトサンショウウオなどの両生類、ナニワトンボ、ゲンジボタルといった昆虫類の生息も確認されているなど、多様な動物が生息しています。

本市では信太山を中心に、サギソウ・トキソウなどの植物、ナニワトンボなどの昆虫、オオタカ・ミサゴなどの鳥類など、絶滅のおそれのある種が生息しています。

本市においては貴重動植物の数が、基準年の平成27（2015）年以降、5～6種類で推移しています。

表-1 本市内に生息する主な絶滅のおそれのある種 〈資料:大阪府レッドリスト*2014より〉



トキソウ（絶滅危惧I類）



コバナノワレモコウ（絶滅危惧I類）



ヤマトサンショウウオ（絶滅危惧I類）



ノグサ（絶滅危惧I類）



イガクサ（絶滅危惧I類）



ヒメコヌカグサ（絶滅危惧I類）

3) 外来生物

絶滅のおそれのある種が生息する一方、外来生物の増加がみられる





一方で、アライグマやブルーギル、オオキンケイギクなどの特定外来生物*に指定された外来種*による生態系*の攪乱がみられます。

特にアライグマは、農作物への被害が問題となっており、本市ではアライグマの捕獲協力報償金交付規程を設け、駆除を進めています。

そのほか、令和3年度以降、和泉市でもクビアカツヤカミキリによるバラ科樹木（サクラ、モモ、ウメ等）への被害が確認され、以後拡大傾向にあります。

表-2 本市内に生息する主な特定外来生物等*

特定外来生物

<p>【クビアカツヤカミキリ】 ・体長 22-38mm. 体全体は光沢のある黒色。前胸背板は明赤色で側面に頑丈なとげ状の瘤を一对もつ。公園や市街地の街路樹などに生息する。</p>		<p>【アルゼンチンアリ】 ・体長約 2.5 mm. 体色は黒褐色。複眼はやや大きく、頭部背面前方よりに位置する。働きアリの活動温度帯は 5~35℃。</p>	
<p>(参考) クビアカツヤカミキリの幼虫が排出するフラス（木くず・糞の混合物）</p>		<p>【ヌートリア】 ・大きなドブネズミのような体つきで、目や耳は小さく、尾は扁平でなく円筒状である。流れの緩やかな河川、湖、沼沢地に生息。夜行性。</p>	
<p>【アライグマ】 ・体重 4~10 数 kg、頭胴長 41~60cm、尾長 20~41cm。白色の顔に黒色系のマスクを着けたような外見で、4~7の輪模様を尾に持つ。</p>		<p>【ブルーギル】 ・全長 25cm。湖沼やため池、掘、公園の池などに生息し、湖では主に沿岸帯の水生植物帯に、河川でも主に流れの緩やかな水草帯に生息する。</p>	
<p>【ナルトサワギク】 ・1~多年草。高さ 20~50cm。茎は多数分岐して大きな株になり直立。空地、道端、造成地、埋立地等に生息。一年中花を咲かせ種子を風散布で拡散させる。</p>		<p>【オオキンケイギク】 ・キク科の多年生草本で、高さは 0.3~0.7m 程度である。路傍、河川敷、線路際、海岸などに生息する。開花期は 5~7 月。頭状花。虫媒花。瘦果をつける。</p>	

条件付特定外来生物

<p>【アカミミガメ】 ・最大背甲長は雄 20cm、雌 28cm (2.5kg) で在来のニホンイシガメ (1kg 前後) より大型。都市部を中心とした水辺環境に蔓延。</p>		<p>【アメリカザリガニ】 ・全長が通常 10cm 程に成長し、最大で 15cm。成体は赤~赤褐色。高水温・低酸素・水質汚染にも耐性があり、劣悪な水環境であっても定着し増殖することが可能。</p>	
--	---	--	---

(5) 人口・世帯数

1世帯あたり人員が減少、少子高齢化が進む

本市の人口は、令和2（2020）年度に実施された国勢調査によると73,701世帯で、1世帯あたり人員は、2.5人/世帯と減少しています。

また、年齢階層別の人口割合では、高齢人口（65歳以上）割合が増加傾向であり、一方で年少人口（15歳未満）割合は年々減少しています。

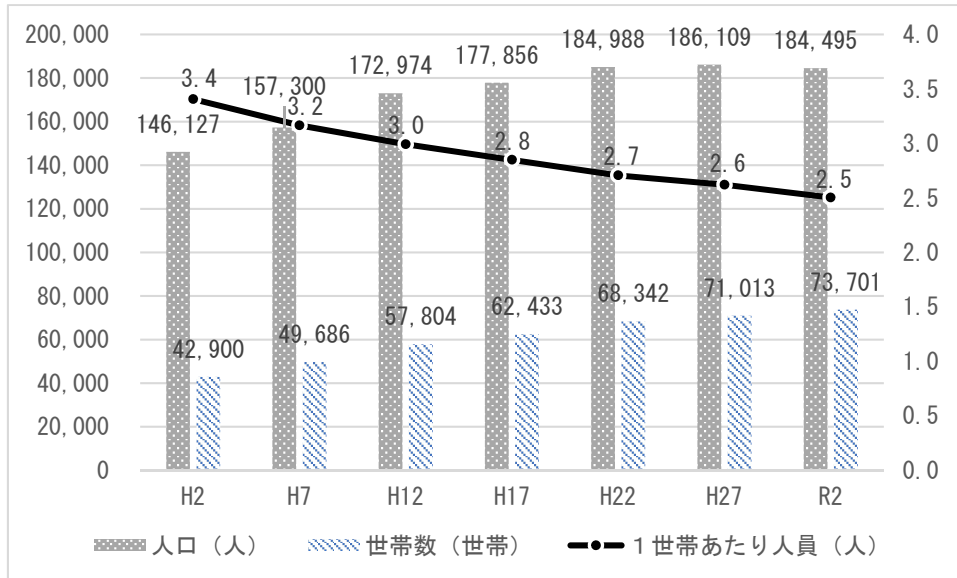


図-7 人口・世帯数の推移

〈資料：国勢調査〉

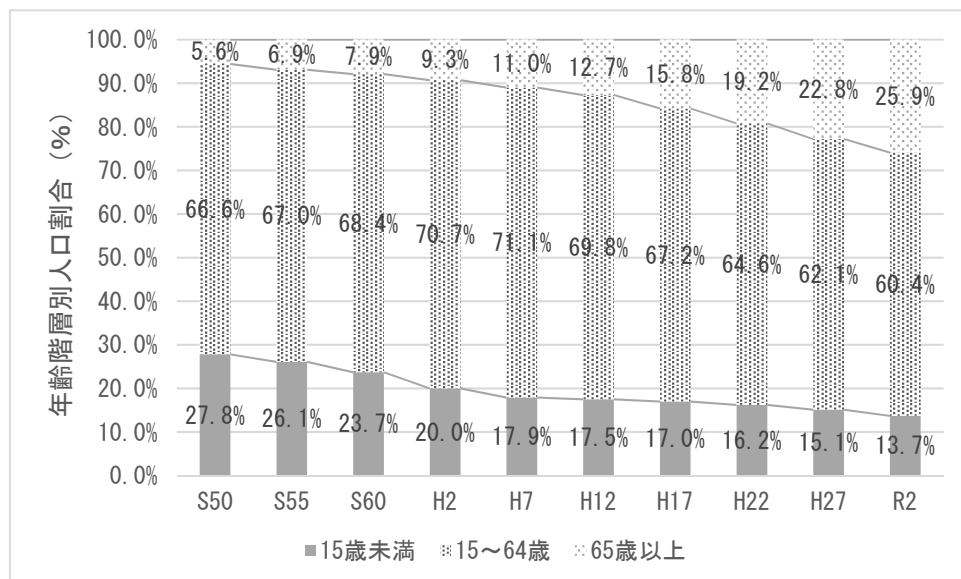


図-8 年齢階層別人口割合の推移

〈資料：国勢調査〉

老年人口が急速に増加する一方で、全体の人口は減少の見込み

本市は、昭和31（1956）年に市制が施行されて以降、着実に人口が増加してきました。特に、平成に入り、「トリヴェール和泉」を中心とした開発により有数の人口急増都市となりましたが、本格的な少子高齢化・人口減少社会の到来の波は非常に大きく、今後、人口の減少は避けられない状況にあります。

和泉市人口ビジョンに示されている将来人口推計では、今後急速に高齢人口が増加する一方、年少人口及び生産年齢人口は減少し、令和6（2024）年から令和17（2035）年までの間に約1万人の人口が減少する見込みとなっています。

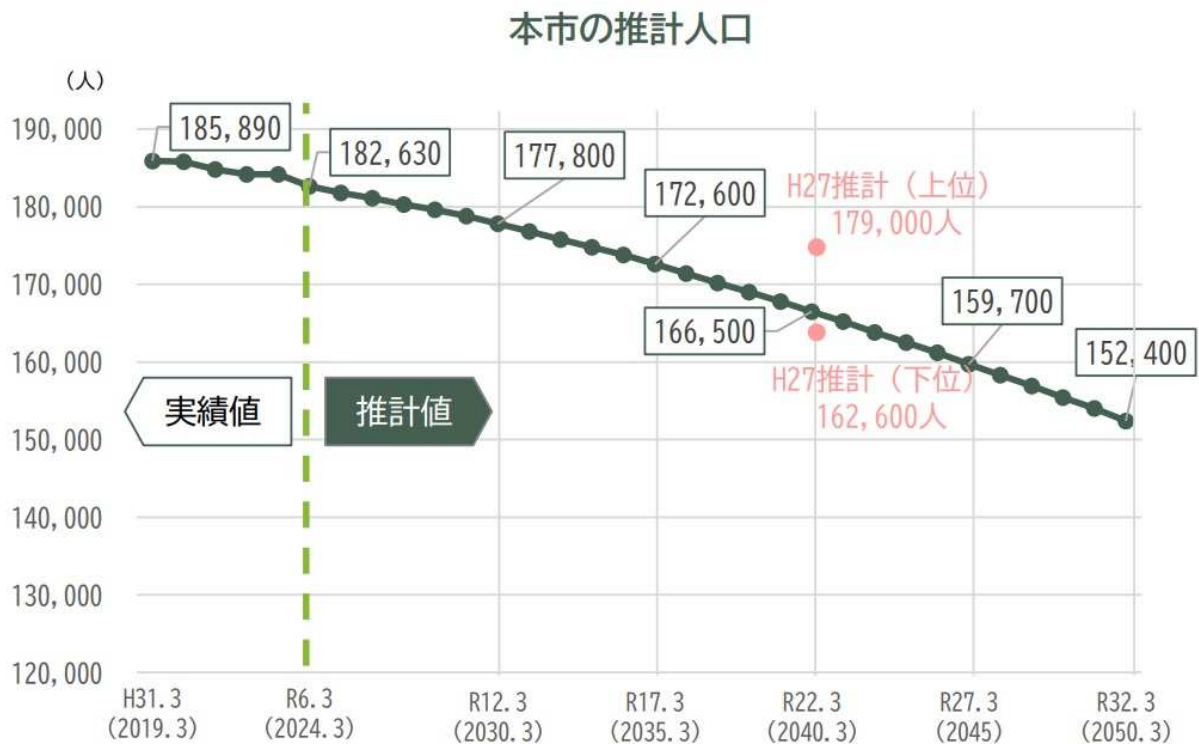


図-9 人口と高齢化率の推計 〈資料:和泉市人口ビジョン〉

(6) 土地利用

森林が40%を占める 農用地が減少し宅地が増加

本市で最も大きな比率を占めるのは森林で、約40%となっておりほぼ横ばいです。道路と宅地の利用が増加傾向にある一方で、農地は減少傾向にあり、都市化が進展しています。

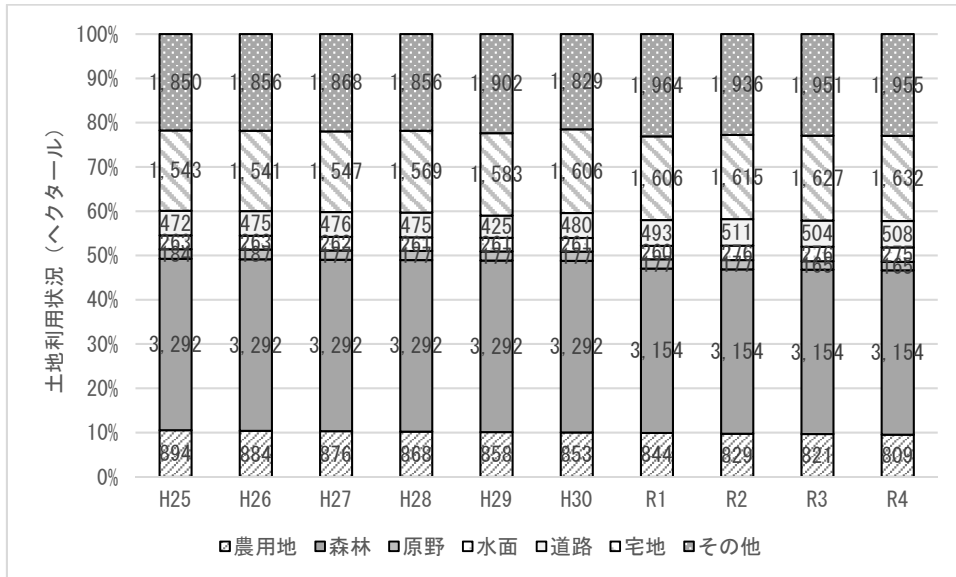


図-10 土地利用状況の推移

〈資料:統計いずみ〉

(7) 産業

就業者数は第1次・2次産業が減少、第3次産業が増加

本市の産業別就業者数は、令和2（2020）年の国勢調査において総数 74,983 人であり、その割合は第1次産業が 0.9%、第2次産業が 22.3%、第3次産業が 76.8%となっており、第1次・第2次産業の就業者数が減少し、第3次産業の就業者数が増加傾向にあります。

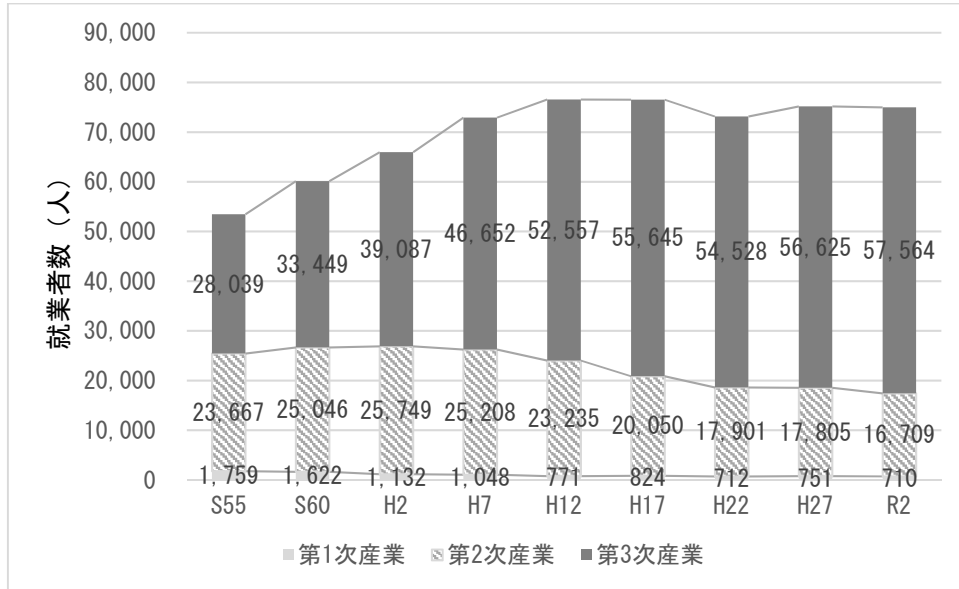


図-11 産業別就業者数の推移

〈資料：R2 年度 国勢調査〉

(8) 木材搬出量

いずもく*の年間搬出量は年によって増減

本市のいずもく*（地域産材）の、森林経営計画に基づく年間搬出量は、年によって増減があります。

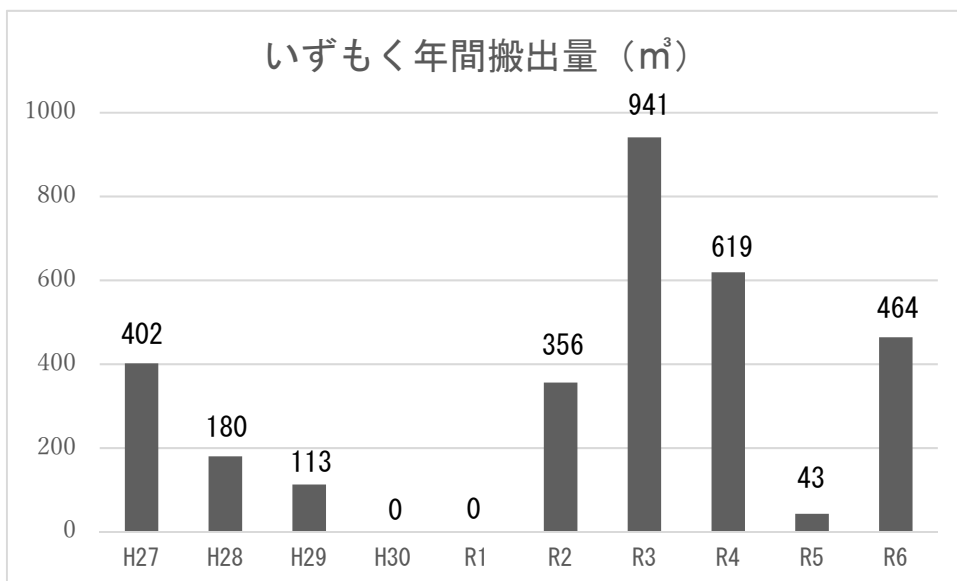


図-12 いずもく*の年間搬出量

〈資料：産業振興室(農林)〉

(9) 交通

1) 鉄道

乗車人員は JR 阪和線で微増、泉北高速鉄道は横ばい

本市の鉄道は、本市の都心地区と大阪都心部とを結ぶ JR 阪和線が市域の北部を通り、市内には和泉府中駅、信太山駅、北信太駅の3駅があります。3駅の合計乗車人員は、コロナ禍で一旦縮小しましたが、近年再び増加傾向にあります。

また、市域の中央部には本市の新都心地区と大阪都心部を結ぶ南海電鉄泉北線が通り、和泉中央駅が新都心地区の玄関口となっています。乗車人員は、JR 阪和線と同様、コロナ禍で一旦縮小したものの、以降はコロナ前の水準近くまで増加傾向にあります。

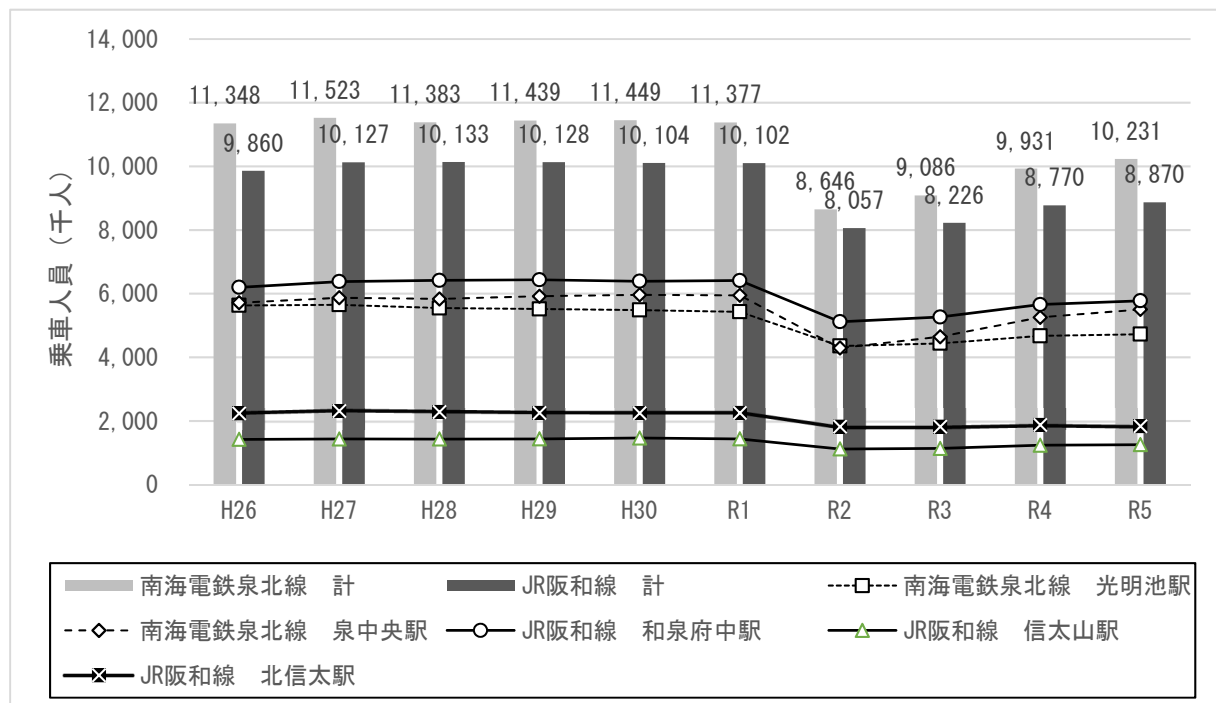


図-13 鉄道乗車人員の推移

〈資料:統計いずみ〉

2) バス

路線バスとコミュニティバスが運行

本市のバスは、路線バスが鉄道駅を中心に9路線（令和6（2024）年度末時点）運行しています。路線バスの利用者は近年、微増傾向にあります。令和5（2023）年度には総利用客数は383.0万人でした。

また、市内の路線バスがない地域には、「めぐ〜る*」の愛称で4路線のコミュニティバスを運行しています。総利用客数はコロナ禍前より年々減少傾向にありましたが、令和2（2020）年度のコロナ禍による外出制限による影響で対前年度約3割減少し、その後令和4（2022）年度にかけて若干回復しています。

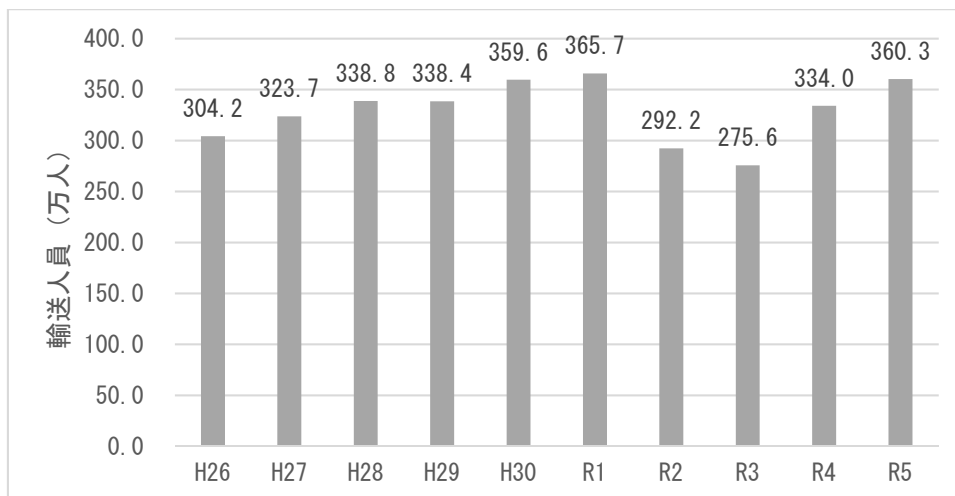


図-14 路線バス利用者数の推移

〈資料:統計いずみ〉

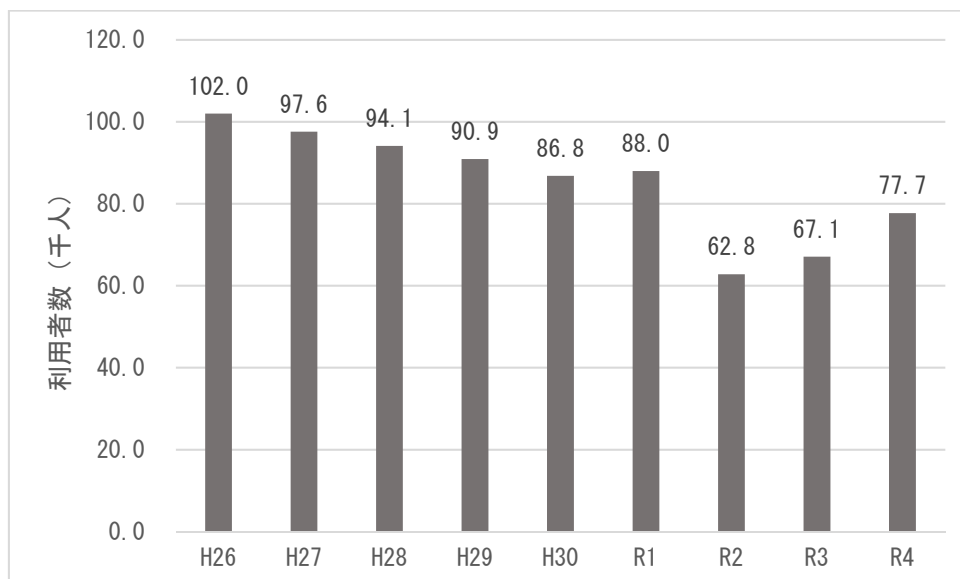


図-15 コミュニティバス利用者数の推移

〈資料:和泉市地域公共交通計画〉

3) 自動車

乗用車は横ばい傾向にあるものの総数は増加

本市の自動車保有台数は、乗用車は近年横ばいで推移していますが、軽自動車は微増しており、総数では増加傾向にあります。

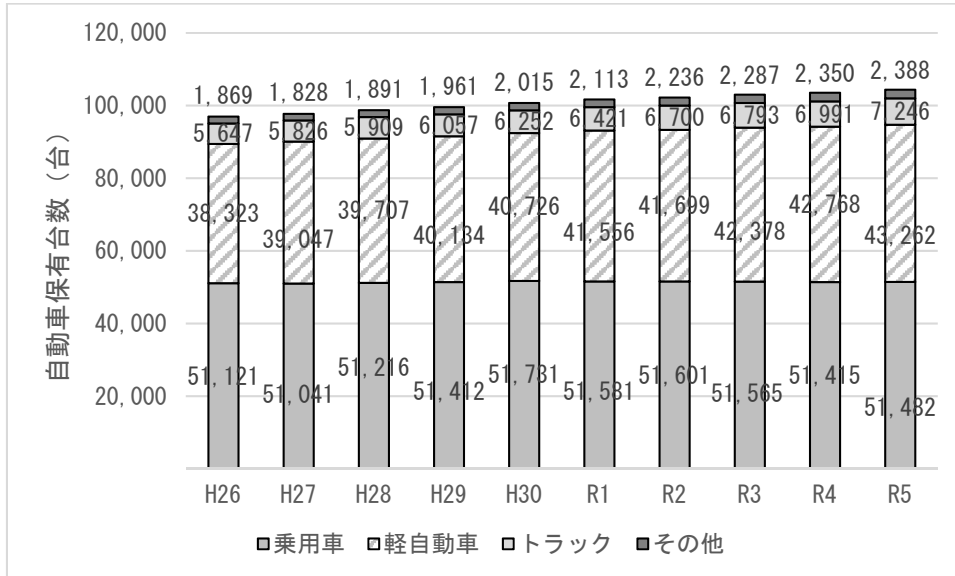


図-16 自動車保有台数の推移

〈資料:統計いずみ R6年版〉

4) 道路

**大阪方面を結ぶ道路が充実
歩行者や自転車などの安全性・快適性を高める道路整備へ**

本市には阪和自動車道や堺泉北有料道路といった自動車専用道路のほか、国道26号や国道170号などの高規格の道路が整備されています。また、阪和自動車道では岸和田和泉インターチェンジが位置しており市外へのアクセスは充実しています。

一般国道では、大阪・神戸方面から阪南・和歌山方面へは国道26号線が藤井寺・八尾・高槻方面から熊取・泉佐野方面へは国道170号線が、そして泉大津方面から紀の川・高野山・有田方面へは国道480号線が地域交通軸となっています。

市としては、今後予想される交通需要や地域間の連携強化に対応した幹線道路の整備とともに、これらと有機的な道路ネットワークの形成を図ります。また、市民からは安心してまちを歩けるよう歩道や通学路などを整備することが求められています。市として歩行者や自転車などの安全性・快適性を高めるための道路環境の整備を進めています。

(10) 公園・緑地

都市公園は緩やかに拡大

本市の都市公園は近年緩やかに拡大傾向にあり、令和5（2023）年度時点では336箇所（156.87ha）、人口1人あたり公園面積は、8.6㎡/人となっています。

一人当たりの公園面積は、大阪府全体の平均である6.6㎡/人よりは大きく、全国平均の10.9㎡/人よりは小さい値となっています。

また、信太山丘陵や金剛生駒紀泉国定公園に市代表される南部地域の山林の豊かな自然環境や、農地などの自然的環境、みどりと調和した古墳や遺跡などの歴史文化遺産は、都市環境形成や観光振興、防災などの面で大きな役割を果たすとともに、和泉市らしさを示す市民共有の重要な財産であることから、これらの保全と有効活用を図ります。

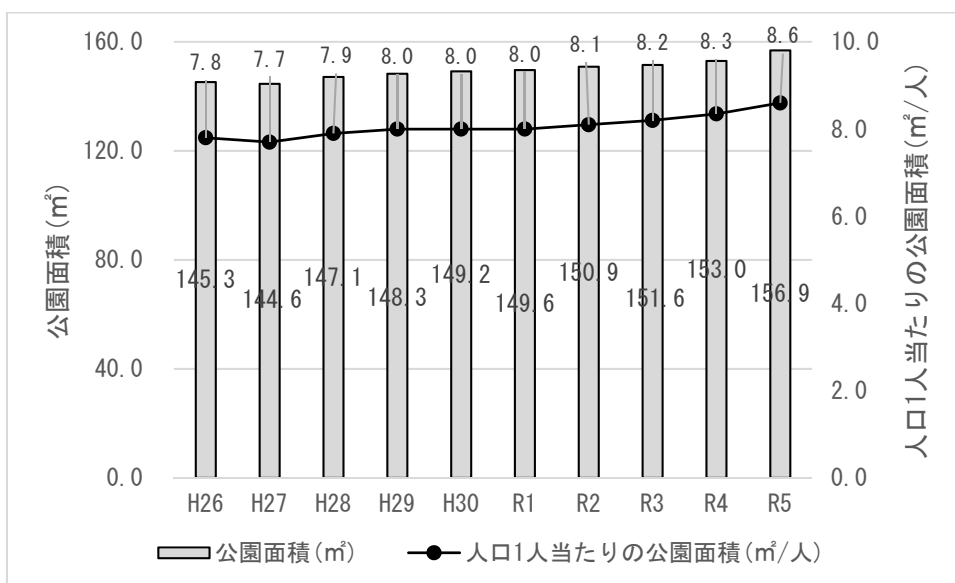


図-17 公園面積の推移

〈資料：統計いずみ R6年版〉

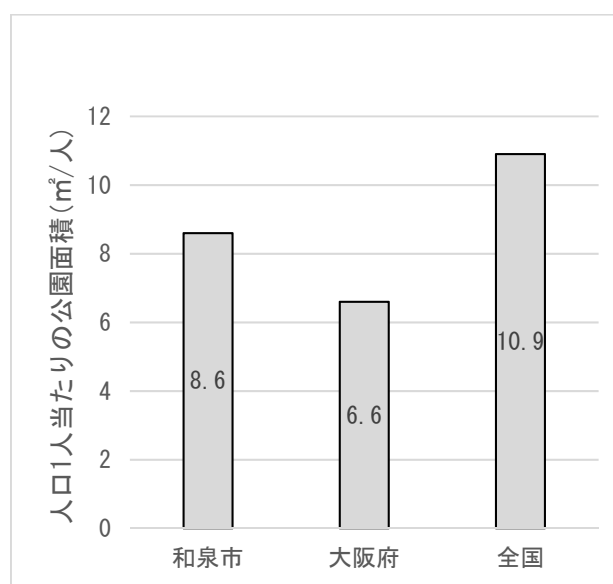


図-18 和泉市及び大阪府、全国における一人当たり公園面積

〈資料：統計いずみ R6年版、国土交通省 R05年度末 都道府県別一人当たり都市公園等整備現況〉

(11) 河川・水路・ため池

流域整備と水辺空間を利用した親水空間の整備

槇尾川、松尾川をはじめとする主要河川について、水とみどりのネットワーク軸として位置づけ、水質汚濁などの環境悪化を防止するとともに市民が身近に自然と触れ合える環境としての保全・活用を図ります。河川は、淡水魚や昆虫などの生物生息の場、水害防止など様々な重要な役割を果たしており、治水上の安全性確保のための河川改修に加え、周辺環境との調和に配慮した遊歩道の整備など親水空間の創出に努め、市民に親しまれる河川空間の形成を図ります。



図-19 市民に親しまれる河川空間

〈資料：第二次和泉市都市計画マスタープラン〉

(12) 汚水処理

下水道普及率は90.4%

1) 下水道（汚水）

本市では、公共下水道整備計画に基づき、下水道の整備を進めており、令和5（2023）年には人口普及率で90.4%となりました。

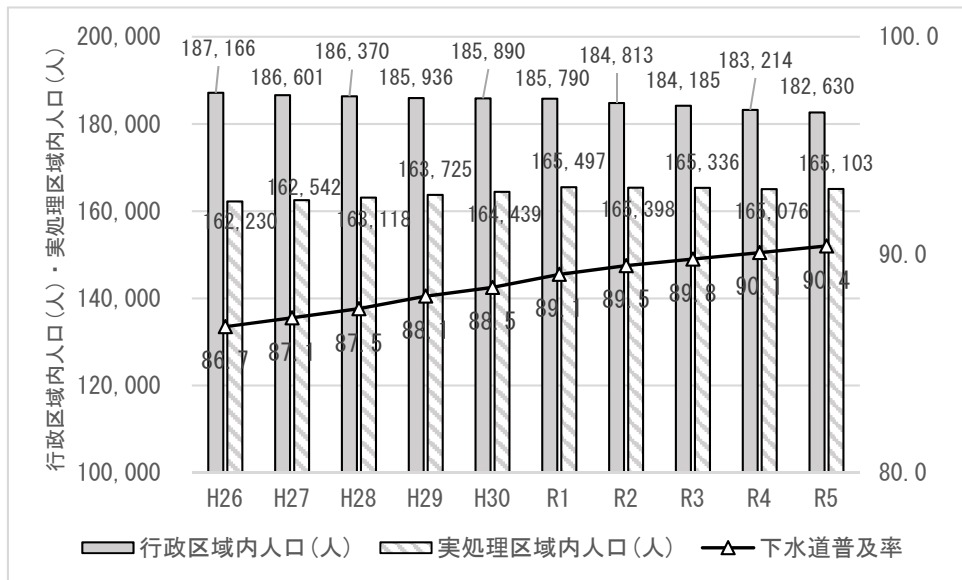


図-20 下水道普及率の推移

〈資料：統計いずみ〉

2) 合併処理浄化槽*

公共下水道区域外では、し尿と生活雑排水をあわせて処理できる合併処理浄化槽*の設置を行っています。

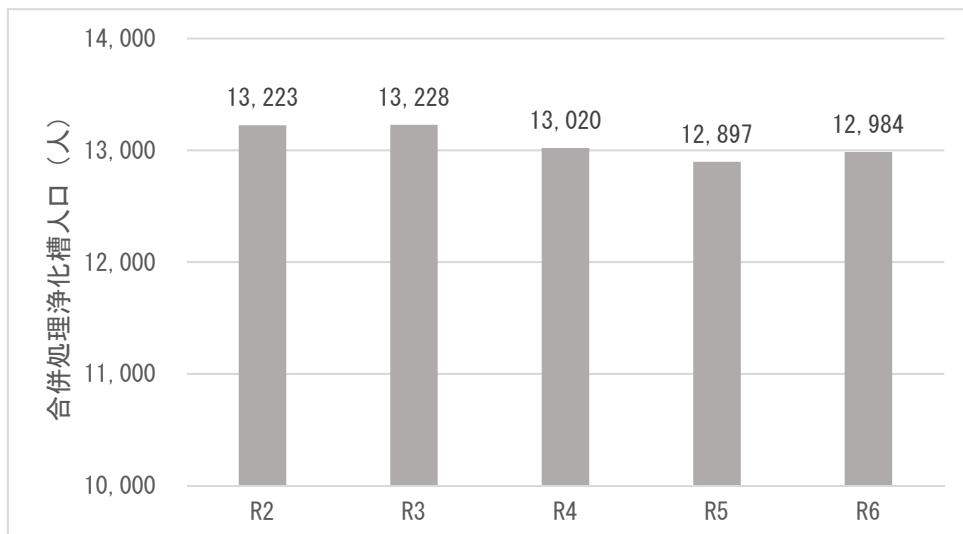


図-21 合併処理浄化槽*設置人口の推移

〈資料：第6次和泉市一般廃棄物処理基本計画〉

(13) 歴史・文化

池上曾根遺跡、熊野街道など歴史文化が多く残る

本市の歴史は古く、市域北東部では大規模な弥生集落である史跡池上曾根遺跡をはじめ、史跡和泉黄金塚古墳や丸笠山古墳をはじめ、数多くの遺跡が点在しています。

府中町は、和泉国府が置かれた奈良時代、平安時代にかけて交通の要衝として和泉国の中心的役割を果たしており、今でも熊野街道（小栗街道）など当時の面影を残しています。

また、熊野街道を中心として旧道沿いに重要文化財の和泉五社総社本殿がある泉井上神社や聖神社といった歴史ある神社が見られ、市域中部には白鳳時代に役小角の開基といわれ、境内が府の文化財史跡にも指定されている松尾寺があり、南部には、山岳修験場の霊場の一つであり、現在は西国三十三所の第四番札所槇尾山施福寺があるなど、歴史・文化の豊かな地域です。

市内には国指定文化財が45（うち2つが国宝）、府指定文化財が20、市指定文化財が30所在しています。



図-22 歴史・文化拠点

〈資料：第二次和泉市都市計画マスタープラン〉

(14) 景観

市街地と背後の自然景観が一体となった特徴的な景観

本市には南部地域の山林や信太山丘陵、農地、歴史文化遺産、伝統的まちなみなど本市固有の自然・歴史的景観やニュータウン開発による市街地景観といった様々な魅力的な景観資源を保有しています。これらの景観資源については、これまでの法制度の活用に加えて、景観法に基づく景観計画の策定や住民が主体となった景観まちづくり活動など、より魅力的な都市景観の形成に向けた取組みを進めます。



図-23 槇尾山からの風景



図-24 光明池



図-25 小栗街道



図-26 落ち着いた住環境

〈資料：第二次和泉市都市計画マスタープラン〉

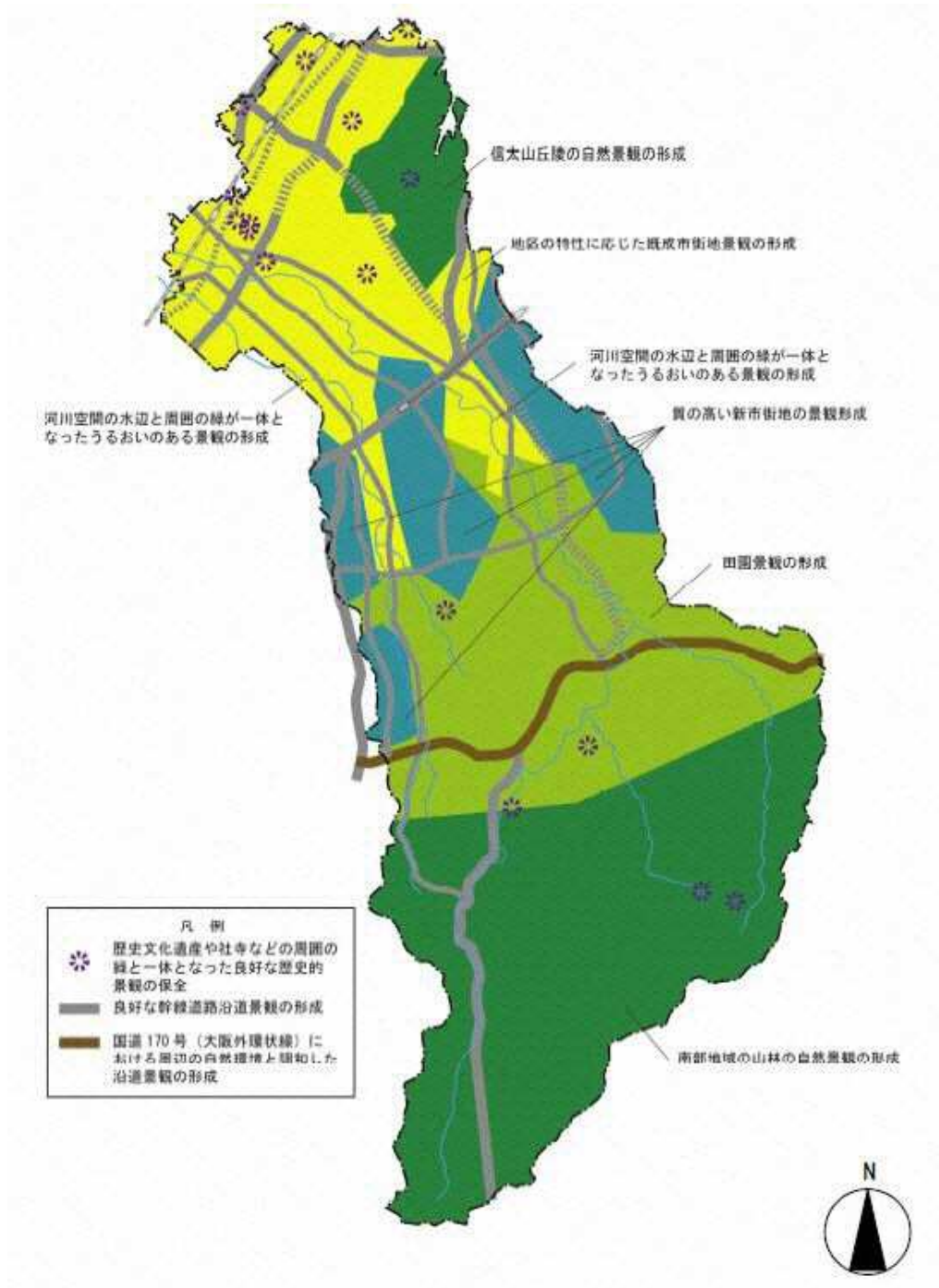


図-27 本市の景観計画区域

〈資料: 第二次和泉市都市計画マスタープラン〉

(15) 大気質

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質*は環境基準*達成 光化学オキシダントは未達成

1) 窒素酸化物*

窒素酸化物*（一酸化窒素、二酸化窒素）は、常時監視測定局である緑ヶ丘小学校で測定されており、令和6（2024）年度の測定結果では、年平均で一酸化窒素0.000ppm、二酸化窒素0.006ppmでした。

二酸化窒素の環境基準*と比較する際の値である日平均値の年間98%値は0.015ppmであり、環境基準*である0.06ppm以下を達成しています。

本市では、昭和61（1986）年度から令和5（2023）年度まで簡易測定法により市内十数地点で大気中の二酸化窒素濃度の測定を行っており、平成30（2018）年は16地点（令和5年度は8か所）で春及び秋に測定を行いました。

その結果によると、自動車交通量や人家が多く、みどりの少ない北部で濃度が高く、自動車交通量や人家が少なく、かつみどりの多い南部では濃度が低くなっています。



図-28 二酸化窒素濃度分布
〈資料：和泉市の環境* R4年版〉

2) 浮遊粒子状物質*

浮遊粒子状物質*（粒径 $10\mu\text{m}$ 以下の浮遊粉じん）は、常時監視測定局である緑ヶ丘小学校で測定されており、令和5（2023）年の測定結果では、年平均で $0.013\text{mg}/\text{m}^3$ で、環境基準*の長期的評価による日平均値が $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数は0日で、基準を達成しています。

3) 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、光化学スモッグの原因となる物質です。光化学オキシダントは、工場や自動車の排気ガスなどに含まれる窒素酸化物*や炭化水素（揮発性有機化合物）が日光に含まれる紫外線の影響で光化学反応をおこし生成します。光化学オキシダントは、日照時間や気温などといった気象条件に大きく影響されるため、年度により濃度が著しく変動します。

光化学オキシダントに係る環境基準*は、昼間（6時～20時）の1時間値について評価を行うこととされています。令和5（2023）年度では、緑ヶ丘小学校において、昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数は112日で、環境基準*を達成していませんでした。

なお、令和6（2024）年度の本市を含む堺市及びその周辺地域における光化学スモッグ予報などの発令状況は、予報5回、注意報2回でした。また、本市の光化学スモッグによる被害の訴えはありませんでした。

(16) 水質

水質悪化の原因は生活排水 BOD*汚濁負荷量*は減少

1) 河川

本市では、11地点の河川水質継続監視点があり、これらの各地点で健康項目、生活環境項目及び特殊項目について水質調査を実施しています。本市の河川水質は、健康項目については、全地点で環境基準*を達成していますが、生活環境項目のうち、代表的な項目のBOD*（生物化学的酸素要求量）については、上流では同基準の達成率が高いものの、中・下流域においては、主として生活排水などの影響により、達成率が低くなっています。

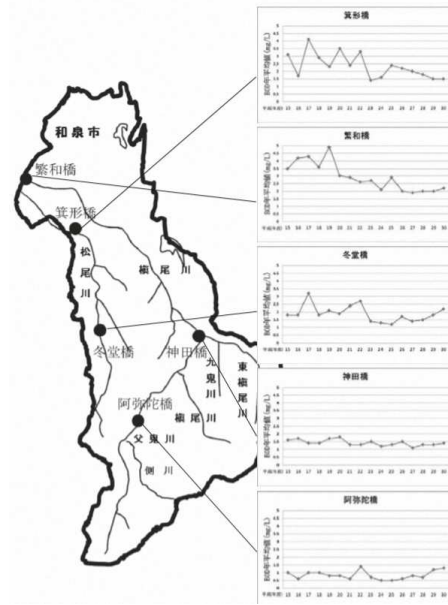


図-29 河川水質の年推移 (BOD*年平均値の推移)
 〈資料:和泉市の環境* R2年版〉

2) 水路

本市では、市街地を流れる水路10地点において、水質調査を実施しています。平成7(1995)年度から令和6(2024)年度のBOD*の調査結果では、概ね市街地になるにつれ、水路の水質が悪くなる傾向にあります。また、比較的住宅の集中する北西部の地域では、汚染度の高い水路が多く、このため下流河川の水質悪化の大きな原因となっています。

3) 水質汚濁負荷量*

本市では、令和3年度まで大津川水域(榎尾川・松尾川・牛滝川)へ流れ込むBOD*の汚濁負荷量*を隔年毎に調査していました。令和3(2022)年3月時点では、1日あたり1,122.0kgのBOD*成分が大津川水域に流れ込み、このうち生活系の負荷量が72.9%で、そのうちほとんどが規制のかからない一般家庭排水による負荷量です。

負荷量の減少要因の大部分が、生活排水対策によるもので、下水道の整備、合併処理浄化槽*の設置、家庭での生活排水対策の実践などが、負荷量減少に大きく寄与しているものと考えられます。

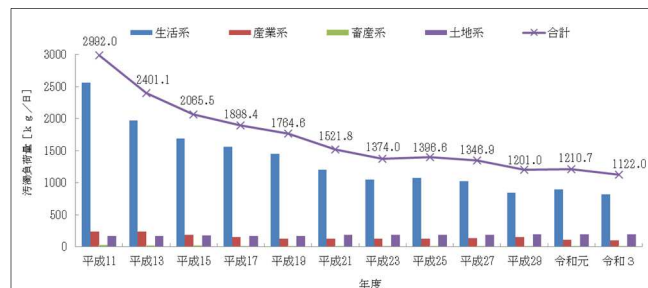


図-30 BOD*汚濁負荷量* (榎尾川+松尾川+牛滝川) 経年変化
 〈資料:和泉市の環境* R5年版〉

(17) 騒音

環境基準*には約86%が適合

本市では、市内の12地点において環境騒音の調査を毎年実施しています。

令和6(2024)年度における調査結果は、道路端7地点の結果は、環境基準*への適合率は昼間、夜間ともに約57%でした。

表-3 環境騒音モニタリング調査結果(令和6(2024)年度)

■背後地騒音(残留騒音)

番号	測定場所	騒音レベル (dB)	
		昼間	夜間
1	国道26号	54.7	52.7
		56.3	49.3
3	国道480号	51.1	47.3
		52.1	48.4
4	泉大津三原線(新)	56.7	53.2
		57.2	50.4
5	富田林泉大津線(新)	58.4	54.2
		58.4	50.9
6	三林岡山線	55.6	51.5
		57.5	58.7
6	市道和泉中央線	53.7	53.0
		52.6	50.8

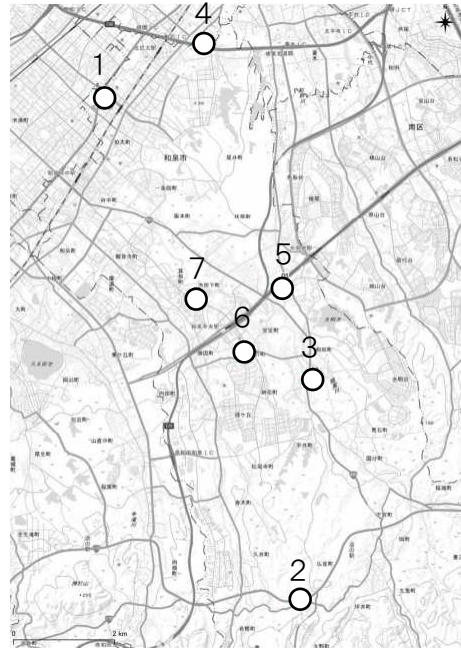


図-31 環境騒音調査地点

〈資料：自動車騒音常時監視に係る沿道騒音測定及び面的評価等業務令和6年版〉

■道路に面する地域

番号	測定場所	道路名	車線数	騒音レベル (dB)		環境基準*適合状況		要請限度適合状況
				昼間	夜間	昼間	夜間	
1	池上町四丁目	国道26号	6	72	68	×	×	○
2	若樫町	国道170号(新)	2	73	66	×	×	○
3	三林町	国道480号	2	70	63	○	○	○
4	上町	泉大津三原線(新)	4	70	65	○	○	○
5	池田下町	富田林泉大津線(新)	4	72	68	×	×	○
6	万町	三林岡山線	2	61	55	○	○	○
7	いぶき野二丁目	市道和泉中央線	4	67	58	○	○	○

〈資料：自動車騒音常時監視に係る沿道騒音測定及び面的評価等業務令和6年版〉

※昼間：午前6時～午後10時 夜間：午後10時～午前6時

騒音レベル：[LAeq]

(18) 有害化学物質

ダイオキシン類*は基準範囲内

ダイオキシン類*については、平成12(2000)年に「ダイオキシン類*対策特別措置法」が施行され、同法に基づき、府が毎年調査を実施しています。

本市内における調査地点は、大気については令和3(2021)年度まで緑ヶ丘小学校において隔年で調査を実施されてきました。土壌や地下水については毎年調査地点が変わっていません。観測結果は、いずれも環境基準*の範囲内にあります。

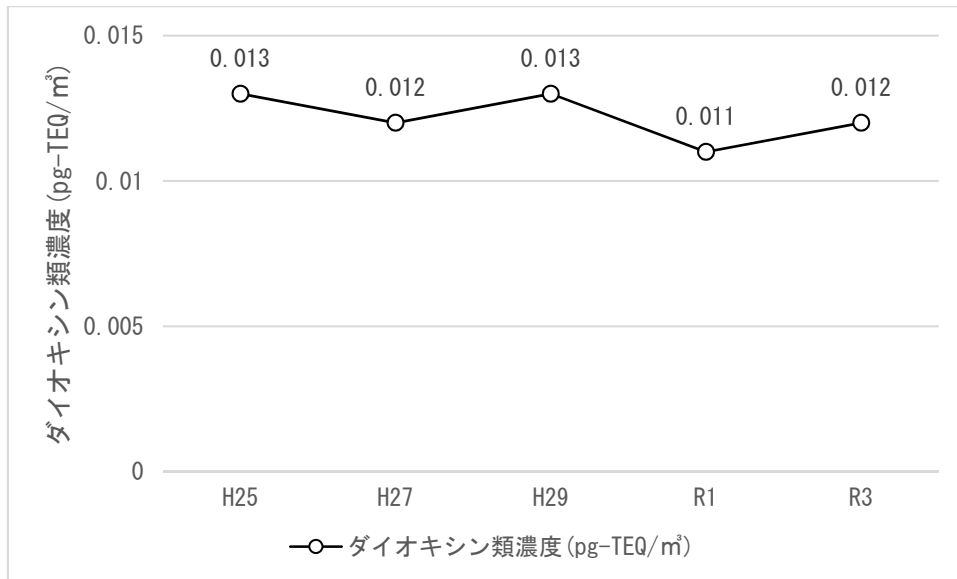


図-32 ダイオキシン類*の観測結果の推移(緑ヶ丘小学校局)

大気: 環境基準*: 年間平均値 0.6pg-TEQ/m³ 以下
 <資料: 大阪府 HP ダイオキシン類の環境濃度調査結果>

(19) ごみの収集・処理、資源化

ごみの排出量は減少傾向 資源化率は微減傾向

令和6（2024）年度に本市から排出されたごみの量は47,382トンで、近年減少傾向にあります。また、リサイクル*率（市の回収及び集団回収分を合わせた総回収分から再資源化を行った割合）については、年々低下していましたが、平成28（2016）年度以降に一旦上昇した後、微減傾向にあります。

なお、本市では、「和泉市分別収集計画」を策定しており、計画に基づきごみの削減、循環型社会*の形成を目指しています。

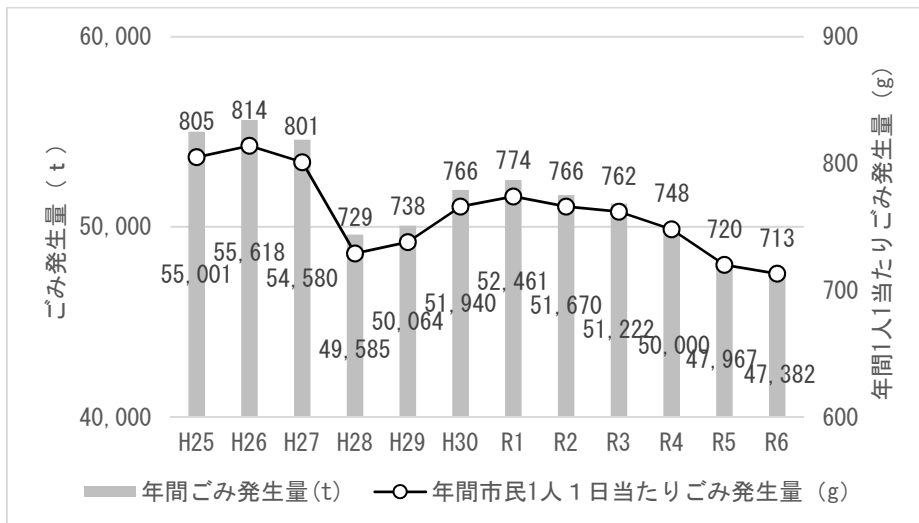


図-33 ごみの排出量の推移

〈資料：清掃事業概要（令和6年度実績）〉

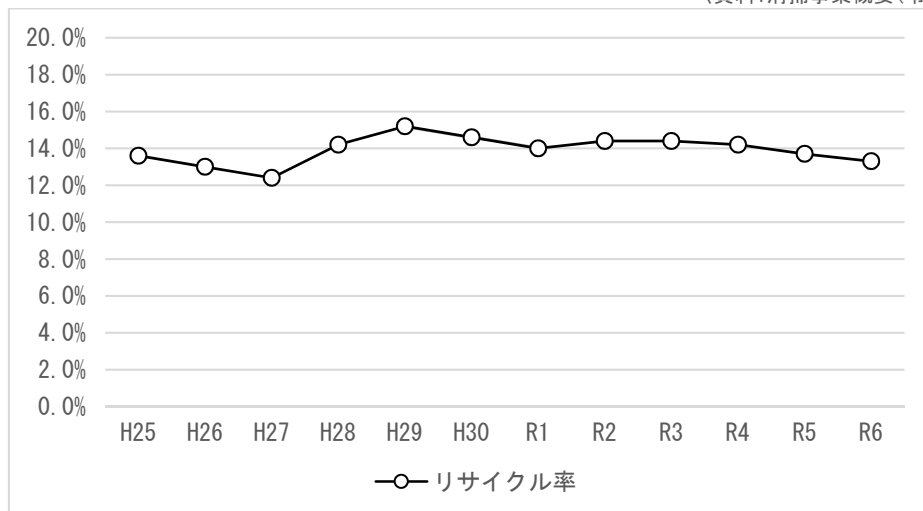


図-34 リサイクル*率の推移

〈資料：清掃事業概要（令和6年度実績）〉

■ごみ減量化・資源化事業

- ・再資源化事業推進奨励金事業
- ・生ごみ堆肥化容器設置費等補助金交付制度
- ・和泉市ごみ減量等推進員制度
- ・校区・地域美化清掃活動
- ・「ごみ分別辞典」の発行

(20) 水・エネルギー

水道利用量は横ばい、都市ガス利用量は減少に転じる

令和5（2023）年度の市民1人あたりの1日平均配水量は、293リットルで、近年は横ばいで推移しています。

また、平成30（2018）年の1戸あたりの都市ガス需要量は783 m^3 で、平成27（2015）年度以降は増加傾向にありましたが、減少に転じました。

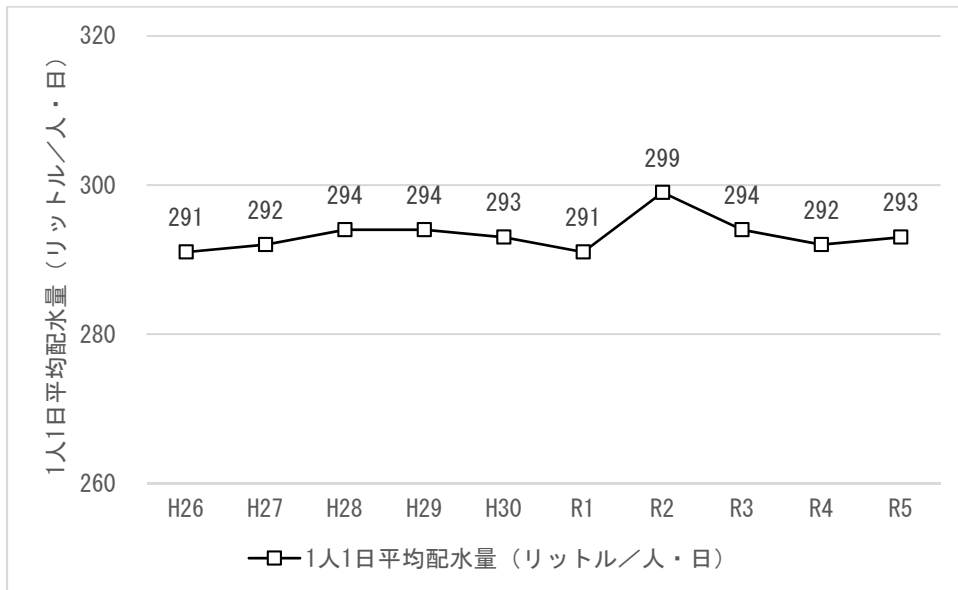


図-35 1人1日平均配水量の推移

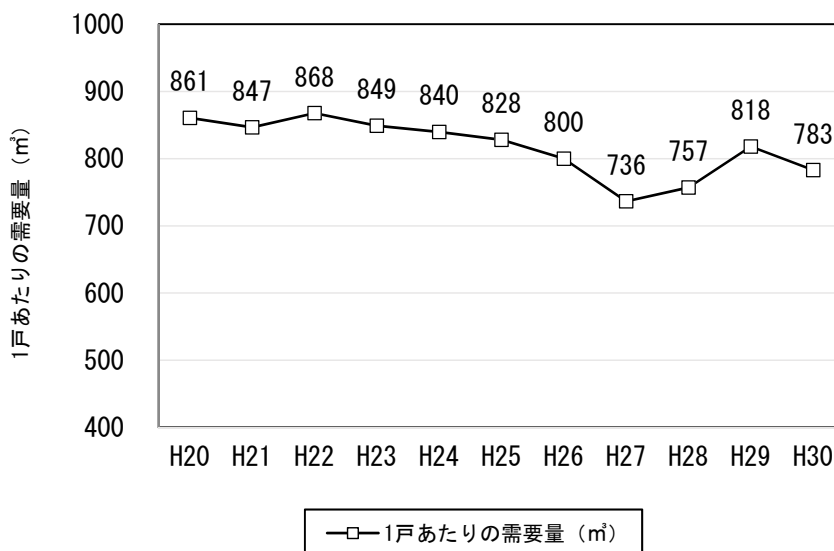


図-36 都市ガス需要量の推移

〈資料:統計いずみ R6年版〉

(21) 温室効果ガス*

二酸化炭素*排出量はやや減少傾向

温室効果ガス*は、大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称で、二酸化炭素*、メタン、フロン*などが該当しています。

本市における令和4(2022)年度の二酸化炭素*排出量は706千t-CO₂で、平成25(2013)年度以降は減少傾向にありましたが再び増加しました。内訳を見ると、令和4(2022)年度は350千t-CO₂が民生部門由来となっており、部門別では最多となっています。

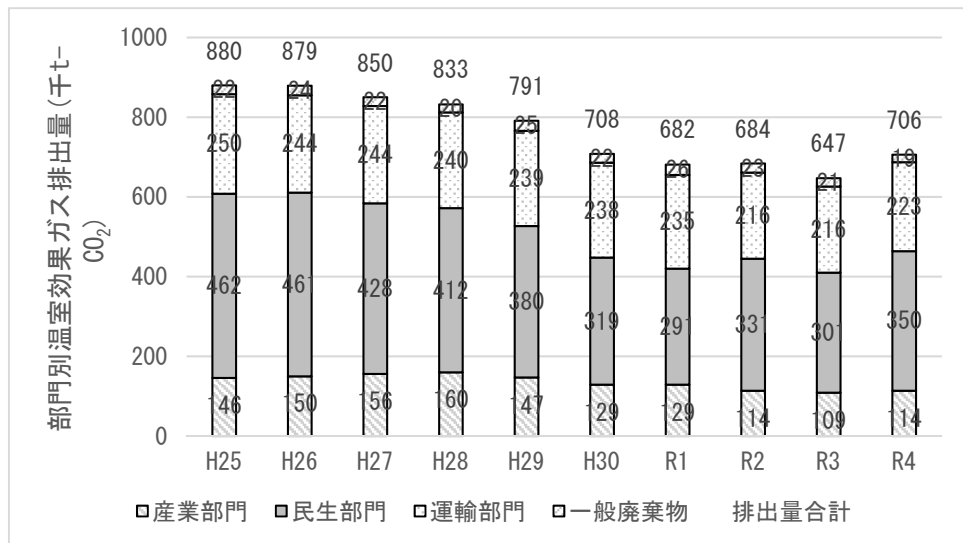


図-37 部門別 CO₂排出量の推移

〈資料：環境省・部門別 CO₂排出量の現況推計〉

(22) 環境保全啓発活動

市民への普及啓発活動として多様な施策を実施

本市では、市民の方に環境保全についての知識の普及や啓発を目的とした、多様な施策を実施しており、たくさんの市民の方に参加していただいています。

【星空観察会】

自分たちの住んでいる地域の大気汚染状況を知る比較的簡単にできる方法として、星の観察を年1回実施し、「火星の接近」などの話題性のある天文現象を観察対象とする方法で実施しています。毎年、小学生を中心にたくさんの方々に参加いただいています。

【水辺の自然観察会】

毎年、市民参加を得て、水辺での水生生物や植物などの自然観察会を実施しています。

観察会を通して、水辺環境や河川水質保全の重要性について、理解と認識を深めてもらう機会としています。

見つかった水生生物に応じて、水質を4段階で判定しています。

【みどりのツーリズム事業】

自然環境の保全の重要性について理解と認識を深めてもらうことを目的に、山林・里山などにて陸生生物や植物などの自然観察会を実施しています。

また、市内の小学校等で出前授業を開催し、自然環境への関心を深めていただく機会を創出しています。

【いずみ環境くらぶ】

市民・事業者及び市のコミュニケーションの確立と、お互いの信頼を築くために、市民及び事業者が主体的に環境保全活動に取り組み、交流できる場として、「いずみ環境くらぶ」を平成14(2002)年に設立しました。

いずみ環境くらぶでは、市民レベルでの環境保全活動の環を広げ、本市における環境保全活動の先導役となることが期待されており、行政としてこの活動を支援しています。

【環境フェスタ】

ソーラーモーターカー工作教室や、移動式プラネタリウムの設置など、脱炭素化の推進と環境学習の機会の創出を目的に様々な取組を行っています。令和7(2025)年度は計2回実施しました。

(23) 地域経済循環分析* (分析対象データ年：平成27(2015)年)

《生産》①住宅賃貸業が最も付加価値を稼いでいる産業。②製造業では、建設業、はん用・生産用・業務用機械、その他の製造業が付加価値を稼いでいる産業。③第三次産業では、住宅賃貸業、公保健衛生・社会事業、小売業が付加価値を稼いでいる産業。

《分配》④第三次産業の雇用者所得への分配が大きい。⑤夜間人口一人当たり所得は3.31百万円/人であり、全国平均と比べて低い。

《支出》⑥建設業、はん用・生産用・業務用機械、その他の製造業が域外から所得を稼いでいる。⑦消費は域内に流入している(地域住民の消費額の1割未満)。⑧投資は域外に流出している(地域住民・事業所の投資額の3割程度)。

《エネルギー・CO₂》⑨エネルギー代金が171億円域外流出している(GRPの4.0%)。⑩エネルギー代金の流出では石炭・原油・天然ガスの流出額が最も高く、次いで電気の流出額が大きい。⑪再生可能エネルギー*のポテンシャルは地域で使用しているエネルギーの0.10倍である。⑫CO₂排出量は民生部門が最も高く、494千tCO₂/年である。夜間人口一人当たりのCO₂排出量は4.77tCO₂/年/人であり、全国平均と比較して低い水準である。

	和泉市	岸和田市	伊丹市	宇治市				
人口	186,109人(2015) 参考：185,808人(2020.4)	194,911人(2015) 参考：193,615人(2020.4)	196,883人(2015) 参考：198,384人(2020.5)	184,678人(2015) 185,472人(2020.4)				
総生産	4,229億円	4,852億円	6,193億円	6,244億円				
付加価値	1. 住宅賃貸業 623億円 2. 保健衛生・社会事業 465億円 3. 小売業 323億円 4. 建設業 310億円	1. 住宅賃貸業 811億円 2. 保健衛生・社会事業 532億円 3. 小売業 311億円 4. 運輸業・郵便業 289億円	1. 住宅賃貸業 821億円 2. 公務 579億円 3. 小売業 534億円 4. 保健衛生・社会事業 457億円	1. その他の製造業 1,403億円 2. 住宅賃貸業 623億円 3. 保健衛生・社会事業 567億円 4. 食料品 425億円				
雇用者所得	2,331億円 1. 保健衛生・社会事業 386億円 2. 建設業 242億円 3. 小売業 217億円 4. 教育 166億円	2,507億円 1. 保健衛生・社会事業 443億円 2. 小売業 209億円 3. 運輸・郵便業 197億円 4. 建設業 165億円	3,219億円 1. 保健衛生・社会事業 381億円 2. 小売業 358億円 3. 公務 324億円 4. 運輸・郵便業 263億円	3,445億円 1. その他の製造業 831億円 2. 保健衛生・社会事業 470億円 3. 公務 233億円 4. 小売業 225億円				
民間消費の流入出	121億円流入(消費の約2.4%)	420億円流入(消費の約7.4%)	147億円流出(消費の2.6%)	742億円流出(消費の15.1%)				
CO ₂ 排出量 (部門別)	887千tCO ₂ /年		1,072千tCO ₂ /年		2,158千tCO ₂ /年		1,075千tCO ₂ /年	
	【産業部門】		【産業部門】		【産業部門】		【産業部門】	
	製造業	140千tCO ₂ /年	製造業	203千tCO ₂ /年	製造業	1,396千tCO ₂ /年	製造業	304千tCO ₂ /年
	建設・鉱業	7千tCO ₂ /年	建設・鉱業	12千tCO ₂ /年	建設・鉱業	11千tCO ₂ /年	建設・鉱業	9千tCO ₂ /年
	農林水産	2千tCO ₂ /年	農林水産	1千tCO ₂ /年	農林水産	1千tCO ₂ /年	農林水産	2千tCO ₂ /年
	【民生部門】		【民生部門】		【民生部門】		【民生部門】	
	家庭	242千tCO ₂ /年	家庭	273千tCO ₂ /年	家庭	245千tCO ₂ /年	家庭	280千tCO ₂ /年
	業務	252千tCO ₂ /年	業務	305千tCO ₂ /年	業務	307千tCO ₂ /年	業務	271千tCO ₂ /年
【運輸部門】		【運輸部門】		【運輸部門】		【運輸部門】		
旅客自動車	144千tCO ₂ /年	旅客自動車	148千tCO ₂ /年	旅客自動車	115千tCO ₂ /年	旅客自動車	132千tCO ₂ /年	
貨物自動車	86千tCO ₂ /年	貨物自動車	111千tCO ₂ /年	貨物自動車	68千tCO ₂ /年	貨物自動車	62千tCO ₂ /年	
鉄道	14千tCO ₂ /年	鉄道	15千tCO ₂ /年	鉄道	15千tCO ₂ /年	鉄道	14千tCO ₂ /年	
船舶	0千tCO ₂ /年	船舶	4千tCO ₂ /年	船舶	0千tCO ₂ /年	船舶	0千tCO ₂ /年	

1-2 上位・関連計画

(1) 国の環境基本計画の変遷

- ・ 第五次環境基本計画では、SDGs*の考え方も活用しながら、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、「新たな成長」につなげていくことが位置づけられました。
- ・ また、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏*」の考え方を新たに提唱し、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組みを推進する計画となっています。

国の環境基本計画の変遷（各計画の特徴）

第一次 平成6（1994）年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「循環」、「共生」、「参加」及び「国際的取組」 ・ 施策の大綱、各主体の役割、政策手段の在り方
第二次 平成12（2000）年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「理念から実行への展開」 →11 の分野について戦略的プログラム ・ 「計画の実効性の確保」 →推進体制の強化（各府省による環境配慮の方針の作成など）や、進捗状況の点検の強化
第三次 平成18（2006）年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上」 ・ 市民、企業など各主体へのメッセージを明確化 ・ 定量的な目標・指標による進行管理
第四次 平成24（2012）年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続可能な社会を「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成、「安全」がその基盤として確保される社会であると位置づけ ・ 政策領域の統合による持続可能な社会の構築などを設定 ・ 6つの重点分野からなる9つの優先的に取り組む重点分野、東日本大震災からの復旧・復興に係る施策及び放射性物質による環境汚染対策
第五次 平成30（2018）年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ SDGs*の考え方も活用しながら、分野横断的な6つの「重点戦略」を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていく ・ 地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏*」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組みを推進

第五次環境基本計画の概要



第五次環境基本計画の基本的方向性

目指すべき社会の姿

1. 「**地域循環共生圏**」の創造。
2. 「**世界の範となる日本**」の確立。
 - ※ ① **公害を克服した歴史**
 - ② **優れた環境技術**
 - ③ 「**もったいない**」など**循環**の精神や**自然と共生**する伝統を有する我が国だからこそできることがある。
3. これらを通じた、持続可能な循環共生型の社会（「**環境・生命文明社会**」）の実現。



本計画のアプローチ

1. SDGsの考え方も活用し、**環境・経済・社会の統合的向上を具体化**。
 - 環境政策を契機に、あらゆる観点から**イノベーション**を創出
→経済、地域、国際などに関する諸課題の**同時解決**を図る。
→将来にわたって質の高い生活をもたらす「**新たな成長**」につなげていく。
2. **地域資源を持続可能な形で最大限活用**し、経済・社会活動をも向上。
 - 地方部の維持・発展にもフォーカス → **環境で地方を元気に!**
3. より幅広い**関係者と連携**。
 - 幅広い関係者との**パートナーシップ**を充実・強化



第五次環境基本計画における施策の展開

- 分野横断的な**6つの重点戦略を設定**。
→ **パートナーシップ**の下、環境・経済・社会の**統合的向上を具体化**。
→ 経済社会システム、ライフスタイル、技術等あらゆる観点から**イノベーションを創出**。

6つの重点戦略

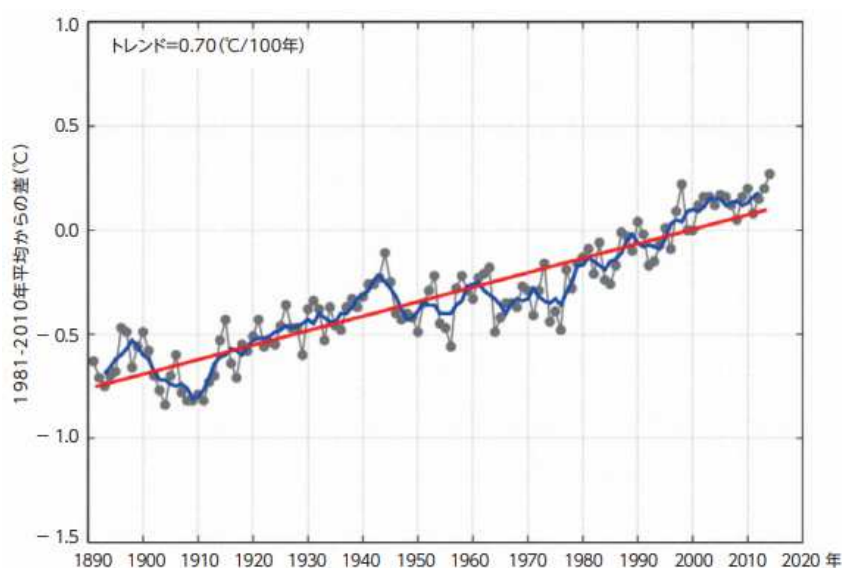
<p>①持続可能な生産と消費を実現する グリーンな経済システムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ E S G投資、グリーンボンド等の普及・拡大 ○ 税制全体のグリーン化の推進 ○ サービライジング、シェアリング・エコノミー ○ 再エネ水素、水素サプライチェーン ○ 都市鉱山の活用 等 	<p>②国土のストックとしての価値の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 気候変動への適応も含めた強靱な社会づくり ○ 生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR) ○ 森林環境税の活用も含めた森林整備・保全 ○ コンパクトシティ・小さな拠点+再エネ・省エネ ○ マイクロプラを含めた海洋ごみ対策 等
<p>③地域資源を活用した持続可能な地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における「人づくり」 ○ 地域における環境金融の拡大 ○ 地域資源・エネルギーを活かした収支改善 ○ 国立公園を軸とした地方創生 ○ 都市も関与した森・里・川・海の保全再生・利用 ○ 都市と農山漁村の共生・対流 等 	<p>④健康で心豊かな暮らしの実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 持続可能な消費行動への転換 (倫理的消費、COOL CHOICEなど) ○ 食品ロスの削減、廃棄物の適正処理の推進 ○ 低炭素で健康な住まいの普及 ○ テレワークなど働き方改革+CO2・資源の削減 ○ 地方移住・二地域居住の推進+森・里・川・海の管理 ○ 良好な生活環境の保全 等
<p>⑤持続可能性を支える技術の開発・普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福島イノベーション・コースト構想→脱炭素化を牽引 (再エネ由来水素、浮体式洋上風力等) ○ 自動運転、ドローン等の活用による「物流革命」 ○ バイオマス由来の化成産物創出 (セルロースナノファイバー等) ○ AI等の活用による生産最適化 等 	<p>⑥国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と 戦略的パートナーシップの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境インフラの輸出 ○ 適応プラットフォームを通じた適応支援 ○ 温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」シリーズ ○ 「課題解決先進国」として海外における「持続可能な社会」の構築支援 等

出典:環境省資料

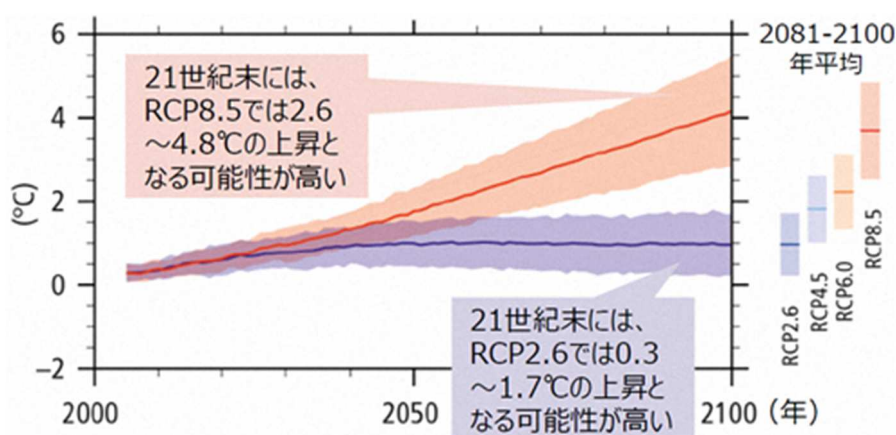
2) 「IPCC*第5次評価報告書」及び「IPCC*1.5°C特別報告書」

- ・ IPCC*第5次評価報告書では、気候システムの温暖化については疑う余地がなく、20世紀半ば以降に観測された温暖化の主な要因は人間活動の可能性が極めて高いと報告されています。
- ・ また、世界の平均地上気温は、全ての排出シナリオで、21世紀にわたって上昇すると予測されています。昭和61(1986)年-平成17(2005)年と比較した21世紀末(2081-2100年)までの気温は、RCP2.6で0.3~1.7°C、RCP8.5で2.6~4.8°C上昇する可能性が高いとされており、どれだけ対策をとっても、世界の平均気温は上昇する可能性が高いことが示されました。
- ・ IPCC*1.5°C特別報告書では、気候変動の脅威への世界的な対応の強化と、持続可能な発展及び貧困撲滅の文脈のなかで、1.5°Cの気温上昇にかかる影響、リスク及びそれに対する適応、関連する排出経路、温室効果ガス*の削減(緩和)などについて報告されています。

世界平均気温水位



気温と海面水位の将来予測



出典:IPCC*

※RCPとは「代表濃度経路シナリオ」のこと。RCP2.6は2100年の温室効果ガス*排出量の最も低いシナリオで、RCP8.5は最も高いシナリオ。

3) パリ協定*の採択と本格的な気候変動対策に向けた取組みの加速

① 気候変動枠組み条約締約国会議（COP*21）におけるパリ協定*の採択及び発行

- ・ 平成27（2015）年11月フランスパリにおいて、気候変動枠組み条約締約国会議（COP*21）が開催され、約150を超える国の首脳が参集し、採択されたパリ協定*では、「気温上昇2℃未満に抑える」「今世紀後半に人為的な温室効果ガス*の実質排出ゼロ」といった目標が盛り込まれました。
- ・ パリ協定*は、歴史上はじめて、すべての国が参加する公平な合意となり、COP*21には、世界の約100名の大手企業CEOが参加し、気候変動を軸に経済の主流派も動き出しており、本格的な気候変動対策に向けた取組みが加速しています。

【パリ協定*の概要】

- 世界共通の長期目標として気温上昇2℃目標の設定。1.5℃に抑える努力を迫及することに言及。
- 今世紀末には人為的な温室効果ガス*の実質排出量ゼロをめざす。
- 主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新。
- 我が国提案の二国間クレジット制度（JCM）を含めた市場メカニズムの活用を位置付け。
- 適応の長期目標の設定、各国の適応計画プロセスや行動の実施、適応報告書の提出と定期的更新。
- 先進国が資金の提供を継続するだけでなく、途上国も自主的に資金を提供。
- すべての国が共通かつ柔軟な方法で実施状況を報告し、レビューを受けること。
- 5年ごとに世界全体の実施状況を確認する仕組み。

② 「緩和」と「適応」の取組みの加速

- ・ 気候変動対策の緩和策*と適応策*は車の両輪の関係であり、政府は、地球温暖化*対策推進法と気候変動適応法の二つを礎に、気候変動対策を推進しています。
- ・ 緩和に向けては、パリ協定*に基づく温室効果ガス*の低排出型の発展のための長期的な戦略として、「パリ協定*に基づく成長戦略としての長期戦略」を、令和元（2019）年6月に地球温暖化*対策推進本部で了承するとともに、閣議決定し国内の取組みを加速させています。
- ・ 適応に向けては、平成30（2018）年12月に気候変動適応法が施行され、我が国における適応策*の法的位置づけが明確化され、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策*を推進するための法的仕組みが整備されるとともに、気候変動適応計画が平成30（2018）年11月に閣議決定され、地域における適応の取組みの推進に向けた基盤づくりを進めています。

③ グリーンリカバリー*の政策の加速

- ・ 新型コロナウイルス*の世界的な感染拡大により、経済や世界中の人々の暮らしや事業活動に大きな影響が出ました。
- ・ 令和2（2020）年4月にドイツと英国の主催でオンライン開催された第11回ペータースベルク気候対話において、約30か国の主要先進・途上国の閣僚級、国連事務総長、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局長らが出席し、新型コロナウイルス*感染症による経済危機からの復興と気候変動政策及び持続可能な開発目標（SDGs）*政策を融合させる「グリーンリカバリー*」の重要性が共有されました。

(3) 国内の主な動き

1) 地域循環共生圏*の提唱

- ・ 第五次環境基本計画では、国連「持続可能な開発目標（SDGs）*」や「パリ協定*」といった世界を巻き込む国際な潮流や複雑化する環境・経済・社会の課題を踏まえ、複数の課題の統合的な解決というSDGs*の考え方も活用した「地域循環共生圏*」を提唱しています。
- ・ 「地域循環共生圏*」とは、各地域が美しい自然景観などの地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方で、「地域循環共生圏*」の創造による持続可能な地域づくりを通じて、環境で地方を元気にするとともに、持続可能な循環共生型の社会を構築するものです。
- ・ 「地域循環共生圏*」の具体化を目指すに当たって、地域内の資金の流れがどのようになっているか、環境施策などの実施によりそれがどう変化するかを把握することが重要であり、地域の特性をより簡易に把握するための自動分析ツール「地域経済循環分析*」ツールが構築されています。



出典：環境省 HP

2) 温室効果ガス*削減に関する国の削減目標

- ・ COP*21 で採択されたパリ協定*や国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、我が国の地球温暖化*対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化*対策計画」が平成28（2016）年5月13日に閣議決定されました。
- ・ 計画では、令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比で26%削減するという中期目標について、各主体が取り組むべき対策や国の施策が示されています。
- ・ 令和2（2020）年10月に、菅首相は、臨時国会の冒頭の所信表明演説にて、「50年までに温室効果ガス*の排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル、脱炭素*社会の実現を目指すことをここに宣言する」と表明しました。この宣言を皮切りに、現在、国の地球温暖化*対策計画やエネルギー基本計画などの見直しが加速するとともに、脱炭素*化技術支援への2兆円の基金が創設されています。

地球温暖化*対策の基本的考え方

1. 環境・経済・社会の統合的向上	・ 経済活性化、雇用創出、地域が抱える問題の解決につながるよう、地域資源、技術革新、創意工夫をいかに。 例：徹底した省エネルギーの推進、再生可能エネルギー*の最大導入、技術開発の一層の加速化や社会実装、ライフスタイル・ワークスタイルの変革など。
2. 「日本の約束草案」に掲げられた対策の着実な実行	・ 自主的手法、規制的手法、経済的手法、情報的手法など多様な政策手段を、有効に活用し、着地に施策を実行する。
3. 「パリ協定*への対応」	・ パリ協定*で世界の共通目標となった2℃目標の達成に貢献するため、長期的な温室効果ガス*の大幅削減に向け、着実な対応、検討を行う。
4. 研究開発の強化と優れた低炭素技術の普及等による世界の温室効果ガス*削減への貢献	・ 「エネルギー・環境イノベーション戦略」に基づき、有望分野に関する革新的技術の研究開発を強化していく。加えて、JCMなどを通じて、優れた低炭素技術などの普及や地球温暖化*緩和活動の実施を推進する。
5. 全ての主体の意識の改革、行動の喚起、連携の強化	・ 情報を、なるべく目に見える形で伝わるよう、積極的に提供・共有し、それらを伝え実践する人材の育成、広報普及活動を行い、国民各界各層における意識の改革と行動の喚起につなげる。
6. 評価・見直しプロセス（PDCAの重視）	・ 対策評価指標などを用いつつ厳格に点検し、必要に応じて、機動的に本計画を見直す。

3) 気候変動適応法の制定と気候変動適応計画の閣議決定

- ・ 近年、強い台風や集中豪雨、気温の上昇による熱帯夜の増加など異常気象により、農水産物の収穫への影響や暮らしに甚大な被害が報告されています。
- ・ 国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC*）第5次評価報告書では、将来、温室効果ガス*の排出量がどのようなシナリオをとったとしても、世界の平均気温は上昇し、21世紀末に向けて、気候変動の影響のリスクが高くなると予測されています。このため、気候変動の影響に対処するため、温室効果ガス*の排出の抑制などを行う「緩和」だけでなく、すでに現れている影響や中長期的に避けられない影響に対して「適応」を進めることが求められています。
- ・ 国において平成30（2018）年12月に「気候変動適応法」が施行されました。また、平成30（2018）年11月に「気候変動適応計画」が閣議決定されました。同計画では、気候変動の影響は、気候、地理、社会経済条件などの地域特性によって大きく異なることから、地域での適応の推進について、地方公共団体は、地域の実情や特性に応じた気候変動適応策*を主体的に検討し、取り組むことが重要とされています。

気候変動適応法の概要

[平成三十年法律第五十号]
平成30年6月13日公布
平成30年12月1日施行予定

(参考) 気候変動適応法の概要

1. 適応の総合的推進

- 国、地方公共団体、事業者、国民が気候変動適応の推進のため担うべき役割を明確化。
- 国は、農業や防災等の各分野の適応を推進する**気候変動適応計画**を策定。その進展状況について、把握・評価手法を開発。（閣議決定の計画を法定計画に格上げ。更なる充実・強化を図る。）
- **気候変動影響評価**をおおむね5年ごとに行い、その結果等を勘案して計画を改定。

各分野において、信頼できるきめ細かな情報に基づく効果的な適応策の推進

水産業 農林	水資源 水環境	生態系 自然	自然災害	健康	経済活動 産業	国民生活
-----------	------------	-----------	------	----	------------	------

将来影響の科学的知見に基づき、

- ・ 高温耐性の農作物品種の開発・普及
- ・ 魚類の分布域の変化に対応した漁場の整備
- ・ 堤防・洪水調整施設等の着実なハード整備
- ・ ハザードマップ作成の促進
- ・ 熱中症予防対策の推進

等

2. 情報基盤の整備

- 適応の**情報基盤の中核として国立環境研究所を位置付け**。

「気候変動適応情報プラットフォーム」（国立環境研究所サイト）の主なコンテンツ

コメの収量の将来予測

砂浜消失率の将来予測

※品質の良いコメの収量

<http://www.adaptation-platform.nies.go.jp/index.html>

3. 地域での適応の強化

- 都道府県及び市町村に、**地域気候変動適応計画**策定の努力義務。
- 地域において、適応の情報収集・提供等を行う体制（**地域気候変動適応センター**）を確保。
- **広域協議会**を組織し、国と地方公共団体等が連携して地域における適応策を推進。

4. 適応の国際展開等

- 国際協力の推進。
- 事業者等の取組・適応ビジネスの促進。

出典：環境省資料

- 125 -

4) 「持続可能な開発のための教育（ESD*）に関するグローバル・アクション・プログラム」実施計画

- 本実施計画においては、平成25（2013）年の第37回ユネスコ総会において採択された「ESD*に関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」が定める5つの優先行動分野「①政策的支援」「②機関包括型アプローチ」「③教育者」「④ユース」「⑤地域コミュニティ」に沿って、関係省庁が取り組んでいく事項を記載しています。

＜ステークホルダーの取組み＞

（1）政策的支援（ESD*に対する政策的支援）

- 「ESD*活動支援センター（全国・地方）」による全国的なESD*支援のためのネットワーク機能の体制整備をはじめとして、a) 教育政策へのESD*の位置づけ、b) 持続可能な開発に関する政策へのESD*の反映、c) 多様なステークホルダーの連携の促進、d) 国際的なESD*の推進、を政策的に支援する施策について記載。

（2）機関包括型アプローチ（ESD*）への包括的取組

- ESD*を推進するモデル校の育成等、様々な機関が組織全体としてESD*の実践に取り組むことを促進し、その取組みを支援する施策について記載。

（3）教育者（ESD*を実践する教育者の育成）

- 「ESD*実践の手引（仮称）」を活用した教職員研修や教材の作成等、教員を含む様々なESD*実践者の能力を育成する施策を記載。

（4）ユース（ESD*）を通じて持続可能な開発のための変革を進める若者の参加の支援

- ユースフォーラムの開催や全国ユース環境ネットワーク促進事業の実施等、持続可能な社会の担い手であるユースの参加を支援する施策について記載。

（5）地域コミュニティ（ESD*を通じた持続可能な地域づくりの促進）

- 多様なステークホルダーのネットワークの構築や、地方環境パートナーシップオフィスにおけるコーディネート推進、ESD*コンソーシアム事業の拡充等、地域における多様なESD*に関する学習の機会の提供等に関する施策について記載

5) 「環境教育等による環境保全の取組みの促進に関する法律」改正

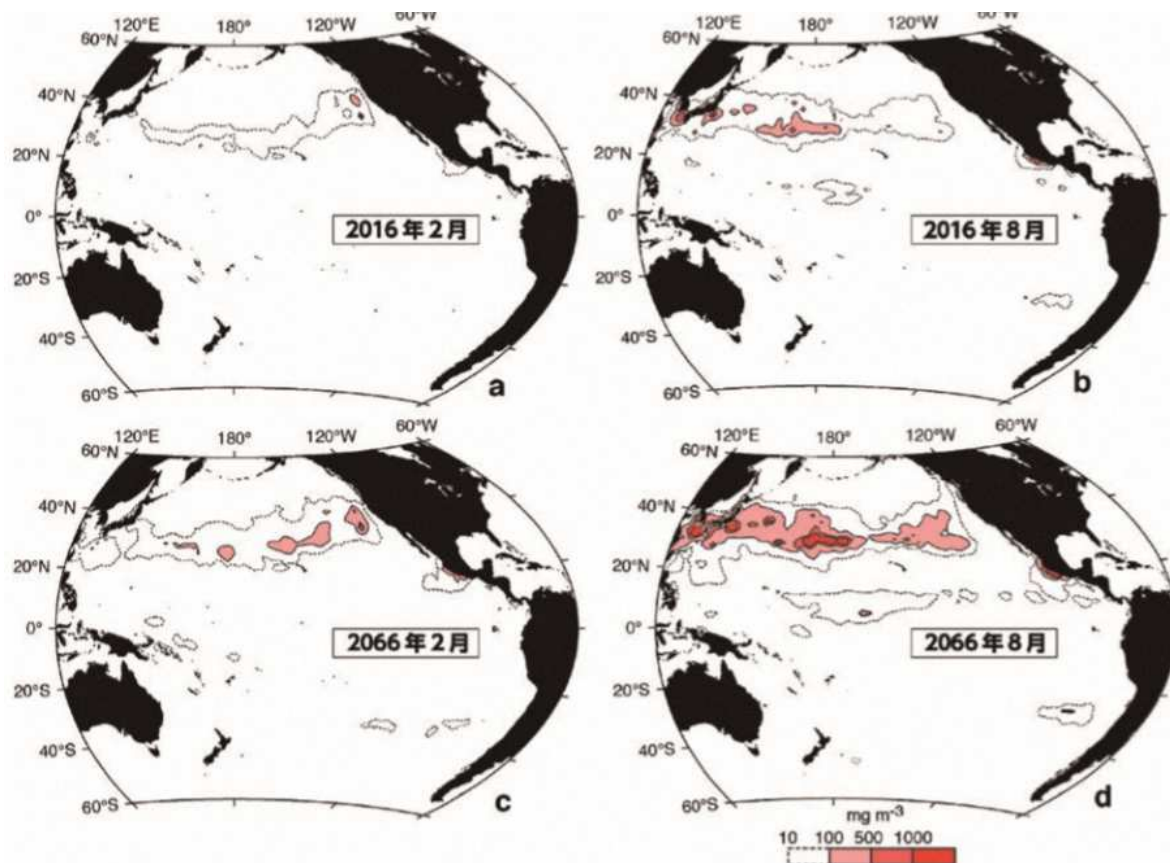
- 環境を軸とした成長を進める上で、環境保全活動や行政・企業・民間団体等との協働がますます重要になっていること、国連「持続可能な開発のための教育（ESD*）の10年」の動きや、学校における環境教育の関心の高まりなどを踏まえ、自然との共生の哲学を活かし 人間性豊かな人づくりにつながる環境教育をなお一層充実させる必要なことから本法律は平成26（2014）年に改正が行われ、令和2（2020）年度から小学校から順次、学校現場での取組みがスタートします。

旧法	改正法によるポイント
<p>「どこでも誰でも環境学習」をスローガンに、体験学習のリーダー育成を中心に詳細規定をおいたが、他は訓示規定</p>	<p>体験学習に重点を置いた取組みから、幅広い実践の人材づくりへと取組みを発展させるため、具体的規定を充実</p>
<p>基本理念等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自発的意思の尊重、多様な主体の参加と地域住民の福祉の維持向上等 	<p>基本理念等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法目的に、協働取組の推進を追加 ・基本理念・定義規定に、生命を尊ぶこと、経済社会との統合的発展等を追加
<p>②地方自治体による推進枠組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境教育・環境保全の意欲の増進についての方針等 <p><訓示規定></p>	<p>②地方自治体による推進枠組みの具体化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境教育・協働取組推進の行動計画 ・地域協議会などの手続を具体的に規定
<p>③学校教育における環境教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国・自治体は、学校教育等における体験学習等の充実、教員の資質向上の措置 <p><網羅的だが抽象的></p>	<p>③学校教育における環境教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の整備や教育活動での環境配慮の促進の規定を追加 ・学校教育で体系的な環境教育が行われるよう、教材開発、教員研修の充実等を追加するなど、詳細化
<p>④環境教育等の基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材認定等事業（環境教育人材を育成又は認定する事業の登録制度） ・国、自治体における環境保全の意欲の増進に関する体制の整備 	<p>④環境教育等の基盤強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材認定等事業の登録対象に協働取組の促進に必要な人材（ファシリテーター等）の認定や環境教育の教材開発等を追加 ・環境教育等支援団体の指定
<p>⑤体験の機会の場の提供の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国は、自然体験等の機会の場の提供を促進 <p><詳細規定なし></p>	<p>⑤体験の機会の場の提供の仕組み導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然体験等の機会の場の都道府県による認定制度の導入
<p>⑥協働取組の在り方の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国は、協働取組の方法等を周知 <p><詳細規定なし></p>	<p>⑥環境行政への民間団体の参加及び協働取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共サービスへの民間団体の参入機会の増進に係る配慮 ・協働取組推進のための協定制度の導入 ・事業型環境 NPO の活動支援

6) プラスチックを取り巻く状況と資源循環体制の構築

- ・ プラスチックは、不適正な処理のため世界全体で年間数百万トンを超える陸上から海洋へのプラスチックごみの流出があると推計した研究もあり、地球規模での環境汚染が懸念されています。
- ・ 従来の天然資源を利用し、製品を製造し、使用・廃棄するという直線型の経済から、使用・廃棄された後に極力資源としてまた製品の原材料などに循環させていく循環型の経済にシフトしようという動きが国際的に活発化しています。
- ・ 我が国が世界に先んじて循環経済に移行し、幅広い資源循環産業の発展を実現することで国際競争力の強化につなげていくという視点が重要となってきています。
- ・ 令和元（2019）年6月に大阪市で開催された G20 サミットにおいても主要テーマのひとつとして話し合わせ、新たな海洋プラスチック汚染を令和 32（2050）年までにゼロにする事を目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。

平成 28(2016)年時点と 50 年後の 2 月と 8 月における
海洋表層のマイクロプラスチック*重量濃度分布



資料：Isobe et al., 2018, Net Comm

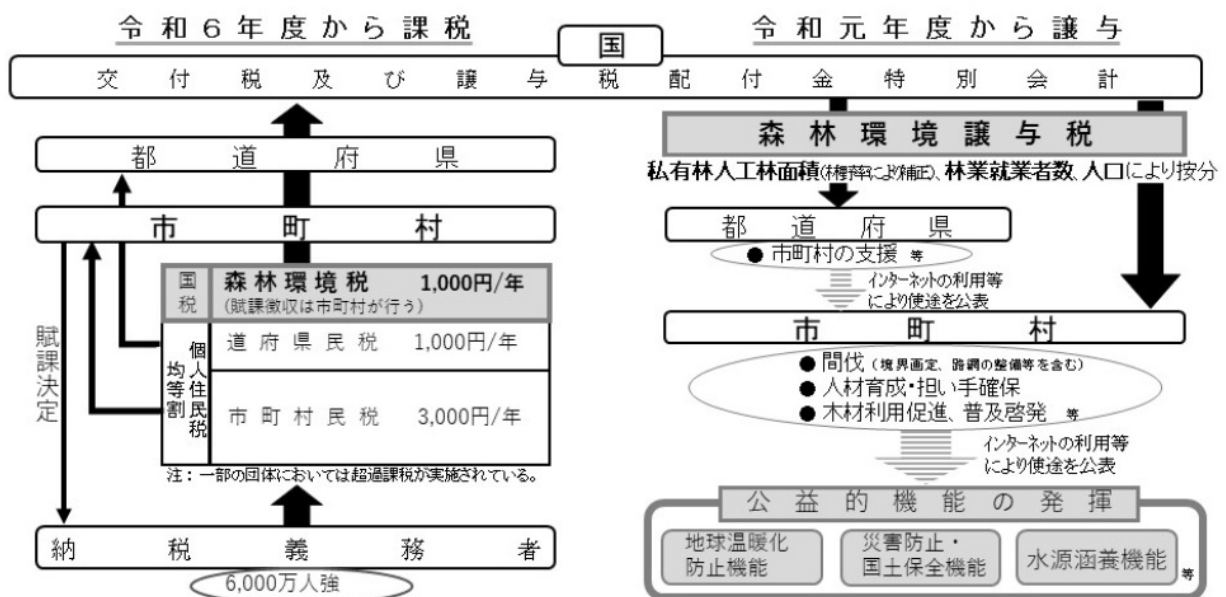
出典：環境省資料

7) 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律*の創設

- ・ パリ協定*の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス*排出削減目標の達成や災害防止などを図るため、森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税*が創設されました。
- ・ 「森林環境税」は、令和6(2024)年度から、個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収するものです。
- ・ 「森林環境譲与税」は、市町村による森林整備の財源として、令和元(2019)年度から、市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されています。

森林環境税及び森林環境譲与税の制度設計イメージ

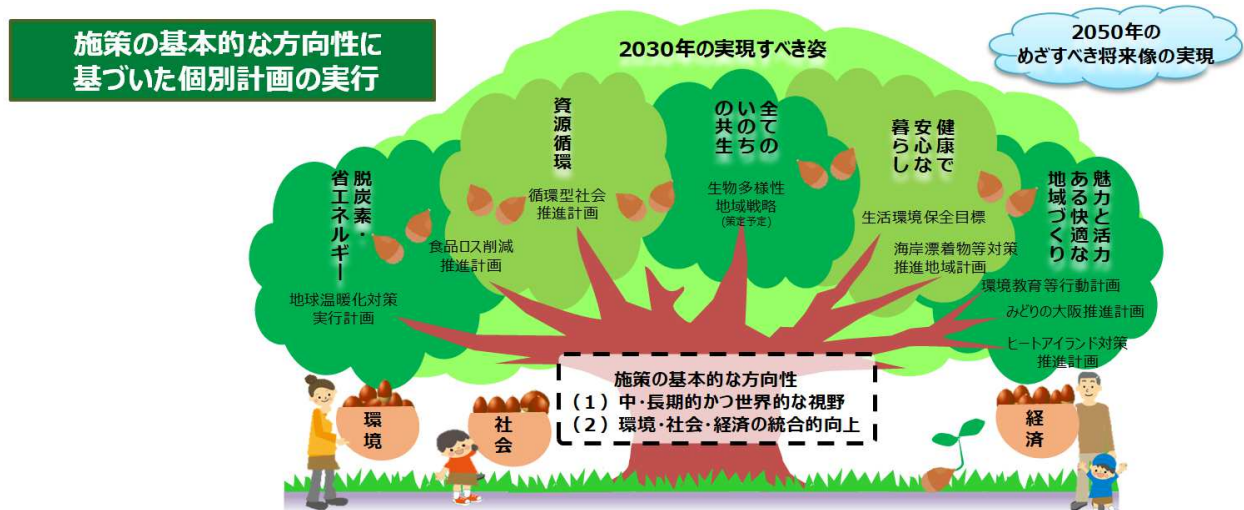
森林整備等のために必要な費用を、国民一人一人が広く等しく負担を分任して森林を支える仕組み



出典：林野庁 HP

(4) 2030 大阪府環境総合計画について

- 大阪府環境基本条例に基づき策定されているもので、気候変動など深刻化する環境問題と、様々な社会経済課題との密接な関係を踏まえ、今後は環境・社会・経済の各課題の同時解決と総合的向上が重要となるため、持続可能な社会に向けて 2050 年の目指すべき将来像と、それを見据えた 2030 年の実現すべき姿、及びその実現に向けた施策の基本的な方向性を明確化しています。
- 当該計画では、2050 年のめざすべき将来像を「大阪から世界へ、現在から未来へ、府民がつくる暮らしやすい持続可能な社会」としています。また、2021 年から 2030 年を「いのち輝く SDGs 未来都市・大阪 -環境施策を通じて-」をテーマに具体的な取組を速やかに展開すべき重要な期間として、「脱炭素・省エネルギー」、「資源循環」、「全てのいのちの共生」、「健康で安心な暮らし」、「魅力と活力ある快適な地域づくり」の 5 つの環境施策分野ごとに「実現すべき姿」を整理し、個別計画に反映させることにより、取組を推進しています。



施策の基本的な方向性を幹とし、分野別の個別計画を枝として施策を展開することにより樹木が成長し、その成果が果実となり、環境・社会・経済に恩恵を及ぼすことを通して、2030年「いのち輝くSDGs未来都市・大阪」を実現し、2050年の将来像の実現につなげます。

2030 大阪府環境総合計画の概要図

出典：大阪府資料

2. 和泉市環境審議会諮問・答申

(諮問)

和泉環第2850号
令和3年3月19日

和泉市環境審議会会長 様

和泉市長 辻 宏康



第3次和泉市環境基本計画(案)について(諮問)

和泉市環境基本条例第21条第2項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

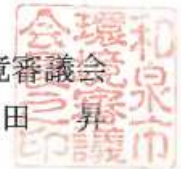
和泉市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「第3次和泉市環境基本計画」について和泉市環境審議会の意見を求めます。

(答申)

和泉環審第8号
令和3年3月26日

和泉市長 辻 宏康 様

和泉市環境審議会
会長 増田 昇



第3次和泉市環境基本計画（案）について（答申）

令和3年3月19日付け和泉環第2850号で諮問のあった第3次和泉市環境基本計画（案）について、当審議会で慎重に審議し、とりまとめましたので、別添のとおり答申します。

なお、計画の推進にあたっては、市民等・事業者・市がそれぞれの役割と責任を果たし、和泉市の望ましい環境像と持続可能な社会の実現に向け、取り組まれるよう要望します。

3. 和泉市環境審議会委員名簿（第3次和泉市環境基本計画策定時）

（順不同・敬称略）

役名	団体・機関役職名	氏名	備考
会長	大阪府立大学名誉教授	増田 昇	
副会長	桃山学院大学社会学部教授	巖 圭介	
	和泉市町会連合会副会長	浅井 睦夫	
委員	市議会都市環境委員会委員長	早乙女 実	令和2年10月8日まで
		坂本 健治	令和2年10月9日から
	市議会都市環境委員会副委員長	森 久住	令和2年10月8日まで
		関戸 繁樹	令和2年10月9日から
	龍谷大学農学部教授	竹歳 一紀	
	近畿大学総合社会学部教授	藤田 香	
	大阪府立大学人間社会システム科学研究科教授	竹中 規訓	
	大阪工業大学工学部准教授	藤森 啓一	
	大阪市立大学大学院工学研究科准教授	吉田 長裕	
	和泉市医師会々長	泉谷 良	
	和泉市薬剤師会々長	大谷 美智代	
	和泉商工会議所会頭	山本 恭弘	
	和泉商工会議所女性会副会長	杉本 隆子	令和2年7月26日まで
		古下 睦美	令和2年7月27日から
	和泉市商店連合会副会長	河合 徹	
	いずみの農業協同組合代表理事専務	辻 林 修	
	和泉市農業委員会々長	井阪 正明	令和2年7月26日まで
		友田 博文	令和2年7月27日から
	大阪府和泉保健所衛生課課長	石井 篤嗣	
	市民公募委員	橋本 恵	
市民公募委員	梁取 征弘		
和泉商工会議所専務理事	橋本 隆次		
市民公募委員	辻 博彬		
市民公募委員	稲井 佳奈枝		

4. 第3次和泉市環境基本計画専門部会委員名簿

令和3年2月18日現在（順不同・敬称略）

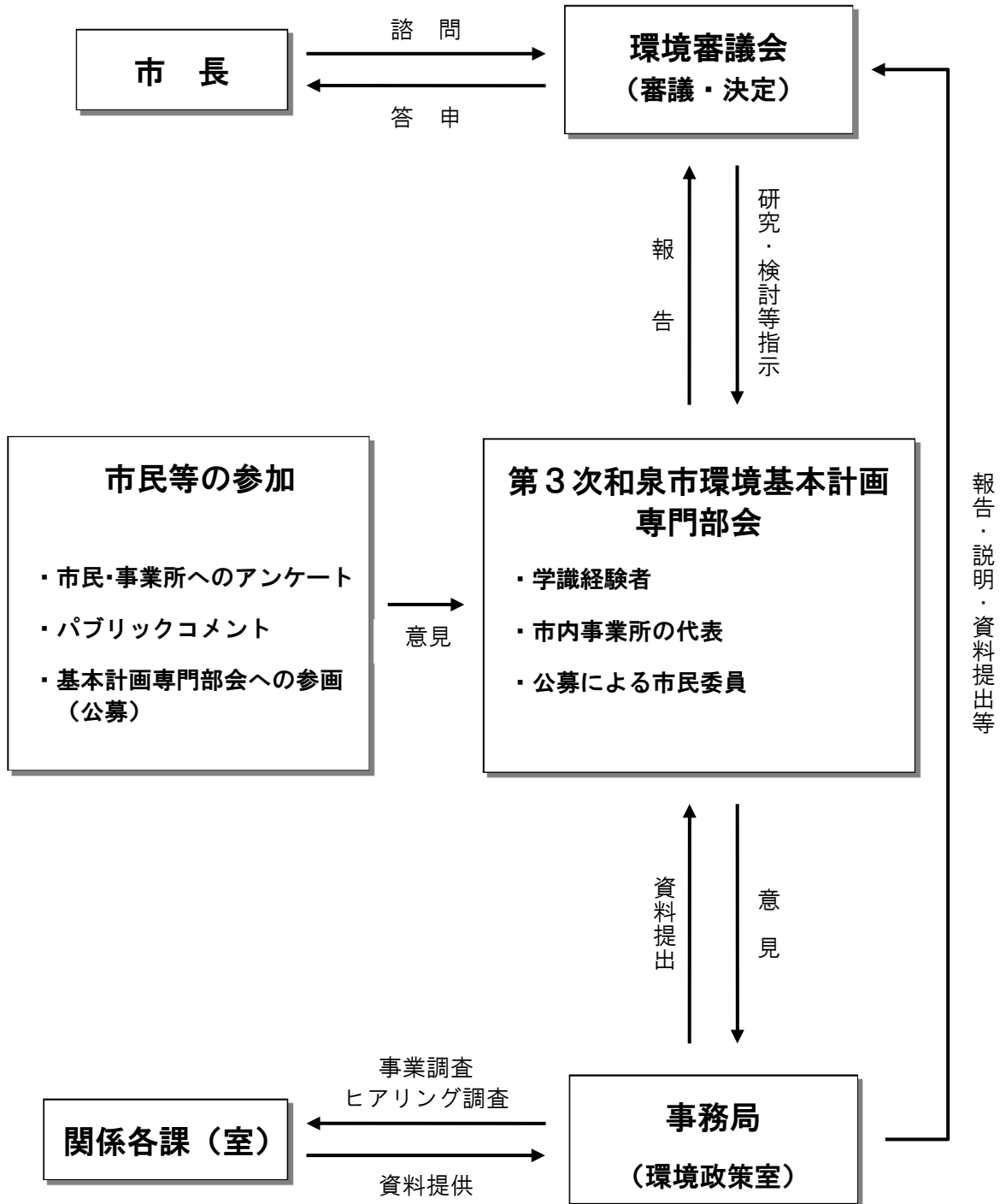
役名	団体・機関役職名	氏名	備考
部会長	桃山学院大学社会学部教授	巖 圭介	
委員	近畿大学総合社会学部教授	藤田 香	
	和泉市商店連合会副会長	河合 徹	
	和泉商工会議所専務理事	橋本 隆次	
	市民公募委員	橋本 恵	
	市民公募委員	梁取 征弘	
	市民公募委員	辻 博彬	
	市民公募委員	稲井 佳奈枝	

※ 部会長は平成31(2019)年1月28日付開催「平成30年度第2回和泉市環境審議会」にて、増田会長より指名。
 （和泉市環境審議会規則第5条第2項に基づく）

5. 第3次和泉市環境基本計画策定の経緯

年月日	内容
平成31年1月28日	和泉市環境審議会【平成30年度第2回】 ◆ 第3次和泉市環境基本計画について（報告） 環境基本計画専門部会の設立の承認、専門部会長の指名、 市民委員（臨時委員）の追加公募の決定
令和元年5月1日 ～令和元年5月31日	和泉市環境審議会 市民委員（臨時委員）公募
令和元年8月27日	環境基本計画専門部会【令和元年度第1回】 ◆ 第3次和泉市環境基本計画の改定方針について ◆ 市民・事業者意識調査（アンケート）案について
令和元年10月3日	和泉市環境審議会【令和元年度第1回】 ◆ 第3次和泉市環境基本計画の改定方針について ◆ 市民・事業者意識調査（アンケート）案について
令和元年11月8日 ～令和元年11月30日	市民・事業者意識調査（アンケート調査）
令和2年1月23日	環境基本計画専門部会【令和元年度第2回】 ◆ アンケート調査結果（速報）の報告、素案の審議
令和2年2月13日	和泉市環境審議会【令和元年度第2回】 ◆ アンケート調査結果（速報）の報告、素案の審議
令和2年9月24日	環境基本計画専門部会【令和2年度第1回】 ◆ 計画（案）の審議、パブリックコメントの募集について
令和2年10月15日	和泉市環境審議会【令和2年度第1回】 ◆ 計画（案）の審議、パブリックコメントの募集について
令和3年1月4日 ～令和3年1月29日	パブリックコメントの募集
令和3年2月18日	環境基本計画専門部会【令和2年度第2回】 ◆ パブリックコメント実施結果、最終案の審議
令和3年3月19日	和泉市環境審議会【令和2年度第2回】 ◆ 和泉市環境基本計画の見直しについて（諮問） ◆ パブリックコメント実施結果、最終案の審議
令和3年3月26日	和泉市環境基本計画の見直しについて（答申）
令和3年3月31日	第3次和泉市環境基本計画の策定
令和6年3月22日	和泉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の温室効果ガス削減目標の上方修正に伴う修正 修正前削減目標：30% → 修正後削減目標：47%
令和8年3月31日	第3次和泉市環境基本計画（中間見直し版）の策定

6. 第3次和泉市環境基本計画 策定体制図



7. 和泉市環境基本条例

平成11年10月13日
条例第23号

目次

前文

- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策(第7条—第19条)
- 第3章 地球環境の保全に関する施策(第20条)
- 第4章 和泉市環境審議会(第21条)
- 第5章 雑則(第22条)

附則

人は、空気、水、大地などの自然の恵みの中で、生命をはぐくみ、様々な文化を築いてきた。

和泉は、古い歴史と美しい環境に恵まれ、豊かな文化と多様な自然の下に繁栄し、多くの歴史的・文化的遺産と固有の風土を形成してきた。

しかし、都市化の進展や資源・エネルギーの大量消費を伴った社会経済活動は、私たちに物質的な豊かさや利便性をもたらした一方で、身近な自然を減少させ、環境への負荷を増大させ、その影響は単に地域の環境にとどまらず地球の環境を脅かしつつある。

もとより、すべての市民は、安全で健康かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を享受する権利を有しているとともに、健全で恵み豊かな環境を保全し、次の世代に引き継いでいく責務を担っている。このため、私たち市民は、豊かな環境の恵みを享受する一方で環境に対して様々な影響を与えていることや、地域の環境を良好に維持することが地球環境の保全につながることを理解し、これまでの生活や事業活動を自ら問い直し、すべての市民の参加と協働によって地域の健全で恵み豊かな環境を保全し、ゆとりと潤いのある快適な環境を創造していくよう取り組まなければならない。

この認識の下に、市民が参加し、連携し、協働することによって、人の営みと自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することが可能な「わがまち和泉」をつくりあげ、これを次の世代に引き継ぐことを目指して、市民の総意としてこの条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する基本的施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、次に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、推進されなければならない。

- (1) すべての市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を確保し、これを次の世代に引き継ぐべきこと。
- (2) 資源の適正な管理及び循環的な利用を図り、環境への負荷の少ない持続的に発展することが可能な社会の実現を目指すべきこと。
- (3) 地域における多様な生態系*及び自然環境に配慮し、人と自然との共生を図るべきこと。
- (4) すべての事業活動及び日常生活において、地球環境の保全を自らの問題としてとらえ環境に配慮した行動への参加を積極的に推進すべきこと。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に資するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、関係法令に抵触しない場合であっても最大限の努力をもって環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に参加し、及び協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に参加し、及び協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策**(施策の基本方針)**

第7条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本的な方針として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行われなければならない。

- (1) 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、すべての市民の健康を保護し、及び生活環境の保全を図ること。
- (2) 野生生物の生息又は生育環境への配慮等により生態系*の保全を図るとともに、河川等の水辺地、山林地、農地、里山その他の自然環境の保全を図ること。
- (3) 緑化の推進、環境に配慮した秩序ある住環境の創出、清らかな水環境の形成、歴史的・文化的環境の保全及び活用等により、安全で良好な都市環境の形成を図ること。
- (4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの消費の抑制等を徹底することにより、地球環境の保全に資する社会を構築すること。

(環境基本計画の策定)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、環境の保全及び創造に関する目標、それを達成するための施策の大綱その他の必要な事項について定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を作成するに当たっては、市民、事業者又はこれらの者の組織する団体(以下「市民等」という。)の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、第21条に定める和泉市環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

(環境影響評価*)

第10条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正な配慮を行うようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、環境の保全及び創造を図るため、前項の事業者に対して必要な指導又は助言を行うことができる。

(規制の措置)

第11条 市は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、地域の特性を考慮し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の支援)

第12条 市は、市民等の自発的な参加及び協力により環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するために助言その他の支援を行うものとする。

2 市長は、市民等が自ら行う環境への負荷の低減に係る施設の整備その他の環境の保全及び創造に資する活動を促進するため、特に必要があると認めるときは、予算の範囲内において経済的な助成を行うよう努めるものとする。

(施設の整備等)

第13条 市は、公共下水道等環境の保全に資する施設の整備その他の環境の保全上の支障を防止するための事業の推進に努めるものとする。

2 市は、地域の特性及び資源をいかした環境を創造するための施設の整備に努めるものとする。

(資源の循環的利用の促進等)

第14条 市は、環境への負荷を低減するため、市民等による廃棄物の減量の促進、資源の循環的利用及びエネルギーの効率的利用に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境に関する教育及び学習の振興等)

第15条 市は、市民等が環境の保全及び創造についての理解を深め、自発的な環境への負荷の低減その他の環境保全活動を行う意欲が増進されるよう、環境に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第16条 市は、市民等による環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(監視体制の整備等)

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、環境の状況の把握に必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

2 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査及び研究に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第18条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

(年次報告)

第19条 市長は、毎年、環境の状況並びに市が環境の保全及び創造に関して講じた施策について報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 地球環境の保全に関する施策

(地球環境の保全に関する施策)

第20条 市は、地域の環境の保全及び創造を通じて地球環境の保全に貢献することを基本とし、市民等と協働して地域環境の保全に関する施策を推進するものとする。

2 市は、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4章 和泉市環境審議会

(和泉市環境審議会)

第21条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、本市に和泉市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、環境基本計画その他環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査し、及び審議する。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員25人以内で組織する。

5 委員は、市議会議員代表、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

6 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。


2 和泉市附属機関に関する条例(昭和32年和泉市条例第43号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略


■ 用語集 用語集に掲載の言葉は、文中に「*」がついています。

あ 行		ページ数
アドプトプログラム	道路や河川公園などの公共施設を養子、市民等・事業者を里親として合意書を交わすなどして、清掃美化、植栽管理などを任せるシステム。	68
硫黄酸化物	硫黄の酸化物の総称。一酸化硫黄（SO）、二酸化硫黄（亜硫酸ガス）（SO ₂ ）、三酸化硫黄（SO ₃ ）などが含まれる。通称 SO _x （ソックス）ともいう。石油や石炭など硫黄分が含まれる化石燃料を燃焼させることにより発生する。大気汚染や酸性雨などの原因の一つとなる有毒物質。また、自然界においても火山ガスなどに含まれている。	67、145
いずもく	「いずもく」は和泉市民を対象とした公募により決定した、いずみの木の愛称。和泉市内産木材の利用拡大や「おおさか認証材」のPRを図るため、「いずもくプロジェクト」と称して、いずみの木による地域ブランド化を推進している。	12、36、55、99
和泉市の環境	和泉市内の環境の状況や、環境に関する施策などをとりまとめたもの。毎年、とりまとめと公表が行われている。	65、88、109、110、111
いずみプラスチックごみゼロ宣言	令和元（2019）年10月に和泉市長名で行われた宣言。3R*運動の更なる推進、全庁あげてのマイバック持参運動や使い捨てプラスチック代替製品の活用など、プラスチックごみゼロに向けて不断の取組みを行うことが宣言されている。	83
井堰	河に大きな石を並べ、木の杭を打って流れをせき止め、水位を上げて水路に水を引きやすくする施設のこと。	92
エコオフィス	地球温暖化*防止のため、省エネ目標を設定し、室内温度の適正管理やOA機器などの不要時の電源オフなどの取組みを実施するオフィス（事務所）などのこと。	60、76
エコスクール	環境を考慮して設計・建設され、環境を考慮して運営され、環境教育にも活かせるような学校のこと。	42
エコドライブ	「環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用」のことで、やさしい発進を心がけ、無駄なアイドリングを止めるなど、燃料の節約に努め、地球温暖化*に大きな影響を与える二酸化炭素*（CO ₂ ）の排出量を減らす運転のこと。	26、50、67
エコロジカルネットワーク	まとまりを持った樹林や草地、水辺など、生きものの生息地・繁殖地相互を緑地などの回廊（コリドー）でつなぎ、生きものの生息空間の確保を目指すもの。	8、94
おおさかクールオアシスプロジェクト	大阪府が事業者や関係機関と連携し、猛暑から府民の命を守るとともに健康被害の軽減を図ることを目的に実施している様々な取組み。協力施設・店舗において、猛暑の際に外出先の一時避難所として、暑さをしのげる涼しい空間（クールオアシス）を、府民等に提供している。	78



大阪府レッドリスト	レッドリストは、絶滅のおそれのある野生動植物などについて、絶滅への危険度に応じてランク付けしたもの。大阪府では、平成12(2000)年にレッドリストとそれらの生息・生育状況などをとりまとめた、大阪府レッドデータブックを「大阪府における保護上重要な野生生物」として作成している。大阪府レッドリスト2014は、環境省第4次レッドリスト(平成24(2012)年公表)に準拠して作成している。	8、92、93、94、144
屋外燃焼行為(野焼き)	廃棄物を屋外で、公益上又は社会習慣上やむをえない場合(例えば、農業における稲わらや草の焼却など)を除き、焼却を行うこと。通称で「野焼き」とも言われる。「和泉市生活環境の保全等に関する条例」において屋外燃焼行為の禁止が規定されている。	65、66、67
汚濁負荷量	環境に流入する陸域から排出される有機物や窒素、リンなどの汚濁物質のこと。総量規制や廃水処理設備の設計の際に用いられ、一般的には、汚濁物質の時間あるいは日排出量で表わし、「汚濁負荷量＝汚濁濃度×排水量」で計算する。	110
温室効果ガス	太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果をもつガスのこと。京都議定書では、地球温暖化*防止のため、二酸化炭素*、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質が削減対象の温室効果ガスと定められた。また、平成27(2015)年に三ふっ化窒素が新たに温室効果ガスに加えられた。	13、16、17、18、19、36、47、48、49、50、52、67、73、74、77、78、115、121、122、124、125、129、142、144、145、146、147
		
外来種	本来分布していない地域に人為的に持ち込まれた生物種のこと。意図的か偶然かは問わない。人為的な影響により、分布域の爆発的な拡大や生息(生育)数が激増し、生物多様性*及び生態系サービスに重大な影響を与えている。	54、80、95
合併処理浄化槽	生活雑排水とし尿を合わせて処理する浄化槽のこと。公共用水域に流れ込む汚れの量は、単独処理浄化槽と比べ8分の1に減少させる性能があり、下水道終末処理施設と同程度の処理水が望める。	65、66、105、110
環境影響評価	環境に悪影響をもたらす可能性のある開発などの計画がある時に、その影響を事前に予測・評価し、計画案に反映させるプロセスのことで、環境アセスメントとも言われる。	54、138
環境家計簿	各家庭の電気・ガス・灯油・ガソリン・水道などの家庭で消費されるエネルギーやごみなどの廃棄物から排出されるCO ₂ の量を計算するもの。和泉市でも各家庭で取り組める様子を配布している。	21


環境基準	環境基本法の第16条に基づき、政府が定める環境保全の目標。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などに関する環境基準を定めている。また、これらの基準は、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならないと規定されている。	31、35、109、110、111、112、147
環境マネジメントシステム	組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続きなどの仕組みのこと。	2、44、88、149
緩和策	地球温暖化*の原因となる温室効果ガス*の排出削減のために行う対策。省エネの取組みや、再生可能エネルギー*などの低炭素エネルギー、植物によるCO ₂ の吸収源対策などがある。地球温暖化*の対策には、この「緩和策」と「適応策*」がある。	17、51、52、78、122、146
グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用などのハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組み。	51、55
グリーン購入	品質や価格だけでなく、環境や社会への影響を考え、環境負荷をできる限り小さくし、かつ社会的に配慮された製品やサービスを、環境負荷低減や企業の社会的責任の遂行に努める事業者から優先的に購入すること。	2、42、49
グリーンツーリズム	農山漁村に滞在し農漁業体験を楽しみ、地域の人々との交流を図る余暇活動のこと。都市住民に自然や地元の人とふれあう機会を提供するだけでなく、農山漁村を活性化させ、新たな産業を創出すると見られている。	55、57
グリーンリカバリー	新型コロナウイルス*感染拡大からの経済復興にあたり、環境や社会より経済政策を優先させるのではなく、この機会をきっかけに経済の復興と脱炭素*社会への移行を両立させること。EUでは加盟国大臣、議会議員、グローバル企業等で、協働イニシアチブ「グリーンリカバリー」を発足。日本では、「Sustainable and Resilient Recovery from COVID-19」を掲げ、閣僚級会合の開催とウェブ上の国際連携プラットフォームの立ち上げを発表している。	17、122
コージェネレーション	発電と同時に発生した排熱も利用して、冷暖房や給湯などの熱需要に利用するエネルギー供給システムで、総合熱効率の向上を図るもの。	26
 さ行		
再生可能エネルギー	自然現象によって半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギー。太陽光・太陽熱・風力・水力・地熱などをエネルギー源としたもので、自然エネルギーとほぼ同義に用いられる。	3、5、34、36、40、48、49、74、117、124、142、143、145
産業廃棄物マニフェスト	産業廃棄物管理票。産業廃棄物の名称、数量、運搬業者名、処分業者名などを記載することにより、産業廃棄物が適正に処理されたかどうか、処理の流れを把握できる仕組みになっている。平成10(1998)年12月より全ての産業廃棄物に使用が義務付けられている。	64

自然共生社会	多様な生き物が生息・生育している環境。生物多様性*が守られており、自然の恵みを将来にわたり享受できる社会のこと。	1
持続可能な開発目標 (SDGs)	SDGs (エスディーゼーズ) は Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略称。平成 27(2015)年 9 月に国連で開かれたサミットで、平成 27(2015)年から令和 12(2030)年までの長期的な開発の指針として採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中核となるものが SDGs*であり、「誰ひとり取り残さない」社会を築くことを目指して、先進国と途上国が丸となって達成すべき 17 の目標 (ゴール) と、目標をより具体的に示した 169 のターゲットからなる。本計画では、重点プロジェクトとの各ゴールとの関係について、関連が深いと考えられる順に掲載し、示しています。	15、17、18、120、122、123
食品ロス	本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品。食品ロスが生じる主な原因としては、家庭系では、調理時に皮を厚くむきすぎるなどの過剰除去、消費期限や賞味期限切れなどによる直接廃棄である。事業系では、飲食店などで発生した食べ残し、食品メーカーや小売店における規格外品の撤去や返品、在庫過剰や期限切れの売れ残りなどである。	30、60、76、83、84、147
循環型社会	廃棄物の発生を抑え、資源の循環利用、リサイクル*などに取り組むことで、環境への負荷をできる限り少なくする社会のこと。	ii、1、2、3、29、30、34、35、36、40、57、60、72、76、83、113
新エネルギー	太陽光発電や風力発電、バイオマス*発電などの「再生可能エネルギー*」のうち、地球温暖化*の原因となる二酸化炭素*の排出量が少なく、エネルギー源の多様化に貢献するエネルギーのこと。	2、25、26
新型コロナウイルス	「新型コロナウイルス」はコロナウイルスのひとつです。新型コロナウイルスの世界的な感染拡大にあたり、各国ではロックダウン措置が行われるなどの措置が行われ、国内でも緊急事態宣言が出され、生活や事業活動のスタイルが一変した。また、短期的に新型コロナウイルス撲滅が困難であることを前提とした感染症対策と経済活動を両立させるための新たな戦略や生活様式のことをウィズコロナという。また、新型コロナウイルス感染拡大により、様々な変革を世の中にもたらしており、新型コロナウイルス感染症によって変わったこれからの社会を指す言葉としても表現される。	17、66、122、142
森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律	「森林環境税」は、令和 6(2024)年度から、個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として 1 人年額 1,000 円を市町村が賦課徴収する制度である。「森林環境譲与税」は、市町村による森林整備の財源として、令和元(2019)年度から、市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与される制度であり、自治体は森林環境譲与税の用途の公表が義務化されている。大阪府では、独自に森林環境税 (年額 300 円/個人府民税均等割額に加算) 制度を平成 28(2016)年度より開始しており、自然災害から府民の暮らしを守るとともに、健全な森林を次世代につなぐ取組みを行っている。	i、3、19、26、51、55、56、76、81
水源涵養	樹木、落葉及び森林土壌の働きにより、降水を効果的に地中に浸透させ、長期にわたり貯留、流下することにより、洪水調整、渇水緩和など河川流量の平準化を図る機能のこと。	28、56

スマートハウス	スマートハウスとは、IT（情報技術）を使って家庭内のエネルギー消費が最適に制御された住宅。太陽光発電システムや蓄電池などのエネルギー機器、家電、住宅機器などをコントロールし、エネルギーマネジメントを行うことで、CO ₂ 排出の削減を実現する省エネ住宅のこと。	75
生態系	ある地域に生息する生物群集（同じ場所で生活しているいろいろな種の個体群）とそれを取り巻く無機的環境（気象・土壌・地形・光・温度・大気など）をあわせたひとつのまとまりのこと。	i、5、27、33、34、53、54、55、63、79、80、83、95、137、138、146、147
生物多様性	生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。動物・植物・微生物など様々な生物がいる「種の多様性」、同じ種の中でも異なる遺伝子により個性がある「遺伝子の多様性」、森林・里山・河川など様々なタイプの自然がある「生態系*の多様性」という3つのレベルで多様性があるとされている。	ii、2、3、8、21、27、28、34、35、36、40、53、55、72、80、81、82、84、94、141、143、144、148、149
生物多様性ホットスポット	生物多様性*を保全する上で重要な地域。生物多様性*が豊かであるにもかかわらず、希少種が生息し、危機に瀕しているという理由から選定された地域のこと。	8、93
絶滅危惧種	絶滅の危機にある生物種のこと。府では、大阪府レッドリスト*2014を発行し、府における保護上重要な野生生物種を以下の通り区分した。 ・絶滅 府ではすでに絶滅したと考えられる種。 ・絶滅危惧Ⅰ類 絶滅の危機に瀕している種。 ・絶滅危惧Ⅱ類 絶滅の危険が増大している種。 ・準絶滅危惧 存続基盤が脆弱な種。 ・情報不足 評価するだけの情報が不足している種。	27、28
ゼロカーボンシティ	「2050年に温室効果ガス*（二酸化炭素*）実質排出ゼロ」を目指すことを、市長村長、都道府県知事自らが又は地方自治体として公表したまちのこと。	77
 た行		
ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コブранаポリ塩化ビフェニルの3種類の有機化学物質のこと。ものを燃やす時に発生しやすく、毒性が強い。	67、112
脱炭素	地球温暖化*の原因となるCO ₂ などの温室効果ガス*の排出を防ぐために、石油や石炭などの化石燃料から脱却すること。太陽光やバイオマス*などの再生可能エネルギー*の利用を進めるなど、社	ii、1、3、5、21、24、34、35、

	会全体を低炭素化する努力を続けた結果としてもたらされる持続可能な社会を脱炭素社会という。	36、40、47、49、74、124、142
地域経済循環分析	「地域循環共生圏*」の具体化を目指すに当たって、地域内の資金の流れがどのようになっているか、環境施策などの実施によりそれがどう変化するかを把握するためのツール。市町村ごとの「産業連関表」と「地域経済計算」を中心とした複合的な分析により、「生産」、「分配」及び「支出」の三面から地域内の資金の流れを俯瞰的し、産業の実態（主力産業・生産波及効果）、地域外との関係性（移輸入・移輸出）などを可視化する。	14、117、123
地域循環共生圏	各地域が美しい自然景観などの地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。「地域循環共生圏」の創造による持続可能な地域づくりを通じて、環境で地方を元気にするとともに、持続可能な循環共生型の社会の構築を目指している。	i、18、118、123、145
地球温暖化	人間活動の拡大により二酸化炭素*をはじめとする温室効果ガス*の濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。温室効果ガス*濃度上昇の原因は、石炭・石油などの化石燃料の燃焼であり、さらに大気中の炭素を吸収貯蔵する森林の減少がそれを助長している。	1、2、3、4、17、18、20、25、26、44、47、48、51、73、74、77、81、84、116、122、124、140、141、142、143、145、146、147
地産地消	「地域生産、地域消費」の略語。地域で生産された農林水産物などをその地域で消費すること。近年、食品に対する安全・安心志向の高まりや、輸送による環境負荷の軽減などの面から注目されている。	2、26、47、57
窒素酸化物	窒素の酸化物の総称であり、一酸化窒素(NO)、二酸化窒素(NO ₂)、一酸化二窒素(N ₂ O)、三酸化二窒素(N ₂ O ₃)、五酸化二窒素(N ₂ O ₅)などが含まれる。窒素酸化物は、光化学オキシダントの原因物質であり、硫黄酸化物*と同様に酸性雨の原因にもなっている。また、一酸化二窒素（亜酸化窒素）は、温室効果ガス*のひとつ。	67、109
つなげよう、支えよう森里川海プロジェクト	国が推進する、地域循環共生圏*の実践を通じてSDGs*の達成を目指す取組み。国民全体で「森里川海を豊かに保ち、その恵みを引き出すこと」、「一人一人が、森里川海の恵みを支える社会をつくること」を目指す。	82

適応策	気候変動に対して自然生態系*や社会・経済システムを適応させることにより、温暖化による悪影響を回避・軽減させること。地球温暖化*の対策には、この「適応策」と「緩和策*」とがある。	17、18、 34、40、 51、52、 78、79、 122、125、 142
デコ活	2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするために展開している新しい国民運動のこと。	3、75
トカイナカ	和泉市のシティプロモーションの一環として、大阪市内に好アクセスで都市の利便性と、昔ながらの里山風景を残す自然の豊かさが融合する和泉市を特徴づける造語として使用している。	72
特定外来生物	生態系*などに係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして、外来生物法によって規定された外来生物。生きているものに限られ、卵、種子、器官などを含む。同法で規定する「外来生物」は、海外からわが国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物を指す。	28、53、 80、95
特定植物群落	環境省が各都道府県に委託して行っている自然環境保全基礎調査のうち、特定植物群落調査において、「特定植物群落選定基準」に該当する植物群落のこと。わが国の植物相を形づくっている植物群落のうち、規模や構造、分布などにおいて代表的・典型的なもの、代替性のないもの、あるいはきわめて脆弱であり、放置すれば存続が危ぶまれるものなどが選定されている。	8、93
 な行		
二酸化炭素	炭素を含む物質の燃焼や生物の呼吸によって発生するもの。化石燃料の燃焼や熱帯雨林の破壊などに起因して年々増加している。太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表の温度を高める「温室効果ガス*」の一種。地球温暖化*の原因となる。	13、22、 77、115、 140、141、 143、144、 145
二次林	原生林（過去において一度も人間の影響を受けていない林）が、天災あるいは人間の影響によって破壊された後に自然に成立する林のこと。その中で、人里近くにあつて、かつて薪や炭用の材料を採取する薪炭林など、人との関わりの深い中で成立している二次林を「雑木林」「里山」と呼んでいる。関西ではコナラアベマキ林が一般的。	8、93
燃料電池	水素と酸素の化学的な結合反応によって生じるエネルギーによって、電力を発生させる装置のこと。クリーンで高い発電効率が得られるため、地球環境に負担をかけないエネルギーとして期待されている。	50、75
 は行		
バイオマス	生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」をバイオマスと呼んでいる。なお、バイオマスから得られるエネルギーはバイオエネルギー又はバイオマスエネルギーと呼ばれている。バイオマスの種類として、廃棄物系のもは、廃棄される紙、家畜排せつ物・食品廃棄物・建設発生木材・下水汚泥・し尿汚泥な	25、26、 49、143、 145

	どがあげられ、未利用のものは、稲わら・麦わら・もみ殻・林地残材（間伐材、被害木）などが、エネルギー作物はさとうきびやトウモロコシなどの糖質系作物やなたねなどの油糧作物がある。	
廃棄（ハイキ）ン グ	和泉市環境基本計画（平成13(2001)年9月策定）に基づき、市民及び事業者が主体的に環境保全活動に取り組み、交流できる場として設立された、いずみ環境くらぶが実施する和泉市の自然や文化、歴史に触れながら、市内の清掃活動を行う取り組み。	80、81
ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。過去の災害履歴、避難場所・避難経路などの防災地理情報が示されることが多い。	51、70
パッシブデザイ ン	太陽、風、地熱といった自然エネルギーを最大限に活用・調整して、高い質の室内環境を実現させながら、省エネルギーに寄与しようとする建築設計の考え方とその手法のこと。	47
パリ協定	気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP*21）において採択された、地球温暖化*対策に関する令和2(2020)年以降の新たな国際枠組み。平成28(2016)年発効。すべての加盟国が自国の削減目標を掲げ実行するとともに、5年ごとにその目標をさらに高めることなどが定められている。	i、3、17、 18、19、 77、122、 123、124、 129
フードバンク	安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことができない食品を企業などから寄贈していただき、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動のこと。近年、「食品ロス*」や「貧困問題」が注目されるようになり、各地でフードバンク活動が普及しつつある。	60
浮遊粒子状物質	大気中に浮遊する粒径が10ミクロン以下の物質のこと。ディーゼル車の排出ガス、工場のばい煙、道路粉塵などが主な原因とされ、人の気道や肺胞に沈着し、呼吸器疾患を起す。環境基準*が定められている。	109
フロン	炭化水素に塩素、フッ素が結合した化合物（フルオロカーボン）のこと。スプレー噴霧剤、冷却剤、潤滑剤、殺菌剤、溶剤などとして使われる。オゾン層を破壊する種類（特定フロン）のほか、温室効果ガス*として地球温暖化*の原因にもなる。	2、67、115
防災協力農地	災害時における市民等の安全確保及び復旧活動の円滑化を図る用地を確保するため、農地を避難空間及び災害復旧用資材置場などとして活用できるようあらかじめ防災協力農地として登録するもの。	69、70
ポケットパーク	都市生活の中での潤いや休憩のために整備される市街地の空地や、建物前の小広場などを利用して設けられる比較的小規模な空間のこと。	31、71
 行		
マイクロプラス チック	マイクロプラスチックとは一般的に粒径5mm以下の細かなプラスチックのことを言い、環境や生態系*への影響、とりわけ海洋プラスチックによる海洋生物や生態系*への影響が懸念されてい	63、72、 128

	る。発生源としては、環境中に投棄されたプラスチックごみが微細化したもの、日用品中のプラスチック粒子が下水処理場等で完全に除去されず環境中へ流出したものとされている。	
マイバッグ	買い物時に持参し、購入したものを入れる袋のこと。スーパーなどで買い物時にレジ袋をもらわないことにより、ごみ減量とその意識の向上や資源の節約の達成などを目的としている。なお、レジ袋を有料化することで、それが本当に必要かを考え、ライフスタイルを見直すきっかけとすることを目的として、令和2(2020)年7月よりレジ袋有料化がスタートした。	60
マイボトル	プラスチック等の使い捨て容器に入った飲料ではなく、繰り返し使える水筒や飲料等ボトル(マイボトル)を利用する取組みのこと。	60、83、84
めぐ〜る	和泉市内の4ルートで運行するコミュニティバスの愛称。	101
 や行		
遊休農地	現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地などのこと。	28、57
 ら行		
リサイクル	再資源化のこと。いったん使用された製品や製品の製造に伴い発生した副産物を回収し、原材料としての利用(マテリアルリサイクル)、又は焼却熱のエネルギーとしての利用(サーマルリサイクル)を図る。	2、3、13、20、29、30、34、36、40、57、62、63、67、76、113、143、150
リサイクルリーン	和泉市ごみ減量等推進員(リサイクルリーン)制度	29、60
リデュース	廃棄物の発生抑制のこと。省資源化や長寿命化といった取組みを通じて、製品の製造、流通、使用などに係る資源利用効率を高め、廃棄物とならざるを得ない形での資源の利用を極力少なくする。	29、34、40、60、150
リユース	再使用のこと。いったん使用された製品を回収し、必要に応じて適切な処置を施しつつ、製品として再使用を図ること。又は、再使用可能な部品の利用を図ること。	29、30、34、40、61、83、150
 アルファベット		
BOD	BOD(Biochemical Oxygen Demand:生物化学的酸素要求量) 水中の有機物を好気性バクテリアが酸化分解するのに要する酸素量のことで、河川の水質指標として用いられる。この値が高いほど有機物などが多量に含まれており、汚濁度が高いことを示す。	110
COP	COP(Conference of the Parties:締約国会議) 国際条約の締約国が集まって開催する会議のこと。気候変動枠組条約、生物多様性*条約、砂漠化対処条約など、それぞれ締約国会	2、3、17、122、124、147

	議がある。近年では、第 15 回気候変動枠組条約締約国会議（COP15）がデンマークのコペンハーゲンで、生物多様性*条約第 10 回締約国会議（COP10）が名古屋で開催された。	
ESCO 事業	ESCO（Energy Service Company） ビルや工場の省エネルギー化に必要な、「技術」「設備」「人材」「資金」などのすべてを包括的に提供するサービスのこと。それらのサービスを提供する際に、決してそれまでの環境を損なうことなく省エネルギー化を実現し、その効果を保証する事業。省エネルギー改修に要する費用は、省エネルギー化によって節減されたエネルギーコストの一部から償還されることが特長。	47、74
ESD	ESD は Education for Sustainable Development の略で「持続可能な開発のための教育」と訳される。ESD は、環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。	18、126、127
IPCC	国連気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）の略。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、平成 10(1988)年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された組織。	16、18、121、125
ISO14001	ISO（International Organization for Standardization：国際標準化機構） 国際標準化機構が策定した国際規格である ISO14000 シリーズは、環境マネジメントシステム*を中心として、環境監査、環境パフォーマンス評価、環境ラベル、ライフサイクルアセスメントなど、環境マネジメントを支援する様々な手法に関する規格から構成されている。 ISO14001 は、「環境マネジメントシステム*の仕様」を定めているもので、ISO14000 シリーズの中心となるもの。	2、88
RE100	RE100 とは、企業が自らの事業の使用電力を 100%再エネで賄うことを目指す国際的なイニシアティブ。	48、49
SDGs	SDGs（エスディー・ジー・ズ）は Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。平成 27(2015)年 9 月に国連で開かれたサミットで、平成 27(2015)年から令和 12(2030)年までの長期的な開発の指針として採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中核となるものが SDGs であり、「誰ひとり取り残さない」社会を築くことを目指して、先進国と途上国が丸となって達成すべき 17 の目標（ゴール）と、目標をより具体的に示した 169 のターゲットからなる。 尚、本計画では、取組内容と特に関連性の高いと思われる SDGs を、重点プロジェクトとの関連度合いの順に掲載している。	i、1、3、15、18、20、21、23、24、72、79、82、85、118、120、123、143、145
ZEB	Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを旨とした建物のこと。	75
ZEH	Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略称。住まいの断熱性・省エネ性能を上げること、そして太陽光発電などでエネルギーを創ることにより、年間の一次消費エネルギー量（空調・給湯・照明・換気）の収支をプラスマイナス「ゼロ」にする住宅のこと。	75


数字

3R

廃棄物処理やリサイクル*を推進する上での基本的な取組み。「①ごみの発生抑制＝リデュース* (Reduce)」「②再使用＝リユース* (Reuse)」「③再資源化＝リサイクル* (Recycle)」の頭文字を取って「3R」(スリーアール)と呼ぶ。なお、3Rのうち、「リデュース*」の優先順位が最も高く、次いで「リユース*」、「リサイクル*」の順で取り組むとされている。また、3R、4R、5Rとそれぞれ言葉があるが、リデュース*、リユース*、リサイクル*を分解して、4R(リフューズ(Refuse)(不要なものを断る)が追加)、5R(リペア(Repair)修理して長く使い続けるが追加)はそれらに関する詳細を説明しているものであり、環境省では、3Rで統一して表現している。

29、30、
34、60、
63、76、
83、84、
140

第3次和泉市環境基本計画（中間見直し版）

和泉市 環境産業部 環境政策室

〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

TEL 0725-99-8121（直通）

令和8（2026）年3月